

平成24年11月16日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第1号

第4回定例会

平成24年11月16日（金曜日）

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- （1）定例監査結果等報告について
- （2）議員派遣について
- （3）第128回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- （4）総務文教、厚生、建設経済各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- （1）市政の概況について
- 〃 5 議第67号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
- 〃 6 議第68号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 〃 7 議第69号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 〃 8 議第70号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 〃 9 議第71号 平成24年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 〃 10 議第72号 寒河江市市税条例の一部改正について
- 〃 11 議第73号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 12 議第74号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
- 〃 13 議第75号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 14 議第76号 国際チェリーパーク、イベント広場、チェリードーム、臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 15 議第77号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 16 議第78号 土地の取得について
- 〃 17 議第79号 市道路線の認定について
- 〃 18 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 高橋勝文議長 おはようございます。
- ただいまから、平成24年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。
- 本日の欠席通告議員はありません。
- 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- なお、情報観光課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。
- 本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3番遠藤智与子議員、18番鴨田俊廣議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 高橋勝文議長 日程第2、会期決定を議題といたします。
- 本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。
- 〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕
- 沖津一博議会運営委員長 おはようございます。
- 議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。
- 本日招集になりました平成24年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月13日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。
- 会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数などを勘案し、本日から11月30日までの15日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。
- 以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。
- 高橋勝文議長 お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から11月30日までの15日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成24年11月16日(金)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
11月16日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、議案上程、同説明	議 場
11月17日(土)		休 会		
11月18日(日)		休 会		
11月19日(月)		休 会		
11月20日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
11月21日(水)		休 会		
11月22日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
11月23日(金)		休 会		
11月24日(土)		休 会		
11月25日(日)		休 会		
11月26日(月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	旧きらやか銀行寒河江支店 第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保健 センター 301会議室
	建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	市 役 所 401会議室	
11月27日(火)		休 会		
11月28日(水)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	旧きらやか銀行寒河江支店 第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保健 センター 301会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	市 役 所 401会議室
11月29日(木)		休 会		
11月30日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 議員派遣について、(3) 第128回山形県市議会議長会定期総会の報告について、(4) 総務文教、厚生、建設経済各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

○高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、寒河江市議会第4回定例会に当たりまして、9月定例会以降の主な市政の概況について御報告を申しあげます。

最初に、都市計画道路下釜山岸線の開通について申しあげます。

市街地内を東西に結ぶ重要な道路として、中心市街地とほなみ団地との円滑なアクセスを図る都市計画道路下釜山岸線が、去る10月13日に開通式を行い、供用の開始をいたしました。平成17年度から整備を進めてまいりました都市計画道路下釜山岸線は、整備延長340メートル、幅員18メートルの道路として8年の歳月を経て完成をいたしました。内回り環状線の都市計画道路落衣島線と中心市街地が東西に結ばれたことから、フローラ・SAGAE周辺部の混雑解消と工業団地方面への通勤時間短縮が図られ、ほなみ団地から市中心部への交通アクセスが格段に向上し、さらなる魅力あふれた住宅形成が図られ、都市機能が一段と整備されたところでございます。

また、平成14年度から整備を進めてまいりました最上川寒河江緑地の多目的水面広場が完成をし、平成25年度からの本格的な運用に向けて、去る9月23日に竣工式とオープニングイベントとして日本カヌー連盟主催のカヌー体験研修会が開催されたところでございます。

日本カヌー連盟のカヌー・スプリント競技の国際規格に対応した公認コースとして整備をし、人工コースとしては日本でも例のない施設であり、カヌー競技関係者からは天候に左右されにくく湖面が安定した利用ができると期待の聲が上がっているところであります。

今後は、市内高等学校などのカヌー練習場としての活用や各種大会などの誘致を図り、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、デマンド型公共交通の本格運行について申しあげます。

昨年11月から1年間実証運行を行いました。利用者からのアンケート調査を実施するなど検証を行いながら見直しを行って、この11月1日から本格運行を実施しているところであります。

見直しの内容は、利用者の利便性の向上を目指して、共通乗降所について大型スーパーや金融機関などを加え111カ所に倍増したほか、土曜日運行や予約方法の改善を行い、より多くの市民の皆さんから利用していただけるように配慮したところであります。

その結果、本格運行後1週間の利用状況は、従来に比べて約20%増加しており、見直しの効果が既にあらわれていると思っております。

次に、慈恩寺について申しあげます。

慈恩寺周辺は、四季を彩る花々として、春は八千代公園の稚児桜、夏は古代慈恩寺蓮が咲き誇り、

秋は真紅の彼岸花、そして冬は大晦日の花火が夜空に大輪の花を咲かせ、慈恩寺の魅力を広く県内外に発信しているところがございます。

このたび、新たな取り組みとして、秋の彼岸花が咲く9月23日に本山慈恩寺及び慈恩寺観光振興会主催による「慈恩寺彼岸花野点」が、市内裏千家茶道愛好会の御協力をいただき、慈恩寺境内において開催をされました。行楽の秋は慈恩寺を訪れる観光客が一番多い時期であり、この時期に観光ガイドによる案内人を配置して「慈恩寺彼岸花野点及び俳句大会」が開催できましたことは、慈恩寺の新たな魅力アップにつながるのと同時に、慈恩寺のさらなる情報発信ができたものというふうに考えております。

慈恩寺につきましては、新第5次振興計画においてその魅力向上を重点プロジェクトに掲げ、現在国史跡指定に向けた取り組みを進めているわけでありますが、寒河江の宝であります慈恩寺を全国に発信し本市の活性化につなげていくためには、総合的な整備が必要だというふうに考えているところであります。そうしたことから、先日11月7日に慈恩寺本山及び地域関係者、歴史文化学識者、商工観光など産業関係者、そして交通運輸関係者などで構成をいたします「寒河江市慈恩寺悠久の魅力向上基本計画検討委員会」を組織し、慈恩寺の総合的な整備計画を国史跡指定の具申書提出と歩調を合わせて検討をしていただくことにいたしましたところであります。委員の方々是非常に意欲的でありまして、慈恩寺の魅力向上を市民総参加で実現していくという考えを持っていただいておりますので、市民の力によるすばらしい基本計画が提言いただけるものと確信しているところがございます。

次に、本市のイメージキャラクターの全国展開について申し上げます。

全国各地で御当地ゆるキャラによるまちおこしや観光PRが行われているところでありますが、本市におきましても昨年誕生したイメージキャラクター「チェリン」は、幼児から高齢者まであらゆる年代の方々に親しまれているところであります。

このたび、「ゆるキャラグランプリ2012」にこのチェリンがエントリーをいたしました。ことしで3年目のこのイベントは、全国各地で活躍する800体を超える御当地のゆるキャラが参画をして、インターネットによる投票数で人気度を決定する全国的なイベントであります。初回グランプリでは滋賀県彦根市の「ひこにゃん」、第2回目は熊本県の「くまモン」が獲得をして全国的に話題になり、彦根市を訪れた観光客による経済波及効果は約4億8,000万円に上るとの発表もあるところであります。

本グランプリに参画をし、市外での知名度を上げ、広く本市のPRに活用していきたいというふうに考えているところであります。

また、2つ目の全国展開としては、「ゆるキャラさみっとin羽生」への参画でございます。11月24日、25日に、栃木県羽生市で全国から200を超えるキャラクターが参画をする予定であり、この2日間で十数万人の来場者がある東日本最大のゆるキャライベントであります。これらのイベントを通して、本市の観光周知を含めて市外への情報発信に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところがございます。

次に、ことしも農作物の実りの秋に感謝する収穫の時期になったところであります。農産物の作柄については、夏場の日照り続きの影響が心配されたところでありますが、水稻につきましては10月15日現在における村山地域の水稲の作況指数は101と平年並みであります。1等米比率も11月14日現在のJAさがえ西村山管内によれば、92.0%とほぼ昨年並みを確保しているところであります。中でも、

つや姫の1等米比率につきましては、98.8%となっております。改めて、暑さに強い品種であることが証明されたというふうに思っているところであります。

県内で最大規模のつや姫団地であります「つや姫ヴィラージュ」では、稲刈り・自然乾燥作業交流会が去る9月20日に実施をされました。サポーターの方々と一緒に手刈りくい掛け作業を行い、作業終了後はつや姫おにぎりや芋煮で交流を深めるなど、つや姫のPRに大きく貢献してきているところでございます。

また、秋の果物の作柄につきましては、リンゴについては雪の影響や夏の高温により平年よりは収量がやや少なく、大きさについても小玉であります。品質については申し分がないものとなっております。ラ・フランスにつきましても同様の傾向でありましたが、高い糖度を出すため適宜収穫に努め、出荷時期を遅らせ、11月1日より出荷しているとのことであります。先般、11月12日には西村山1市4町合同によるリンゴとラ・フランスのトップセールスを横浜で行ってまいりましたが、横浜市民の方々からは大変好評を得たところでございます。

次に、芸術の秋についての取り組みでございます。

市美術館での特別企画展として、県内4つの廃校になった小学校校舎を拠点に創作活動に取り組む若者たちのアート作品を紹介展示した「校舎と美術～4つのまなざしをめぐる展覧会～」を9月27日から10月9日まで実施をいたしました。12日間という短期間ではありましたが、県外・市外も含め約700人が来場し、旧校舎に思いをはせながらアート作品や地域での取り組みなどを鑑賞していただきました。

さらに、活動団体の卒業生によるアートワークショップも期間中4回行われ、会場出入り口につくられた大きな看板には来場者の感想や質疑応答で埋め尽くされたにぎわいを見せておったところであります。これまでにない美術館独自の催しとして、多くの来場者があったものというふうに考えております。

これからも積極的に企画展を組むなど、美術館の利活用につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、11月3日には市総合文化祭の合同発表会が行われました。市内の芸術文化関係19団体の発表会が開催をされました。それぞれが常日ごろの練習成果を発表し合いながら、多くの来場者が訪れたところでございます。

次に、雇用対策関係について申し上げたいと思います。

国の10月の月例経済報告では、「景気は、引き続き底堅さも見られるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている。」としております。ハローワーク寒河江管内におきましては、9月の有効求人倍率は0.82と前年度同月と比べ0.2ポイント増に回復しており、先行き不透明感がうかがわれるものの着実に改善をしているとの雇用情勢判断が出されているところであります。

また、来春卒業予定の県内高校生を対象とした県内企業の求人倍率は、9月末現在で前年同期より0.26ポイント高い1.13倍であります。東日本大震災の復興需要のある建設業を初め、多くの産業で求人が増加し、明るい兆しも見られるところであります。

今後とも、社会経済情勢の変化に対応した効果的かつ効率的な本市の雇用対策を一層推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、第3回定例会以降の市政の概況を申し上げましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を

よろしくお願いを申しあげたいと思います。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 ただいまの行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう議員において配慮されますようお願いをまずもって申します。

行政報告中、市政の概況について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第5、議第67号から日程第17、議第79号までの13案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第18、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、生活保護費の扶助費や障害福祉サービス費の扶助費等を追加計上し、市民文化会館耐震化事業費及び凍上災による市道復旧工事に係る土木施設災害復旧等を追加するものでございます。

その結果、2億590万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ163億2,148万円とするものであります。

次に、議第68号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整により、職員給与費を減額するものであります。

その結果、132万1,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ16億7,681万3,000円とするものでございます。

次に、議第69号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整により、職員給与費を減額するものでございます。

その結果、218万8,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ45億4,449万2,000円とするものでございます。

次に、議第70号平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算については、人事異動等に伴う給与等経費の調整により、職員給与費を減額するものでございます。

その結果、192万1,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ33億2,725万6,000円とするものでございます。

次に、議第71号寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江市立病院アクションプランに基づき療養病床を導入することに伴い業務の予定量を改正し、医業収益を4,246万2,000円減額し、医業費用を同額減額しようとするものでございます。

その結果、収益的収入及び収益的支出の予算総額は、それぞれ18億6,499万1,000円とするものでございます。

次に、議第72号寒河江市市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の施行に伴い、退職所得に係る個人市民税の税額控除の廃止や個人市民税の税率の特例などについて所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第73号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

寒河江中央工業団地の第4次拡張地について、都市計画法の用途地域に指定されるまでの期間、都市計画税課税区域について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第74号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について御説明を申し上げます。

寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の適用期間が平成25年1月1日で終了することに伴い、固定資産税課税免除の適用期間について3年間延長しようとするものでございます。

次に、議第75号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

寒河江市立病院アクションプランに基づき療養病床を導入するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第76号国際チェリーパーク、イベント広場、チェリードーム、臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定についてと議第77号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についての2議案について一括して御説明を申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決をいただこうとするものでございます。

次に、議第78号土地の取得について御説明を申し上げます。

チェリークア・パーク内に屋内多目的運動場整備用地を取得するために、議会の議決をいただこうとするものでございます。

次に、議第79号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

生活道路として新たに1路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものでございます。

以上、13案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申

しあげる次第であります。

以上です。

散 会 午前9時59分

○高橋勝文議長 本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成24年11月20日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（2名）

7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
----	------	----	----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第2号

第4回定例会

平成24年11月20日（火曜日）

午前9時30分開議

再開

- 日程第1 報告第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告について
〃 2 質疑
〃 3 議第80号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）
〃 4 議案説明
〃 5 委員会付託
〃 6 質疑、討論、採決
〃 7 議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）の議案訂正の件
〃 8 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

再開

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、7番沖津一博議員、8番工藤吉雄議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営についてであります。議会運営委員長及び副委員長が欠席でありますので、年長の議会運営委員であります新宮委員から議会運営委員会の報告を求めます。新宮議会運営委員。

〔新宮征一議会運営委員 登壇〕

○新宮征一議会運営委員 おはようございます。

本日の会議運営については、11月19日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案等について申し上げます。

追加されます案件は、報告第16号、議第80号及び議第67号寒河江市一般会計補正予算（第3号）の議案訂正の件の3案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第1で報告第16号を上程した後、日程第2で質疑、日程第3で議第80号を上程した後、日程第4で議案説明、日程第5で委員会付託、日程第6で質疑、討論、採決を行い、日程第7で議第67号寒河江市一般会計補正予算

(第3号)の議案訂正の件についてお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの新宮議会運営委員の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は新宮議会運営委員の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、報告第16号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

報告第16号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申しあげます。

報告第16号は、本年8月3日午後8時ごろ寒河江市大字田代地内の市道幸生田代線において市有自動車を公務運転中に普通自動車に接触し、車両を損傷させた事故により生じた損害の賠償を行うものでございます。

示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、御報告申しあげる次第であります。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第2、これより質疑に入ります。

報告第16号について質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 8月3日午後8時ごろといたしますと、当然市役所は午後5時15分で終わっておりますけれども、どういう業務の内容で接触事故が起きたのか。どこの課の所有車なのでしょうか。

○高橋勝文議長 農林課長。

○小野秀夫農林課長 8月3日で、前田代集落センター前でございますが、当日熊ノ峯関係の災害復旧工事の説明会をやっておりまして、その会議終了後、出席された役員の方と当車農林課の車がバックする際、接触したということでございます。

当日、災害関係の説明を行ったということでございます。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 平成24年の9月28日付の専第14号、これが本議会の初日の16日でなくて、なぜきょう追加の報告というふうになったのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 財政課長。

○奥山健一財政課長 お答えを申し上げます。

本来ならば、当初から上程しまして御報告申し上げるべきところでありましたが、失念によりまして今回の追加上程となりました。まことに申しわけございませんでした。

今後、このようなことのないように十分注意してまいりたいと思います。申しわけございませんでした。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第3、議第80号平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第4、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 議第80号寒河江市一般会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

本日、追加提案いたしました補正予算は、衆議院の解散総選挙に伴う衆議院議員総選挙費2,201万4,000円を計上し、歳入について県支出金を同額追加し対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ163億4,349万4,000円とするものでございます。

以上、御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第5、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第80号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第6、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第80号について質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 国会解散による選挙に関する補正でありまして、この中身については十分了とするわけでありませけれども、何点かお尋ねをしたいと思います。

急に、これは準備が1カ月というふうな状況でありまして、投票所の確保などは万全になされているのかどうなのか。もう既に投票所になっているところが、12月16日に先客というか予約になっておいて、変更しなければならないなどという箇所がどの程度あったのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、2つでありますけれども、時間外で1,000万円計上されているわけでありませけれども、何人で何時間分ぐらいになるのか。

投票事務と開票事務、日中は投票事務、夜は開票事務というふうになるわけでありませけれども、この辺の人数などはどのようになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、総選挙というふうになりますという、開票作業の関係でありますけれども、選挙区、比例区、国民審査というふうになろうというふうに思いますけれども、それぞれの開票事務の終了予定時刻などはどのように設定されて準備されているのか教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会の事務局長も併任しておりますので、私のほうからお答え申しあげたいと思います。

第1点の投票所の確保ということでございますが、投票所の確保については今各投票所の場所について確認中でありまして、大方確認をいただいているというふうなところでございます。

あと、次の第2点の職員手当等の1,000万円の件でございますが、投票事務従事者、投開票も含めてですけれども、現在180人ほどを予定しているところでございます。

投票のほうは、午前6時30分からの事務従事ということになります。投票は実質7時からですけれども。あと、終了が午後の8時ですので、8時30分で投票の事務の従事者の終了時間というふうなことで考えてございます。

あと、開票につきましては、投票所の投票事務が終わった方が8時30分に開票所のほうに移動してくると。そこから、大体終了が午前1時か2時ころを想定しているところでございます。それは、人数で総合計で1,000万円というふうな職員手当を計上させていただいたところでございます。

開票が終わって終了ということは、先ほども申しあげましたけれども、大体1時か2時、次の日の17日の午前1時か2時ころを想定しているところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 投票所の関係でありますけれども、大方確保できているというふうな今課長からの答弁でありますけれども、もし万が一、もう借りられていて何ともならないというふうになった場合に、投票所はもう条例で定まっているのかな。そうしますという、どのようになるのかその辺の考え方だけお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 犬飼選挙管理委員会事務局長。

○犬飼一好選挙管理委員会事務局長 大方というふうな御答弁をさせていただきましたけれども、事前に電話等では確認しております。ただ、書類上、まだ届いていない部分の投票所がありますので、一応大方というふうな形で答弁させていただきました。

よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第80号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）の中で表示されている補正前及び補正後の額にかかわる数字につきましては、議長においてお手元に配付しております資料のとおり計数整理を行うこととし、その調整は私に御一任願います。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第7、議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）の議案訂正の件を議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）の議案訂正の件について御説明申し上げます。

本日、追加提案いたしました議第80号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）がただいま御可決いただきましたので、さきに提案した議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）の補正前の額及び補正後の額が変わってくるために、議案の訂正について御承認していただきたくお願い申しあげる次第であります。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）の議案

訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)の議案訂正の件については、これを承認することに決しました。

一 般 質 問

○高橋勝文議長 次に、日程第8、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成24年11月20日(火)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	企業誘致について	(1) 工業団地への現在の進捗状況について (2) 今後の課題について	7番 沖津一博	市長
2	山形県ドクターヘリについて	(1) ドクターヘリの運航と要請について (2) ランディングポイントの除雪について		市長
3	アユを観光資源として活用することについて	(1) 日本一のアユを釣り観光に活用することについて (2) アユイベントについて		市長
4	豪雪による雪害や対策全般について	(1) 豪雪による被害状況について (2) 除排雪費を含んだ助成制度について (3) 排雪場所や流雪溝などについて (4) 除雪計画について	12番 木村寿太郎	市長
5	小中学校通学路の安全確保について	(1) 小中学校通学路の安全点検について (2) 登下校時の指導について (3) 歩道の安全確保について		教育委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	平成25年度の情報発信の取り組みについて	(1) 情報発信のための地産地消及び寒河江でのキャンペーン（特に紅秀峰・つや姫） (2) 情報発信専門員（組織）の設置 (3) 誘客キャンペーンの選択と集中	4番 後藤 健一郎	市長
7	子育て支援について	(1) 市立保育所の土曜日の保育時間について (2) 病児・病後児保育施設、体調不良児対応施設について		市長
8	話題に上るまち、活気あるまちづくりについて	(1) 地元大学とのさらなる連携 (2) SOHO事業者の誘致		市長
9	婚活支援について	(1) 企業を巻き込んだ婚活支援について (2) イベントでの婚活について (3) 婚活の推進体制について	2番 阿部 清	市長
10	楽しい健康づくりについて	中高年の健康づくりについて		市長
11	水道料金について	水道料金の毎月払いについて		市長
12	防災行政について	(1) 防災・行政無線の整備について (2) 火災報知器（サイレン）を広範に聞こえる場所に設置することについて	13番 新宮 征一	市長

沖津一博議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番から3番までについて、7番沖津一博議員から一般質問通告の取り下げ申し出が提出され、これを受理いたしておりますので報告いたします。

木村寿太郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号4番、5番について、12番木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 おはようございます。

1番から3番までの通告番号が取り消しになりましたので、一番早い質問ということにより早くお願いしたいと思います。

豪雪による被害状況についてを通告番号にのっとりまして、行いたいと思います。

私は、新政クラブの一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、通告番号に従いお伺いいたしますので、市長、教育委員長の答弁をよろしくお伺いいたします。

通告番号4番、豪雪による雪害や対策全般についてをお伺いいたします。ことしの第1回定例会で遠藤議員が同様な質問をしておりますが、重複しないように心がけたいと思います。

ことしの大雪は、過去に例のないほど被害をもたらしました。特に、本市においても2月1日は33センチメートル、2日には58センチメートルと一晚の降雪量としては記録的であります。市民生活や物流、各種産業にも多大な影響を及ぼし、果樹地帯や山間部などにも爪跡が深く刻まれております。その間、市職員、特に建設管理課や委託を受けられている業者の方々の昼夜を問わず除雪対策の御労苦に感謝を申し上げます。

4月に県でまとめた被害状況が発表になりました。それによりますと、雪おろし、落雪事故などの発生状況によると県内の死者は17名で、過去最多でありました。原因別では、転落8人、落雪4人、除雪をしているときの転倒や除雪機の絡んだ事故が5名になっているようであります。重傷者は170人、軽傷者は124人、合計の死傷者は311人であり、統計をとり始めた昭和50年以降最多の記録をしたとのことです。

そのほかにも倉庫や作業小屋など人の住んでいない建物の被害は、全壊が91棟、半壊が23棟、そのうち空き家の倒壊や半壊は24棟になっております。農業被害においても6億1,480万円です。

そこでお伺いいたします。本市における、この2年間における農業被害を含んだそれぞれの被害額は幾らで、この豪雪が2年続きましたが、前年度のどんな反省があり、翌年その教訓がどんな形で成果としてあったのかをお聞きいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 木村議員からは豪雪による被害の状況ということですが、まず雪おろしや落雪などの事故による人的被害でありますけれども、平成22年度につきましては重傷が6名、軽傷が4名ということでありました。また、23年度につきましては、死亡1名、重傷10名、軽傷6名というふうになっております。

建物の被害については、22年度、一昨年度は住家の一部損壊が3棟、昨年度は、23年度は住家の一部損壊2棟、非住家については全壊が1棟、一部損壊が3棟というふうになっております。

また、農業関係の被害については、22年度は園芸関係施設の被害が13カ所で290万円、果樹の枝折れなどの樹体被害が419万4,000円、合わせて709万4,000円の被害額であります。23年度は、園芸関係施設の被害でいえば129カ所で3,582万7,000円、樹体被害が8,388万5,000円、合わせまして1億1,971万2,000円の被害額というふうになっているところであります。

御案内のとおり、ことしの2月初めに短期間に記録的な降雪があったということでありまして、農家の皆さんの御努力にもかかわらず農林被害額が多くなっているという状況であります。

市といたしましても、1月17日に豪雪の対策連絡本部というものを設置させていただきましたが、2月1日には連絡本部を対策本部に切りかえをして、市民の安全確保、雪害対策に鋭意努めてきたところであります。

おととしの豪雪、そして昨年のものでありますから、特に昨年度は前年度の豪雪を受けてやはり広報活動というものを徹底しなければいけないということで、チラシ配布などの広報活動を強化して事故やけがの防止を図ったところであります。また、農林分野につきましても農家への雪

害対策の広報強化を努めたところでありますし、基幹農道の除雪の前倒しの実施などにも努めてまいりました。

農業関係施設あるいは樹体被害の軽減というものを図ってきたところではありますが、被害額については先ほどのとおりということであります。こうした被害については、施設あるいは果樹については県や市の補助制度などを活用しながら、復旧に努めてまいったというふうに考えているところでございます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、御報告いただいたように、昨年度と一昨年度とをちょっと比較してみますと、やはり除雪の出動回数を見てみても随分、一昨年度は幸生地区なんかは40回で23年度は34回、田代地区は、22年度は34回、23年度が31回と大体一昨年のほうが多く出動しているんですが、昨年は全然温度が上がらず、降雪量もそんなに多くはなかったと思うんですけども、それが原因でなかなか農作物の被害も大きかったのではというふうな感じはしております。

それでは、次にお伺いいたしますけれども、除排雪費を含んだ助成制度についてをお伺いいたします。

いよいよ冬将軍の到来になるわけでございますけれども、手前みそで申しわけありませんが、今白岩地区の町会長さんが集まると必ず話に出るのが2年続いた豪雪への対策についてでございます。

寒河江市は、ことしも2月1日に豪雪対策本部を立ち上げ、この2年間は本当に除雪に対する市当局はもちろんのこと、除雪協力会の日夜努力しておられる誠意ある対応に感謝申しあげたいと思います。そして、平成23年度も生活道路の排雪を希望する町内会へオペレーター付きの除雪機械を配し、町内会にはトラックを準備してもらおうという補助制度があり、大変好評で24の町会で実施されたようですが、各地区の諸事情がありなかなか実現に至らない地区も大分あったようです。

県内各地区の類似した補助制度などを調査してもばらばらですが、本市の除雪車の出動回数を見ても明らかなように、中山間地を控えた地区は大変な負担になっております。どこで中山間部と平地を区別するかの課題はあるでしょうが、本市の実情に合った地区別による報奨金制度などもあってしかるべきかと思いますが、市長の御意見をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 冬期間におきます市道等の除排雪については、市民の皆さんのこれから最も関心の高い事項の一つだというふうには思っているところであります。市民生活の確保という点からいたしましても、市としても大変重要な課題だというふうに認識しております。

昨シーズンは豪雪ということで、道路も狭まって交通障がい各地で発生いたしました。冬期間の市道の交通確保ということにつきましては、行政はもとよりでありますけれども、市民の皆さんとあるいは地域の皆さんと協働によって取り組んでいく必要があるということを改めて思っているところでございます。

御質問は、各地域における除排雪の補助制度ということでありまして、市民との協働による生活道路の交通環境向上への取り組みを推進するために報奨金制度を制定しているというのは、県内では山形市と村山市の2市であります。山形市では、1シーズン1回を原則として、町内会などに8万円を限度として報奨金を支給しているようであります。また、村山市では機械の借り上げ料を1回当たり2万5,000円を限度として支給しているということでありまして、両市とも地域による差という

ものを設けていないということでございます。

寒河江市におきましては、ただいま木村議員御指摘のとおりこれまで市道の排雪作業を希望する町会に対しまして、市所有のロータリー除雪車を出動して、町内会からは運搬用車両を準備していただいて行政と地域が連携して、協働で実施をしてきたところであります。

こうした取り組みについては、御指摘もありましたように町内会の負担もあるということでありまして、意見集約に至らず排雪作業を断念している町会もあちこちあるというようなことも聞いているわけでありまして、また雪押場所も限られておりますので狭隘な道路では手間がかかっていくということでありまして、特により人手が必要な市街地などにおいては住民、地域の皆さんの取り組みをいかに促進していくかということが大きな課題ではないかというふうに認識しているところであります。

市といたしましては、運搬車両等の借上げを伴う生活道路の除排雪活動に対して、市民の一層の参加を促進するための対策というのが必要であるというふうに考えているところであります。そういったことで、まずは新たな除排雪の報奨制度などの創設について検討していくということが優先なのではないかというふうに考えているところであります。

御質問の地区別の制度については、その上で検討をしていく課題なのではないかというふうに考えているところでございます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

簡単に言うと、市民の一斉対策なんかもぜひ必要ではないかというような答弁もいただきましたし、前向きに御検討いただくということで私どもは期待しておきたいと思えます。

次に、同じく要援護世帯や高齢者に対する補助制度も、現在はひとり暮らし老人等の除雪費支給事業があります。平成21年度は76件の申請でしたが、22年度は414件、23年度は553件、それもお一人年2回までの支給になっております。

豪雪期の必要性、そして高齢化・ひとり暮らしがふえていることが、この数字を見ても明らかであります。そして、費用も高額であり、業者も混み合い、依頼してもなかなか来てくれないのが現状です。どうしても倒壊などが心配になり無理をして自分で屋根に上ったり、軒下の除雪を行ったりとある程度の危険を承知で作業を行い、死亡事故や傷害事故に結びついてしまいます。特に、中山間地は積雪量が全然違います。先ほども申しあげましたが、除雪回数を見ても明らかであります。

先ほども申しあげましたが、昨年はこちらかということ市内全域に降雪量が多くいわゆる里雪で、一昨年は完全に通称山雪でした。除雪車の出動回数は、幸生地区では40回、田代地区では34回、旧寒河江市内などは幾ら大雪といってもたったの10回でございました。区別して、中山間地にはもっとこの補助制度の回数を3回、4回とふやしてもらえるかなどの要望があります。

3月定例会の遠藤議員と重複する部分かと思いますが、平成19年と20年に国・県の補助を受け、同じような対象者に給油購入支給制度がありました。その時期は、灯油が大変高い年でありました。住民生活にも大きな影響がございました。一種の国策といってもよいくらいの補助制度でしたが、民生委員の方からも何回か復活を希望する相談をいただきました。市単独としての灯油券の補助金制度などのお考えはないのかの2点をお伺いいたします。

失礼しました。1点ですね。失礼しました。

○高橋勝文議長 一問一答です。佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 灯油券についての考え方をお答えすればよろしいですか。

灯油券の支給制度については、ただいま木村議員からも御質問ありましたけれども、平成19年、20年に原油の急激な高騰によって国策として対策を講じた経緯があるわけでありまして。冬期間における暖房の費用というのは、一般家庭においても大変重くのしかかるということでございます。

その復活をどうかということでもありますけれども、灯油の単価自体が御案内のとおり、今はある程度安定していると申しませうか、急激な高騰の状況にはなっていないということでもありますので、そういった状況が今後生じるということになればまた国や県のほうでもいろいろ考えていくと、全国的に考えていくということになるかというふうに思いますので、そういう状況においては市としても対策を講じていかななくてはならないというふうに考えているところでありますが、除雪関係、雪関係の高齢者世帯あるいはそういう大変いろんな生活の弱者といわれる方、世帯などに対する支援というものについては、特にこれまで制度としては一定の制度を設けてきたわけでもありますけれども、ことしの冬はどうなるかわかりませんが、例年並み以上あるいは去年並みの大雪、豪雪ということになれば、さらなる支援体制というものをきめ細かく配慮していかなければならないというふうに思いますし、おっしゃるとおり地域によって降雪量が変わっているわけでもありますので、そこら辺も十分地域性というものを配慮しながらきめ細かく対策を講じていくという体制というんでしょうかね、制度としての幅広さというものを用意していく必要があるかなというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、御答弁いただきましたように、なかなか要援護者とか生活弱者という方は、一旦そういうふうに補助を受けてしまうとなかなかその制度がよかったことを大変強調しまして、私どもの地域では民生委員の方が大変お応えできないというふうなことで大変苦勞しているようでございますので、その辺も十分配慮いただいて、今後検討いただくというふうにいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、排雪場所の変更についてをお伺ひいたします。高松・白岩、いわゆる西部地区の排雪場所についてお伺ひいたします。

23年度は、クアパークの空き地を臨時排雪場所として設けていただき感謝申し上げます。

この件に関しては議会でも何回か話題になりましたが、先日の議会報告会でも同じような要望がございました。現在の排雪場所は、慈恩寺橋の手前を寒河江川におり排雪するわけですが、道路は狭隘でありカーブが多く接触事故が何回か発生しているだけでなく、交差ができないためにずっと手前で待機していなければならない状況であります。市道と国道287号線の交差点近くであり、交通渋滞を招く原因にもなっております。

先ほど話題になりました各地区の除排雪のときは、大体土・日曜が大半であります。せっかくダンブカーを借り上げ、地区の人が多く参加し、市からもオペレーターつきの除排雪車を借り上げ作業を行うのですが、通常であれば10分か15分で往復できる地域でございます。しかし、その渋滞により約40分はかかるのが当たり前でございます。地域としては、半日契約のダンブカー借用なのに当然1日借用になり経費もかさみ、それに接触事故を招く危険道路になっております。

もう少し排雪がしやすく、アクセスに便利な道路の排雪場所をお考えできないでしょうか。それをお伺ひいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 排雪場所は市内に3カ所用意していたわけでありましてけれども、高松・白岩地区については、議員御指摘の慈恩寺橋下流の排雪場所ということになっているわけでありまして。287から河川敷においていくというわけでありましてね。

そういう地域の皆さんのお話もありますので、排雪場所の候補地について今調査をしているところではありますが、なかなか、適当な場所というのを探しているところでもあります。万が一、適当な場所が見つからないということになれば、やっぱり今シーズンもまた慈恩寺橋下流の排雪場所をお願いをしなければならぬということでもありますので、あそこは県のほうからお借りしているところでもありますけれども、御指摘のように排雪が混む、特に土・日などについては交通誘導員の配置をするなどをしてできるだけ混雑を避けるということの対策を講じながら、安全対策などにも配慮しながらスムーズな排雪作業を行えるように充分配慮していくというふうになろうかというふうに思います。

今、新たな排雪場所などもいろいろ検討しているわけでありましてけれども、なかなかそういったある程度スペースが広くなければいけませんので、そういった候補地がなかなか見つからないという状況でありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、答弁をいただいたわけですがけれども、私らにも、白岩地区なんかは特に念願の課題でありまして何年間か続けてお願いはしてあるんですが、新臥龍橋の上あたりがちょうど場所的にはいいのかなと思っているんですけれども、なかなか管理している人がおられるようなそういう広い場所かということは、当然排雪場所ですから管理する方がいないと大変まずいと思いますので、その辺を充分調査していただいて、なるべく早くというよりももう初雪が降る時期でございますので、喫緊の課題でございますので、ぜひよろしく御検討をお願いしたいと思っておりますし、私らとしてもこの場所はどうかというような御提案を申しあげたいと思っておりますので、即決をよろしくお願いしたいとお願ひ申し上げておきます。

次に、流雪溝の設置についてをお伺いいたします。

山形県は全部が豪雪地帯として指定地域になっておりますが、その中でも積雪の度が特に高く、かつ積雪により長期間自動車の交通が途絶するなどにより住民の生活に著しい支障を生ずる地域を「特別豪雪地帯」として指定されております。指定基準はいろいろあるようですが、村山地方では上市市、村山市、尾花沢市、大石田町、大江町、西川町、朝日町の3市4町だけでございます。雪対策に対する特別な交付税や補助金があり、大変優遇されてもおるようです。

先日、大石田役場に流雪溝についていろいろ問い合わせしてみました。平成14年から流雪溝の新設が始まりましたが、全額国の直轄であり3つの地区に共用しており、順調に推移しているとのこと。特に、最大の課題であるいかにして安定的な水量を確保するための水利権の問題などは、国土交通省、農林水産省、総務省の管轄であり、連携しながらスムーズに事は進んだと言っておりました。

寒河江市は特別豪雪地帯として認定されていないわけですが、この高齢化による高齢者やひとり暮らしの世帯がどんどんふえてきております。将来的には、流雪溝の必要性は必ずやってくると思っておりますし、現在道路の側溝を使った排雪や流雪などはやむを得ず行っている箇所が何カ所もあります。当然、道路の側溝は排雪するためのものではありません。しかし、何らかの修繕や改修で有効利用することも必要かと思っております。

3月の遠藤議員の答弁は、他の市町の状況などを調査し、中長期的に実現可能性に向けて考えたい

とのことですが、現在の側溝を一部修繕や改修で改善なるのであれば短期的な方向に向けてほしいという要望ですが、市長の御所見をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 流雪溝の設置については、やはり効果があるというふうなことは他の自治体の設置の事例を見ても明らかだというふうに認識をしておりますけれども、ただいま木村議員御指摘のとおり水利権の問題やら水量自体の問題などもあるわけですね。そういったことで、前回のときも中長期的に考えていかなければならないというふうなことを御答弁申しあげましたが、そういったことでただいま、現在の側溝の一部修繕や改修で短期的に整備を行ってはどうかというような要望につながってきたのかなというふうに思っております。

そういった地域の皆さんのお気持ちは十分わかるんでありますが、それでもやはりこの水量の問題とか側溝の構造の問題というのはやっぱりあるわけなので、そのところは個別にやっぱり可能性を見ていかなければならないなというふうに思います。構造とか地域地域の水の量とかというものは、やっぱり場所によって異なってくるというふうに思いますから、そこら辺は個別に調査をしていくというふうにならざるを得ないなというふうに思います。

そういったことで、今後の豪雪対策の一つとして研究していきたいというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございます。

やはり2年続きの豪雪に見舞われ、人力による除雪作業に四苦八苦した場所も多かったと思います。除雪で、やはり道路の端に寄せられたものなんかをその流雪溝に流すことによって、すごい効果が出ていることは確かでございます。雪捨て場のない中心街にとりましては、特に効果があるかと思いません。

反面、水の流れを利用して排雪するだけに流水量が足りずに円滑に流れなかったり、大量に捨てられた雪が詰まって水があふれて、車庫や住宅の床下浸水といった被害も出ているようであります。それは、限られた水量を効果的に活用するために側溝の幅や深さ、勾配、流水量などをつかみ、水路の改良、側壁に雪が付着しない対策などを探り、これらの整備に活かしてもらいたいものだと思っております。

特に、手前みそで申しわけございませんが、白岩地区は毎年上がります。それで、私らもいつも調査もするんですけども、一部、あそこにちょうど実沢川の橋があるんですけども、その橋を支える重量計算をしていて側溝は幅広くしてもらったんですけども、そこにいくと狭くなるんですよ。ところが、高さが2メートル近くあるんですね。もっとありますか。2メートルぐらいですね。それぐらいあってなかなか、そこさえ調整してもらえばスムーズに流れるというふうなことは、もう確実なわけです。だけれども、橋の重量的なものでどうしても解決しないというのが現状ですけども、県とも話をしながら我々も努力しなければならないのではないかなと思っております。

次に、歩道にグレーチングの増設についてを質問させていただきます。

前段でも申しあげましたが、現在国道、県道、市道には付随する側溝がありますが、本来からいけば側溝は当然、先ほども申しあげましたが雪を捨てる場所ではないのですが、水が流れていけばそこに排雪するのが当たり前のような状況になっております。各戸の幅員に1個のグレーチングがあれ

ばよいのですが不平等であると要望が多くあり、これについて何か工夫することができないのか、それをちょっと伺いたしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおりに、このグレーチングというのは雨水排水のためでありますね。排雪のためのものではないということでもありますから、そういうことで現実的には実際、冬期間になると排雪をしているケースもあるということでもありますので、そういったことになれば、その側溝に排雪した雪によって水があふれたり、また閉め忘れてたりして事故が起きるといったようなことも危惧されるということでもあります。

そういったことでもありますから、構造的にもそういう構造になっていないということでもあります。ただ我々としては側溝の管理上そういうものをつくっているわけでもありますので、その管理上必要であれば適宜グレーチングぶたの設置については検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

これ以上、答弁はいたしませんのでよろしくお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 それは、お互いに言うべきことは言うというようなことは大体わかっているようでございますのでこれ以上は申し上げませんが、実際は本当にグレーチングも今は大変軽いものもできておりますし、なかなか便利にできているようでございますので、ぜひご配慮いただけるようお願い申し上げます。

それから、除雪計画についてをお伺いしますが、冬期における地域の産業経済活動と市民生活安定を図るために、道路交通の確保を目的とした除雪事業に関する基本的事項を定め、この事業の円滑なる実施を図ることを目的とするという除雪計画書を毎年出しているわけですが、この2年間の豪雪を考えると、ことしは変更があったのか、そしてまたいいほうに変更になったと期待申し上げますけれども、大きな変更があればまず伺いたしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年度は、2年連続の豪雪を踏まえて、より適切な除雪を行うという趣旨のもとに計画を策定しているわけでもあります。特に大きな変更ということはございませんが、除雪延長でいえば都市計画道路下釜山岸線などの追加によって延長が6キロメートルふえたということで、322キロメートルということでもあります。除雪期間は12月1日から来年の3月5日までということでもあります。

新規に参入した1者の委託業者の方を含めて、総数66台の除雪機械で除雪に当たるということに予定しているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今の御報告をいただきましてありがとうございました。

ひとつ要望でございますけれども、市としては十分な除雪協力会との打ち合わせをしているかと思っておりますけれども、これも大変失礼な言い方になるかもわかりませんが、除雪の委託者によって道路の除雪の仕方が毎年変わると。それで、毎年変更になって、これも失礼な言い方で言っているかわからないんですけども、上手と下手の差が随分出てくるというような要望がございます。その辺も十分御配慮をいただいて、何とかこの豪雪を乗り切っていただきたいと思っております。

それからもう一つお伺いいたしますけれども、10月29日に県市町村課より雪対策交付金の概要が発

表されたと報道がありました。2年続きの豪雪を受け、県民の命と生活を守る雪対策の一環として、地域の実情に応じたきめ細かな対応につなげる事業費8,400万円を計上した県単独の市町村に対する補助金事業とお聞きしました。

これを踏まえて、寒河江市にはどんな補助事業が恩恵を受けられるのかをお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県の除雪対策総合交付金については、県の雪対策行動計画の実施期間であります平成28年度までの5年間、市町村が実施する取り組みをハード・ソフト両面から総合的に支援していくということであります。

要件としては、市町村が新規または拡充して取り組む雪対策、さらには豪雪時に通常の事業を超えて取り組む事業とそういうことでありまして、それに対して2分の1以内の額を県が交付するということでもあります。

メニューとしては、要援護者対策の事業としての雪おろし、除排雪経費、それから地域一斉除排雪推進事業経費、除排雪資機材整備事業、それから農道除排雪などの事業ということで、メニューとしてはさまざま対象となるということでもあります。

本市においては既に取り組んでいる事業もありますが、新たにそういったメニューの中で必要性を勘案し取り組む事業、充実する事業について現在鋭意精査をしてということでございます。早期にこの事業内容というものを決定をして、雪対策の充実強化に向けて交付金を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、答弁ありましたように要援護者、そして生活弱者に対する補助金として回していただければ、大変ありがたいのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、春になり周りの雪が消えると、どうしても忘れがちになるのが雪害であります。

先日、市民100人の評価委員会の評価結果が発表になりましたが、その自由記述の中にもその他どこを拝見しても雪害に関しては残念ながら一つも取り上げられていませんでした。大変、私にとっては残念に思います。

雪にはなれているはずですが、高齢者世帯の増加や核家族化、職業と生活スタイルの多様化など社会環境は年々変化してきております。以前のような近所の助け合いもままならない地域も多くなっております。ましてや、地球温暖化と言われる中でどこか雪への対応などは、だんだん弱まってきているのではないのでしょうか。再び大雪が襲来しても動じない雪への対応力を要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、通告番号5番、小中学校の通学路の安全点検についてをお伺いいたします。

子供を取り巻く環境は、一昔前に比べて一言で言えば悪化していると私は感じております。最新の先端技術やITが取り入れられ、部分的に見れば一見子供を取り巻く環境はよくなっているように見えますが、全体的に見ればいかがでしょうか。いろいろな分野を見てももちろんよくなっている部分もありますが、全体としては後退してきているというのが現実ではないのでしょうか。その子供を取り巻く環境をよくしていくためにも、社会的責任を担う行政の役割はますます大きくなっていくのではないのでしょうか。

今回は、その子供を取り巻くさまざまな分野の中から通学路の安全確保についてをお伺いいたしま

す。

新学期早々の4月に集団登校中の児童の列に自動車が入り込む交通事故が相次ぎ、幼い命が次々に奪われる痛ましい事故にやり切れない気持ちでございます。事故発生の際を聞いたときに、またかという思いも強くしております。特に、京都府亀岡市の通学路で起きた事故は、小学生ら10人の列に無免許運転の18歳の少年の軽乗用車が後ろから突っ込み、小学校2年生の女の子と付き添いの母親が死亡し、8人が重軽傷を負った事故であります。母親のおなかの中にいた7カ月の胎児も亡くなるという痛ましい事故でありました。事故を起こした少年の無免許運転は、言語道断であります。友人らと徹夜で走り回った末に居眠り運転だという悪質きわまりなく、しかも定員4人の軽乗用車に6人で乗り、定員オーバーだったというふうに聞いております。

その4日後には愛知県岡崎市で、同じ日に千葉県館山市で、翌月には大阪市で通学路の死亡事故が4件も連続して発生いたしました。無謀な暴走行為が一瞬にして人命を奪う凶器と化すことを改めて思い知らされたものでございます。最後には、人それぞれのモラルによるところが大きいわけですが、運転者のモラルはもちろん重要ですが、道路の管理においても一定の責務を持つ話ではないかと思っております。

その後、文部科学省では緊急メッセージを出し、通学路の安全点検や安全確保を図るよう依頼があったという報道がありました。そして、今月8日に行われました県議会文教公安常任委員会において、県内全ての公立小学校を対象に行われた通学路の安全点検を行った改善策についての報道がございました。点検した665カ所、そのうち対策が必要なのは577カ所で、本当に危険箇所とするところは168カ所あり、そのうち53カ所は実施済みとのことでした。

本市では、このような点検をどのようなメンバーで行い、何カ所があり、どんな課題があったのか、そして改修されたのか、されなかったらいつごろまで実施の予定かをまずお伺いいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

通学路の安全確保といいますか、登下校の安全確保につきましては、子供たちの命に直接かかわる事柄ゆえに私どもも最重要、最も大切なことというふうに認識しております。

御質問の通学路の安全点検についてでございますけれども、今年度は議員からお話がありましたように文科省に加えまして国土交通省、警察庁といった関係機関が連携し、全国の小学校で通学路の緊急合同点検が行われました。

お尋ねのこの本市の状況、点検の結果についてお答えをいたします。

まず、点検箇所についてでございますけれども、これは各小学校から危険であるとして出された、合わせて24カ所について実施をいたしました。実施に当たっては、学校ごとに日程を調整いたしまして、これもお尋ねにありましたけれども、点検のメンバーとしましては学校の担当者、保護者や地域の代表者、それから道路の管理者である国や県、市の担当者、寒河江警察署交通課、そして私ども教育委員会の担当者が参加して実施したところであります。

その結果ですけれども、本市においては6カ所が対策の必要な箇所というふうにされたところであります。具体的には、歩道の拡幅など今後国や県による工事が必要な箇所が4カ所、警察による対応が必要な箇所が2カ所となっております。そのうち、柴橋小学校の学区であります国道287号の松川交差点の1カ所につきましては、ここは赤信号でも交差点に進入してくる車が見受けられるという

ことから、寒河江警察署のほうで重点ポイントとして位置づけ、既に取り締まりの強化等の取り組みをいただいております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。

この点検報告のメンバーを今御報告いただきましたけれども、これに交通安全見守り隊、それから交通指導員、それなんかは実際現場に常に当たっているんでしょからその辺のメンバーも入っていただければ、大変その諸事情というのがわかるのではないかと思います。

それから、子供たちは毎日同じ通路を通学しているわけで、どこが一番危険かというのをよく知っているかと思います。自主的に自分で危険箇所を発見すること、この観点からやはり子供の目線、子供の目の高さ、この点検が大変重要かと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 最初のメンバーの件でございますけれども、各学校において実施されましたので、今言いました見守り隊の方々とかというのは詳細はわかりませんが、恐らくは保護者や地域の代表というようなことの中に含まれてお願いしているのではないかと考えております。

それから、子供の目線に立った通学路の点検というお話がありましたけれども、今回、ただいまお答え申しあげましたのは関係機関が一堂に会して大人が実施したというわけですが、実際は各小学校で通常の安全点検をやっておるわけですが、これについては通学班ごとに担当地区の先生が子供たちと一緒に点検を実施しておりますので、そういう意味では子供の目線も大事にしながら点検活動を行っているというふうに考えております。

以上です。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 時間もなくなりましたので、ちょっと飛ばして肝心なところをお聞きしようかと思うんですが、次に、では歩道の安全確保についてをお伺いしたいと思います。

先ほども雪に対することは申しあげましたけれども、本当に雪に悩まされる季節がいよいよやってきましたけれども、本市においては降雪時の登下校時において、過去重大事故などが発生したことがないのかをまずお聞きします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 具体的な事故に言及しますので、教育長より答弁させていただきます。よろしくをお願いします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

降雪時については、車が非常にとまりにくいことや視界が悪くなることから、特に各学校では安全指導について十分徹底しているところであります。幸いここしばらく冬期間における登下校の交通事故は発生していないという状況になります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今の答弁を聞いてちょっと一安心したところでございますけれども、どこも各学校が同じように冬の朝早い時間帯の通学路の確保は悩んでいるかと思います。特に、小学校の場合は歩

道の幅より歩道用の除雪機が幅広く入れなかったり、歩道のない道路や歩道の片側の確保もままならないというのが現状です。地域によっては地区民の協力をいただいているところもあるようですが、現状を鑑み、今後どのようにお考えかをお聞きいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 まず、除雪の件でございますけれども、通学路につきましてはまずは他の道路に優先して除雪を行います関係機関により、優先してお願いしているというふうなことです。しかしながら、ただいま議員からお話がありましたように、実際には除雪機が入れないといったような箇所も多く見られるというふうなのが現状かと思えます。

各学校においては、日常的に通学路の沿道の方々が子供たちの通学路の確保のために歩道を除雪してくださっている例、あるいはPTAの活動の一環として一斉に除雪活動を行っていただいているというふうな例がありまして、私どもとしても大変ありがたく思っているところであります。

御案内のとおりでございますけれども、本市では昨年度から「さがえっこ育みアクションプラン」というふうなものを推進してございまして、これは学校・家庭・地域が連携しまして、社会全体で寒河江の子供たちを守るあるいは育てていくというふうな施策の推進を行っている取り組みなどでございますけれども、こうした活動もありまして、現在こうした通学路の除雪や今ほど申しあげました放課後の見守りなど、多くの方々から子供たちのためにボランティア活動を行っていただいているところであります。

除雪の問題、これは当然に私ども行政の立場で頑張らなければならないという問題ではございますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、ただいま申しあげましたような地域の方々のお力添えをいただきながらも今後とも通学路の安全確保というものについて努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございます。

今、教育委員長からPTAの活動で一斉除雪作戦をやっているとの話を聞きましたけれども、これは私の発案ですけれどももう少し地域の方から御協力いただけないかとも思っております。

ということは、例えば今、寒河江市では春と秋にクリーン作戦をやっております。そんな形を、冬1回だけでも除雪一斉作戦でもやったらいかがでしょうかと思います。ということは、それによって皆さん、地域の方々も「ああ、ここも通学路だったのか」とそういうふうな形で進んで、そういうボランティアに参加する意識が出てくるのではないかと思いますし、動機づけにもなるのではないかと思います。その辺を十分考えていただいて、少子化の時代でございます。一斉に皆さんで頑張って、応援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時にいたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号6番から8番までについて、4番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 私も市議会議員になりまして一般質問を何度かさせていただきましたけれども、完全一問一答は初めてでございますので、ふなれな点、お見苦しい点等あるかと思いますが、その際は何とぞ御容赦いただければと思います。

早速ですが、質問に入らせていただきたいと思います。

通告番号6番、平成25年度の情報発信の取り組みについてです。

御案内のとおり、JRグループ6社と自治体、観光関係者などが共同で集中的に全国で宣伝する大型の観光キャンペーン、通称DCと言われるJRデスティネーションキャンペーンが2014年の6月14日から9月13日に山形で開催されることになりました。実に、10年ぶりの山形で開催になります。情報発信や誘客のまたとないチャンスの前に、その下地づくりを来年度は行わなくてはいけないのだと思います。

そこで、今以上に情報発信力を強化するために、以下3点について導入を検討してみてもと思いますので、市長の見解をお聞かせください。

まず、1点目です。情報発信のための地産地消及び寒河江でのキャンペーンについてです。

以前も一般質問でお話をさせていただいたことがあったかと思いますが、市長を初め市役所の職員の方々や私たち議員はもちろん率先して市のPRをしております。しかしながら、幾ら頑張っても数に限りがあります。しかしながら、寒河江市民4万3,000人が誰か1人に寒河江のよさを伝えただけでも4万3,000人に伝わることになり、これは私たちが取り組むことではできない非常に大きな人数になります。私は、車の両輪のように外部への情報発信をやりつつも、まずは内部の人、つまり市民にもっと寒河江のよさを知ってもらう必要があるのではないかと考えております。

実は、恥ずかしい話にはなりますけれども、私はことし初めてさくらんぼ狩りといいますか、完熟した紅秀峰を枝からもぎ取って食べました。まあ、そのおいしいこと。紅秀峰ってこんなにおいしいものだったのかとびっくりしました。そのときに思いました。市で今推進している紅秀峰、一体どれだけの市民が一番いい状態を口にしたことがあるのでしょうか。私も今回初めて果樹園にお邪魔して食べたんですけれども、さくらんぼは割れてしまったものなどをもらって食べるというものであり、贈っているようないいものを食べたことがないという市民の方も実は結構いらっしゃるのではないかと思います。ましてや数が少ない紅秀峰となればなおさらだと思います。

私は、市民が豊かになるためには、寒河江でつくったものを寒河江市以外に売り込む地産他消が基本だと思っておりますが、先ほど申しあげた点から考えますと市で外に売っていきたい名産ほど一度地元の皆さんに食べてもらう必要があると思えますし、例えば「お中元には寒河江産紅秀峰を」とか「お歳暮には寒河江産つや姫を」といった名産の送り主である市民へのPRキャンペーンが重要ではないかと思いますが、市長はいかがお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 後藤議員からは情報発信ということで御質問をいただきましたので、御案内のとおり紅秀峰、寒河江市で生まれたさくらんぼということであり、「紅秀峰の里さがえ」ということで、

ブランド化の推進に向けて生産の規模拡大とあわせてPRの戦術、戦略を整えつつ頑張っていかななくてはならないというふうに思いますし、私もトップセールスという形で取り組んでいるわけでありませう。

そういったこれまでの努力によって、ある程度知名度のアップあるいは市場での評価というものもいただいているところではあります、本当の勝負はこれからかなというふうな点もいたしているところでありませうし、御指摘のように市民の皆さんが理解とそれから御協力をいただく、4万3,000人がセールスマンになっていくということであれば、さらにその情報発信が進んでいくというふうに認識しているところでありませう。

やはり人に勧めるためには自分で食べてみて、うまいから勧めるんだというふうに思いますから、そういった方法をどういうふうにとっていくかということになるわけでありませうけれども、例えば今、学校給食などでもさくらんぼを年に何回か出しているということがありませうから、その中でも紅秀峰ということで学校給食に提供しながら、また子供たちだけでなく少し量を多くしてそれをうちに持ち帰って、家族の人にも食べてもらうという方法もあるのではないかとこのように思いますし、またPRということ、情報発信ということであれば全国的な著名人の人に来てもらったり、紅秀峰を贈ったりして、寒河江のよさ、紅秀峰のよさをいろんな形で広めていただくということも必要なかなというふうに思います。

また、地元でいえば、紅秀峰による新たな商品開発などということも積極的にやって認識を深めていくということも必要なかなというふうに思います。もちろん、御指摘のとおり生産量というのはまだ限られておりませうから、そういった面で生産の拡大ということもあわせて取り組みながら、また紅秀峰の観光果樹園などの充実ということも含めながらしていかなければならないというふうに思っているところでありませう。

御指摘のように、贈答用という面でも来年度に向けて取り組みを考えていかなければならないというふうに思います。

それから、寒河江の特産ということになれば、先ほどのお話にもありましたつや姫も「つや姫の里寒河江」ということで取り組んでいるわけでありませうし、「つや姫ヴィラージュ」ということで農家の方も一生懸命頑張っているところでありませうので、そういったことを踏まえて情報発信の非常にいい素材になっているわけでありませうから、ぜひ御指摘のような贈答用も含めて進めていきたいなというふうに思っているところでありませうし、またつや姫については消費地においては米屋さんなどでも特別に取り扱っていただけるようなところも出てきておりませうから、そういった面でのセールスなども充実をしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、寒河江市民の皆さんがおいしい、うまいというものを他の地域の皆さんにPRをしていくということが、ぜひこれからもそういった面での情報発信拡大ということが必要でありませうから、市報のみならずホームページのみならず、いろんな機会を捉えてそういう寒河江市民に対する情報発信というものに努めていきたいというふうに考えているところでありませう。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に前向きな御答弁ありがとうございました。

もうこちらのほうも、地消も考えていきたいということでしたのでこの質問については余りあとはないんですけども、先ほど学校給食のお話が出ました。ちょっと諸説はあるんですけども、人間

は5歳あるいは8歳までで味覚ができ上がると言われております。子供のころに食べた味というのは、食習慣としてもう一生もので、そのときの感動を忘れずに大人になってもそれを食べ続けると言われておまして、要は子供のおもちゃとかをつけていろいろ子供に食べてもらおうと頑張っている外食なんかもあるんですが、やっぱりその紅秀峰とかは、さくらんぼというのは嗜好品なわけですから、果樹というものは。野菜とかお米と違って、別に食べないなら食べないでもいいものではあると思うんですね。しかしながら、やっぱり小さいときに食べた「ああ、あれおいしかったな」という思いがあると、非常に大人になってからも食べていただけるのでないかなと思いますので、ぜひ学校給食ということもあるんですが、もっと小さい保育所の方々にも食べていただけるようにすれば、なおこういったものはいいのかなと思います。

特に、観光さくらんぼ園のスタートの時に、みいずみ保育所の方々がいらっしゃって一緒に食べるチャンスがあると思うんですけども、なかなかやっぱり6月1日のさくらんぼは一番の最盛期に比べると、色はいいんですけどもちょっと味は、品種的にも非常に早いほうの、紅さやかですか、品種なので、ぜひ味の乗った紅秀峰こそ子供たちに食べていただけたらなと思います。

非常に、私も今回食べまして、「いやあ、おいしいのを食べた」ということで、やっぱり方々でその話をしたり、もしくはブログに載せたりということをする、やっぱりそれを見た人が「ああ、今度とってみたい」もしくは「取り寄せてみたい」となると思いますので、ぜひ市民の方にもこういったことをどんどんPRして、皆さんがセールスマンとして消費拡大するように取り組んでいただければと思います。

それでは、2番目なんですが、情報発信専門員や組織の設置について質問をさせていただきたいと思います。

10月より放送がスタートいたしました、「遅咲きのヒマワリ」というドラマがあります。たしか記憶によると毎週火曜日放送だったので、きょうの夜も放送されるのではないかなと思うんですけども、これは高知県の四万十市を舞台にした地域おこし協力隊の青年を中心とした話になっております。

余談ではありますが、初回放送日の翌日は高知県への移住を紹介したホームページのアクセスが、何と100倍になるといった効果も出ているそうです。

この地域おこし協力隊は、都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図るもので、特別交付税措置を受けることのできる総務省の補助事業になっております。もちろん、寒河江市もその対象地域となっております。

平成24年7月1日現在で473名の隊員がおり、173の自治体で活動しております。山形県には30名おりまして、酒田市、村山市、尾花沢市、西川町、朝日町、最上町、舟形町、川西町、小国町、飯豊町、遊佐町、鮭川村で活動されております。最近、テレビや新聞をにぎわわせている朝日町の「桃色ウサヒ」という、ウサギの着ぐるみを着ているようなイベントに参加してまちおこしをしている方がおりますけれども、彼もこの地域おこし協力隊の一人です。

この地域おこし協力隊を受け入れるとか、どんなことをこの地域おこし協力隊にお願いするのかというのは別としても、私はこういった情報発信の専門員や組織を設置するということが必要なのではないかと思っております。もちろん、市役所内に情報観光課やイメージアップ推進室があり、そういった情報発信の部門があることは重々承知しております。しかしながら、どうやったらまちが活性化するかを考えて、イベントをつくったり行ったりすることがメインだと思いますし、その

イベントの様態を伝えたりあるいはイベント自身の告知を行うということは、そのことを、要は情報発信を得意としている民間に任せてみるというのがいいのではないかと思いますけれども、市長の考えはいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども若干情報発信という点でお答えを申しあげましたけれども、我々も一生懸命寒河江の情報を発信していく、あるいは地域おこしの活動を展開していくあるいは支援していくことに努めているわけでありましてけれども、やはりそこは行政としての限界もあるのではないかと、また逆に、行政としてできないことはそれ以外の民間の方のほうがノウハウを持っている、あるいは得意とする分野があるというふうにも十分その辺は認識しているところでありますので、先ほど申しあげましたけれども、官民挙げてという言葉はちょっと古いですが、市民みんなの力でそういうものに取り組んでいくということが、これからなお一層必要になってきているのではないかとこのように思います。

そういった意味で、先ほどお話にもありました地域おこし協力隊という活用についても、これは中山間地域における協力隊というような趣旨があるようではありますが、我々としてはそういうことを活用できるかどうかも含めて、その可能性も含めて検討していきたいなというふうに思っているところであります。

また、いろんな面で先ほど申しあげましたけれども、きめ細かな情報発信やら地域おこしの事業展開のためには、民間の皆さんのノウハウというものを活用していくということが必要でありますから、今後はその行政の役割あるいはそういう一言でいえば民間の役割というものを十分認識しながら、お互いの効果が挙がるような連携というものを進めていながら、体制を整えていくということが必要なのかなというふうに思っているところでありますので、行政としてもそれに応えられるような体制づくりというものも進めていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 こちらに関しても前向きな御答弁ありがとうございました。

そうですね。市長のほうからもお話ありましたけれども、結局行政であっても民間であっても、目指すべき部分というのはやっぱり同じだと思うんですね。どうやったら寒河江市に住んでいる方が幸せになるかということが一番の理念としてありまして、その戦略だったりもしくは本当に戦術レベルで、たまたま行政のほうはこういうことをやって、では民間のほうにお願いするのはこういうことをやってくださいというふうに、非常に枝葉の部分のやるべきことというのはちょっと違ってはいますけれども、その効果といいますか、何を目的としているのかというその目的は一緒なわけですから、ぜひそこは得意な分野でやって最大の効果を上げるようにぜひやっていただけたらと思います。

多分、やれることが違っていると思いますので、お互いにやれることをやって寒河江のために頑張ろうというような目的は一緒だと思いますので、そこで力を結集して寒河江のために頑張っていくような方針を立てていただければと思います。

非常に前向きな御答弁ばかりいただいているのでどんどん前に進みますけれども、3番目に誘客キャンペーンの選択と集中についてです。

いろんなキャンペーンを行政としては行っていると思うんですが、まずは市長のトップセー

ルスとかもそうですが、東京とか大阪といった場所から行うのがセオリーでありますし、現在もそのように行っていると思います。しかしながら、やっぱり東京とか大阪というのは全国から売り込みに来ている場所でもありますので、その中で光り輝くというのはなかなかやっぱり難しいことかと思いません。

そこで、私は、観光のキャンペーンに限らずですけれども、今後何かしらのキャンペーンや取り組み、イベント等を行う際に、冒頭のデスティネーションキャンペーンではありませんが、やっぱり山形へのアクセスとかそういった状況などを踏まえて重点的に行う場所というのを各課の判断ではなくて庁内で決めまして、そこを重点的に展開していくというのがいいのではないかと思います。例えば、こちらの課で今回キャンペーンはここでやりますよとか集客に対してチラシや告知はここで行いますとか、こっちの課はじゃあ今回はここのお客さんから来てもらいたいのでここを重点的にやっというと思いますというばらばらな形ではなくて、例えばもうことはじゃあ、本当に例えばですけれども仙台を重点的に攻めるぞと。各課とも全部仙台を向いて情報発信をしてくれとか、あるいは新幹線の沿線でやっぱり中核としてあるじゃあ宇都宮と。1時間ちょっとで新幹線で来られますので、じゃあここを目指していこうとか庁内で一つのターゲットを絞ってやっというのも非常に有効的ではないかと思うんですが、市長の考えはいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のように、観光キャンペーンを展開していきながら、大消費地に向かって今までもやってきたわけでありましてけれども、人的にも予算的にももちろん限りがあるということもありますし、集中的に地域をある程度特定をして進めていくということが効果的な戦略、戦術につながっていくのかなというふうな認識をしております。

市でいえば、観光キャンペーン推進協議会ということもありますし、また市の事業展開の中でいえば予算編成などの過程の中でいろいろ議論をしていきながら地域を特定していく、あるいは戦略を特定していく、重点化の事業展開なども特定していくということはもちろん進めていかなければならないというふうに思っておりますし、御指摘のとおり去年の大震災以来、大分観光さくらんぼ狩りという面ではなかなか復活をしないというところがありましたので、来年に向かってその復活のための戦略というものを練っていかなければならないというふうに思いますし、そういった意味では北関東とかおっしゃるように宮城、仙台、隣接県ということは一つのターゲットとして集中して情報発信していくということが必要になってくるのではないかというふうに認識しております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

多分、私の考える形と市長が考えておられる今の形は、非常に近いものがあると思います。ぜひ、そのように頑張って進めていただければと思います。

次に、通告番号7番、子育て支援について質問させていただきたいと思います。

さきの9月議会で、子供の医療費無料化の対象拡大の話がありました。私も2人子供がおりまして、たまたまきょう下の子が誕生日なんですけれども、2歳と4歳の子供を育てる親として大変うれしく思っております。

私は、ちょっと別な角度で子育て世代が働きやすい環境をつくることについて質問させていただきたいと思います。

まず、1点目です。9月5日号の市報の「市長への手紙」というコーナーにも掲載してありましたので、市長も重々承知しているかと思えますけれども、市立保育所の土曜日の保育時間についてお伺いしたいと思います。

現在、7つの市立保育所がありますが、この中で土曜日の保育時間を午後7時までに行っているのは、みなみにしねの2カ所。つまり、指定管理者が運営している保育所のみとなっております。平成17年の国勢調査によりますと、山形県の共働き率は全国2位、子育て期の女性の労働力率は全国1位となっております。子供のいる世帯の共働き世帯率は72.7%で全国平均よりも20ポイント以上高い数値となっております。しかし、一方で育児休業取得率は全国平均を下回っております。また、少し古いデータになりますけれども、約10年ほど前に行った調査によると、土曜日に働いている人は勤労者全体の約6割いるという調査結果がありました。そう考えると、土曜日の保育時間を午後7時まで対応する市立の保育所がもっとあってもいいのではないかと思います。

ただ、ここまではあくまでも推論でありますので、まず現状を教えてくださいたいと思います。市立保育所7カ所のうち、まだ仕事についていないお母さんたちから寄せられた希望も含めて倍率といえますか、定員に対する入所希望者数の割合が多い保育所を教えてくださいたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年度の入所の定員に対する入所希望者の割合でありますけれども、最も高いのはにしね保育所で149%であります。2番目がみなみ保育所の137%、3番目がなか保育所の117%、4番目がしばはし保育所の116%、5番目はたかまつ保育所100%ということであります。しらいわ、みいずみ分園は100%を割っているという状況であります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

やっぱり学区的な人口割的なものもあると思いますし、それ以外の要因もあるかと思うんですが、やはりこの土曜日7時まで保育時間を行っているにしねとみなみが1位、2位と来ておりますので、私はこれが子育て世代のニーズだと考えられると思うんですけども、この数字を踏まえて市長はどのようにお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 にしねとみなみ保育所について入所希望が多いということではありますが、2つの保育所については山形市とか天童市、東根などに勤務をしている保護者の皆さんにとって通勤経路の途中にある、あるいは交通の便がよいなどという要因もあるというふうに思いますし、議員御指摘のとおり土曜日の延長保育も行っているということも、当然その要因の一つになっているのかなというふうに思います。

市としても、御指摘のとおり核家族化の進行という中で共稼ぎの世帯の子育てあるいは就労の両立を支援していくという意味で、そういう子供さん方を安心して産み育てられるような環境の充実をしていくという面からすれば、土曜日の延長保育の実施施設を拡大していくことは必要だというふうに認識しているところであります。

今後、計画的に拡大をすべく、具体的な実施方法などについて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に、これに関しても前向きな御答弁をいただきありがとうございます。

やっぱりこういったところが充実されてきますと、子育てをするにも寒河江市はいいなという話にもつながってくるかと思しますので、ぜひこちらのほうはできるだけ早目にこういった計画を立てていただければと思います。

それでは、2点目のほうに移らせていただきたいと思います。病児・病後児保育施設及び体調不良児対応型施設についてです。

先ほど申しあげたとおり、現在働くお母さんが非常に多い状態にあります。そのために、1点目にありましたように土曜日の保育などがどんどん必要になってきているわけですが、それと同じように現在問題となってきているのが病児・病後児保育の保育施設です。

全国の認可保育所に通う児童数212万人に対して、病児保育の受け入れ可能数は3,400人、割合にしてたった0.16%しかありません。子供が熱を出すのは当たり前ですし、親としてそれを看病するのが当たり前です。しかしながら、子供の看病のために会社を休んだりすると、例えば重要なプロジェクトから外されてしまったりとか、やりがいのある仕事につかせてもらえないという話を聞くことは珍しくありません。そのために会社を休むのが怖いと思っている方も少なくない聞いております。

また、子供ができると今までのようには働けなくなると潜在的な意識の部分で子供を産むことへの不安を抱く方もいて、少子化に拍車をかけている現状もあるのではないかと私は推測しております。

子供が熱を出す、これはよくあることです。こういった、子供が熱を出したら社会が面倒を見てくれる、そんな社会や地域ならば安心して働くことができ、安心して子供を産めるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしたいのですが、現在山形県には5つの病児施設、7つの病後児施設がありますが、寒河江市でもこういった施設を今後検討していくというのはいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり病児あるいは病後児保育施設というのは、子供さんが発熱などの急な病気になった場合に病院、または保育所等に多くの場合付設された専用の施設、スペースにおいて保育士、看護師などがその当該子供さんを一時的に保育をしていくという施設であります。

県内の実施状況は先ほど御指摘ありましたけれども、病児保育は5市町、病後児保育は7市町というふうなことであります。両方実施しているのは3市町ということになっているところでありますが、そういったことで先ほど御指摘にありましたけれども、なかなか小さい子供さんをお持ちの保護者の皆さんにとっても、いざというときに預けるところがなくなるというような状況、そういう声を我々もこれまでに聞いているところでありますし、国のほうでもことしの8月に子ども・子育て関連法というものを成立をしていく中で、市町村において事業の実施計画というものをつくるというふうになっているところでありますので、寒河江市としてもこの病児・病後児保育についてもその計画策定の中で検討していきたいというふうに思いますし、できるだけ早目に実現に向かっていけるように体制を整えていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。やっぱりこういった施設があったとしても、稼働率といういい方も変ですが、じゃあ実際どれぐらいのお子さんを預かっているのかというと、非常に数は多分少ないと思います。

少ないと思うんですけども、ただこういった施設が市内にあるというだけでも、本当に多分シボルの的なものになると思うんですが、こういったものがあると非常にその地域は子育てしやすいなというイメージにもなりますし、実際そういった子育てしやすい場所にもなっていると思いますので、ぜひこういったところは今後できるだけ早目に検討していただければと思います。

ただ、残念ながらこの病児対応型施設とか病後児対応型施設という、どうしても病院と併設される形というのが多いので、じゃあ例えばの話、市立病院で子供を今すぐみられるのかということとなかなかそういうところありません。残念ながら、今は寒河江市内には小児科のお医者さんが1軒しかないという状況なので、そういったところも考えますとなかなかすぐこれを実行するというのも非常に難しい問題ではあるのではないかなと思います。

そこで、病児・病後児保育もそうなんですが、もう1段階やりやすいといえますか、付設しやすい形として体調不良児対応型施設というのがございます。こちらのほうは、要は病気とかそれが治る段階とかではなくて、保育中に体調不良となった場合に保護者の方が迎えに来るまで、一応緊急的な形になりますが、そのお子さんを見るという施設になっておりまして、これは大体対応している保育園という形になると思うんですけども、こちらのほうは今25カ所ほど県内にあるようなんですね。

どんなところに多いかということを見てみると、25カ所中、米沢市と鶴岡市というのがほとんどなんですね。あと酒田市に3カ所、三川町に1カ所、庄内町に3カ所というふうになっておりますので、これは人口的なものというよりも多分市とかのほうで、うちはこの体調不良児対応型のほうに力を入れていくということでやっているのではないかと、これは私の推測ではありますけれども、こういったところからまずやっていくというのも一つの手ではないかと思うんですが、その点については市長はいかがお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、その病後児保育の施設の運営というふうになると、いろいろ整備をしていかなければならない条件なども多々あるということではありますが、御指摘のような体調不良児対応型施設ということであれば、さらにそういう条件がある程度、病児・病後児保育施設よりは条件が軽くて済むというところもあるようでありまして、この辺のところは米沢と庄内という地域に多い施設でありますから十分研究させていただいて、できるだけそういう、目的は保護者の皆さんの安全・安心をどういうふうに図っていくかということでありまして、そういう目的に向かってできるところから進めていくということで取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に前向きな御答弁、ありがとうございました。

先ほど市長もおっしゃられておりましたけれども、子ども・子育て関連法とか国とか県とかといったところでの補助といったものもありますし、ただ今もう間もなく選挙がありますが、政局によってはいつどのようにちょっと変わるかわからないということもあるかと思えます。

しかしながら、これからの少子化という時代を考えますとそれはもうどのような政局になっても変わることはないと思いますので、ぜひほかの自治体と横並びではなくて、一歩二歩先を行くということちょっとお金がかかり過ぎると思いますので、半歩ぐらい先を読んでうまく、こういうことができたと聞いたらもうすぐそれを使ってというような形で非常にいいと思うんですが、寒河江で子育てをし

ようということを強くPRできるようにこちらのほうもぜひ考えていただければと思います。

続いて、通告番号8番、話題に上るまち、活気あるまちづくりについて質問させていただきます。

最近の新聞の地域面などを見ておきますと、いろんなイベントやまちおこしに学校や大学との連携が多いように感じます。今朝も山形新聞のほうを拝見させていただいたところ、やはり幾つか学校との連携、大学との連携もしくは大学の卒業生、こちらは芸工大ですけれども、との連携とかイベントという記事が非常にやはり目についております。

通告番号6番の話にも似ているんですけども、若い柔軟な発想を市役所に取り入れていくということは非常に有意義なことではないかと思えますし、また学校との連携という事例はそう多くないために、やはりこういったことをやると新聞やニュースに取り上げられるという確率が非常に高いように思われます。

寒河江市と学校の連携としては、庁舎開庁40周年記念に東北芸術工科大学と、またことしは寒河江公園のフィールドワークで鶴岡工業高等専門学校、そして寒河江市技術振興協会と山大工学部などの連携というのが行われておりますけれども、私は数としてはちょっとまだまだ少ないように感じております。ぜひ、この柔軟な発想と話題性という面から、こういった連携をさらに多くしていくことを今後検討してみたいかと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まちづくりという観点からすれば、若い人のノウハウとかエネルギーというものをまちづくりに生かすということは大変大事なことだというふうに思いますし、市内の若者、青年会議所の皆さんあるいは商工会青年部の皆さんなどにも大変御協力をいただいて、工夫していただいて、にぎわい創造に御尽力をいただいているのは御案内かというふうに思いますし、また御指摘にありました大学との連携という面からも、寒河江市としてもこれまでいろんな形で取り組んできたのは先ほど御指摘があったところでございますが、そういった面でこれからも若い人たちのいろんな柔軟な発想あるいはアイデア、さらには逆に専門的なノウハウ、知識というものをまちづくりにいろんな面で取り入れていくということも必要であります。

また、大学ということになれば、外から寒河江を捉えるということで新たな活性化のアイデアなどという刺激というものも出てくるのではないかというふうに思いますから、そういった意味で地元の若い皆さんの活躍を支援していくと同時に、大学との連携・交流というものをさらに深めて、まちづくりというものをより一層活性化していくためにいろんな知恵を出していきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。非常にこちらのほうも、どうしても考え方が、やっぱり私もそうですが固まっているとか、これをするにはこうしなくてはいけないという部分が往々にしてどうしても考えてしまう部分がありますので、そうではないところからの地域やまちづくりという意見をもらうためにも、こういった学校との連携というのはどんどん私はやっていくべきだと思いますし、それをやっていく上でもこちらとして、学生だったら何かやってくれるのではないかとか、いってしまえばこれぐらいのお金だったら何かしてくれるのではないかとというようなそういう形ではなくて、ぜひ一緒につくり上げていこうと。

学生たちにとっては、今後卒業したときに私は今までこういうことをやってきましたということで、学生たちにとっては実績づくりの場を提供してあげるといような面もあると思いますので、ぜひそこでも連携をしていっていただけるよう今後もこちらのほうを進めていただければと思います。

続いて、2点目です。SOHO事業者の誘致についてです。

現在、当市では工場や企業が誘致されれば働く場所が確保できるために、主に寒河江中央工業団地への誘致を積極的に行っていると思います。私は、雇用確保のためにはもちろんそのようなことが一番だと思っておりますけれども、話題に上るまち、活気のあるまちという観点から見ますと、企業の誘致は大きなところだけではなく、小さいSOHO事業者の誘致も行ってみたいと思っております。

御案内かと思いますが、SOHOというのはスモール・オフィス・ホーム・オフィスの略で、少人数であるいは1人で仕事をする、あるいは自宅を会社として事業をしている小さな会社、企業です。インターネットの普及と企業の外部委託増を背景に、こういった形の企業が現在ふえております。このようなSOHO事業者は、高速通信環境が十分に整っていれば立地の自由度が大きいという特徴があります。寒河江で、東京や大阪などのほかの地域の仕事することも可能であります。

SOHO事業者は、ライフスタイルとしてその自由な業態を選ぶ傾向が強く、子育てのため自分の生活のために自然環境のよい立地を求める人々もいるようで、最近では中山間地域の産業や雇用、人口維持のためにSOHO事業者の誘致に補助を出す自治体というのも目立ち始めました。

例えばになりますが、フローラ・SAGAEのワンフロアをパーティションで区切る、あるいはパーティションを区切らないコワーキングというスタイルも今あるそうですけれども、こういった場所をSOHO事業者に低額で貸し出して、UターンやIターンで寒河江に来ていただき仕事をしていただくというのもいいのではないかと思います。

また、朝日町の例を挙げますと、廃校になった旧立木小学校をアトリエとして活動している「アトリエまさと」、現在は4名の方が制作活動をしております。SOHOにしても廃校利用にしても低料金で借りられることに加え、分野の違う方などがいろいろ集まることによりコミュニケーションが発生し、1人では出ないようなアイデアが出て創造することができます。また、こういった場所が市内にあれば、例えば市が何かを行う際に参考意見を聞く、あるいは一緒に何かをつくり上げるということも今後可能になってくるのではないかと思います。

そのほか、寒河江市内の方々へ、起こすほうの起業支援を行う際に、近くにこういったシンボリックな場所があるというだけで随分変わってくるのではないかと思います。

雇用という点から見れば、大きな工場や大企業の誘致が必須ではありますが、話題に上るまち、活気あるまちという点からこういった事業者の誘致にも取り組んでいくというのはいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市といたしましては企業誘致活動というのは事業所の規模にかかわらず積極的に展開しているわけでありまして、雇用創出という面からすればやはり従業員数の多い事業所が非常にありがたいというふうには思うわけでありまして、しかしながら現在の経済状況などから推してなかなか企業の進出というものを安易に望めないということも現状としてあるわけでありまして。

また、小規模であっても独立して事業を起こした、いわゆる起業家の養成をして支援していくということは、将来にとっても地元の雇用を確保していくなどという面からいけば、意義のあることだ

というふうに思いますし、また先ほど御指摘にありましたようにそういう話題性も含めて寒河江の情報発信をしていくという面からすれば、そういうSOHO事業などについても支援していくということが有効な一つの方法なのではないかというふうに思います。

市としても、そういった面でどういう支援の内容ができるかどうかということも含めて、これから検討していかなくてはならないというふうに思いますし、チャレンジする、若い人だけではないでしょうけれども、そういう若い方を中心としたチャレンジする皆さんのための活躍できる場を提供していくということは、重要なことだというふうに思います。

御指摘ありましたフローラ・SAGAEなどもあるわけでありまして、現在フローラ・SAGAEの中心市街地活性化センター利活用促進計画というものを現在策定中であるわけでありまして。チャレンジショップの誘致なども考えているわけでありまして。そういった中で、そのSOHOの事業者の集積がフローラ・SAGAEの中で可能かどうかなどについても検討していかねばならないというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、新規の業を起す起業家の皆さんへの支援ということになれば、フローラ・SAGAEに限らず、例えば空き店舗あるいは御指摘のような廃校、空き家など幅広く活用した誘致活動といえますでしょうか、情報発信活動なども手法があるというふうに思いますので、その辺も含めて検討していく必要があるというふうに認識しているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁いただき、ありがとうございました。

そうですね。こういったチャレンジする場所の提供であったりとかというのは非常に大事だと思いますし、そういう場所が寒河江市にあるということもPRしていただくだけでも、非常にこういうことに関しても門戸を広げている市なんだなということで市のイメージアップにも私はつながっていくのではないかと考えております。

どうしても大きい工場であったり大企業の誘致となりますと非常にお金のほうもたくさんかかりますし、難しいところはいろいろあると思うんですが、こういった例えばSOHO事業のほうの誘致といいますと、たしか私の記憶では徳島県などが県を挙げてやっていたかと思うんですが、例えば通信にかかるお金の半分を助成するとか、例えばパーティションで区切った敷地の家賃を少し持つと。それでも大して多分わからないような金額だと思うんですね。

そういったことをやっていると、非常にこういった方々が来て、私的には例えばフローラの何階かにこういう方々が20社とか集まっていれば、寒河江IT団地ではありませんけれども、そういうのが市の中心にあるということも非常におもしろいのではないかと考えております。ぜひ、こちらのほうも進めていただければと思います。

全ての、今回の一般質問に関してもそうなんですが、やっぱり取り組んだりすることというのも非常に大事ですし、お金のかかることではあるんですけども、やっぱりそのやっていることをほかに知っていただくようにPRにもっと力を入れていくことが、やっていることに対してもう倍々化してその効果を生み出せることだと思いますので、そちらのほうもぜひ今後も検討していただければと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部 清議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号9番から11番までについて、2番阿部 清議員。

○阿部 清議員 新清・公明クラブの一員といたしまして質問をさせていただきます。

市長には、市民主体のまちづくりを基本姿勢に、心のこもった取り組みをしていただいております。市民と協働による市政運営を進められ、公約を達成されてまいりました。敬意と感謝を申し上げます。

婚活について、楽しい健康づくりについて、水道料金について、通告番号に沿って質問をさせていただきますので、よろしく御答弁のほどをお願いを申し上げます。

通告9番、婚活について質問をいたします。

平成24年度から結婚支援対策事業が、未婚者の結婚支援として仲人の希望者を募りました。そして、6月11日に婚活コーディネーターの登録証授与式を行い、23名が婚活コーディネーターとして活動が始まりました。研修を行いながら、月1回の情報交換なども行っております。また、12月3日には婚活の先進市である酒田市に視察に行く予定であります。情報交換のできるいい機会になると思います。

また、市報に掲載された婚活コーディネーターの紹介により、市民の方たちからも取り組みについて大きな関心を寄せていただいております。地域でもいろいろな場所で話が出るようになりました。これから、婚活コーディネーターの活躍を願うところでもあります。

婚活は1年や2年で終わるものではなく、出会いの場や環境づくりを提供して、結婚まで手を差し伸べていくことが必要な時代になってきております。婚活はやって当たり前、そのぐらいの気持ちで大いに活用できるような取り組みをしていく、そんな環境づくりや地域密着型での市民の目に見える支援が必要だと思っております。出会いがなければ結婚もないわけですから、積極的に取り組んで、婚活寒河江ここにありの意気込みを見せて取り組んでいただきたいとの思いで質問をさせていただきます。

まず最初に、企業を巻き込んだ婚活支援についてお伺いいたします。

同じ会社での出会いがないことや女性だけの職場、男性だけの職場のため相手を見つけられない。少人数の会社のために相手がない、同じ職場ではなかなか相手が見つからないなど、異性との交流機会が少ない、さまざまな環境や状況があるようであります。公共団体や会社などで働いている独身の方が、異業種の方と交流を行い、合同婚活に参加をして相手を見つけてもらうなどの官民が連携した独身者交流の機会の創出などが必要であると思っておりますが、市長の見解を伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員からは企業と連携をした婚活支援事業を展開してはどうかという御質問であります。以前ですと職場が男性と女性の出会いの場になって、そこで知り合った男女が結婚していくということも多かったようにも思います。また、職場で知り合わなくとも地域の中で青年団活動などを通して、そういった活動が活発に出会いの役割を果たしてきたというのもあったのではないかと

いうふうに思いますが、今そういった活動も衰退しているわけでありまして、地域の中でも男女の出会いをもたらすような機能というものがだんだん薄れてきているというふうに思っているところでもあります。

先ほどお話にありましたけれども、今年度から寒河江市で婚活支援事業ということで婚活コーディネーター登録制度というものをスタートさせていただきましたが、そういった背景も踏まえて6月に登録証の授与式というものをさせていただきました。阿部議員からも参加をしていただいているところではありますが、市長室で行った授与式では多くのマスコミなどの取材を受けまして、そういったこともあって授与式の後もまた登録が続いてきたところでもありますし、現在は27名のコーディネーターの皆さんから活躍をいただいているところでもあります。ぜひ、皆さんには地域の中で思う存分力を発揮していただいて、地域の中での結婚支援機能というものを確立していただきたいなというふうに期待しているところでもあります。

これまで、二、三組程度まとまったそうだとお話ししておりますので、まだ制度がスタートして半年でありますから、これからこういったうれしい報告が続々届いてくるのかなというふうに期待をしているところでもあります。

地域の中でのこうした婚活支援というものは、コーディネーター制度による仲人活動というもので進めていきたいというふうに考えておりますけれども、議員御指摘のように結婚は希望しているけれども女性だけの職場とか男性だけの職場というものがあって、出会いの場がないというようなことも多々あるというふうに思っているところでもありますので、ぜひこれからは企業との連携という意味では各企業の人事担当者の方々にお話を持ちかけて、先ほど御指摘がありました月1回開催しておりますコーディネーターの皆さんの情報交換会などにも出席をしていただいて、各企業の結婚を希望する社員の皆さんの情報交換などもさせていただいて、それをコーディネーターの皆さんが仲介をしていくというような方法もとってまいりたいなというふうに思っているところでもあります。

できるだけ企業の皆さんとの連携というものを含めながら、進めながら、この制度の充実発展に資していきたいなというふうに考えているところでございます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長からは本当に前向きな御答弁ありがとうございます。

また、婚活に対しまして御理解と御協力を常日ごろからいただいております、まことにありがたいと思っております。

先ほど市長からお話ししましたが、婚活コーディネーターも発足しましてから約6カ月、5カ月ちょっとではありますが大きな反響がありまして、私もコーディネーターの一人として大変ありがたく思っているところでもあります。

ただいま、企業の担当者の方が月に1回我々のコーディネーターとの打ち合わせの場に出ただけのようなもし場ができれば、交流の場も非常に広がって楽しい、楽しくと言われれば怒られるかもしれませんが、楽しい交流ができるのかなと思っていますので、普通会社というのは仕事第一ということもありますけれども、やはり会社の中にそういう婚活などという話も出てきて楽しい企業づくりなんかもできていければ非常にありがたいと思いますので、よろしく働きかけのほどをお願いしたいと思います。

続きまして、イベントの婚活についてをお伺いしたいと思います。

イベントでの婚活につきましても質問をさせていただきたいと思いますが、本市では四季にわたりイベントをしておりますが、そこに婚活を事業の新企画として取り入れていくのも楽しいものだと思いますが、1つには花咲かフェアでの花と婚活、2つ目にはさくらんぼお見合い、そして3つ目にはみこしの祭典での担ぎ手婚活などの事業密着型の婚活なども楽しくできるのかなと思います、市長の見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 イベントでの婚活の支援ということではありますが、昔は各市、今も場所によっては行われておりますけれども、盆踊りなどが男女の出会いの場であったというふうにも聞いておりますので、そういう祭りとかイベントというのは男女を引きつける何かがあるのではないかとというふうに思いますけれども、寒河江でも御案内のとおり四季折々に祭りイベントを開催しているわけですので、そういったイベントの企画の中に婚活的な要素を取り入れていくという発想については、一つのアイデアではないかとというふうに思っているところであります。

四季折々にイベントをやっているわけですので、そういった中で婚活的な要素を取り入れながら出会いの場の設定をしていくということは、大変企画としてはいいのではないかとというふうにも思いますし、それぞれお祭りの実行委員会などもあるわけですので、ぜひ実行委員会の中で御検討をいただいて実現をしていただければなというふうに考えているところでございます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。またしても、非常に前向きな答弁ありがとうございます。

やはりお祭りといえますと、やっぱり心が弾んでお見合いをするにも、婚活をするにも気持ちが非常に和らいで楽しい時間になるのかなというふうに思います。そんな場づくりなども非常に大切なコーディネートだと思います。

ただいま市長のほうから祭り実行委員会のほうにお願いしたいということでありましたので、祭り実行委員会の皆様方にもよろしく御協力をいただけるように検討していただいて、取り上げていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、婚活推進体制について質問をさせていただきます。

婚活支援とは終わりのない事業でありまして、しっかりした体制のもとに推進していかなければ中途半端に終わってしまうものと思われまます。県も吉村知事の指示により、本格的に結婚支援策に取り組んでいるようですけれども、県の体制を見てもみると婚活の事務局は子育て支援課になっております。これは、婚活から結婚をしてもらい、子供が生まれたら支援をしっかりするというような一連のライフステージを想定できますが、その一連の流れの中でより効果的にしていこうという姿勢も見えてまいります。

婚活支援というのは、前の質問でも述べさせていただきましたが、お見合いだけでなく各イベントに婚活の要素を盛り込んでそういうものを作っていくことも必要だと思います。何よりも、若い人たちから寒河江に住んでもらわなければなりません。そういった若者向けの事業の展開、若者が住みたくなるような雰囲気づくりなど行政のあらゆる面から戦略を練っていかなければならないと思います。そういった面から、市政の総合的な立場で婚活事業を推進するような考え方に立った体制を組むのも、一つの方策ではないでしょうか。

そこで提案したいのですが、婚活関係を初めとして総合的な観点から事業を展開する、例えば「ま

ちづくり推進課」というような課を新設して、トータル戦略の中で婚活支援を強力に推進していく体制の確立なども重要なのではないかと思います、市長の考えを伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員御指摘のとおり、婚活支援というのは究極の目的というんですかね、最終的な目的というんですか、トータルでいえばやはり人口減少社会にどういうふうに向かうのかというのが、我々の大きな目的の一つであります。そういった意味で、1つは子育て支援なども重要でありますし、婚活なども重要であるというふうに思っているわけであります。

そういった意味で、今実施をしております婚活支援ということで仲人さんによる出会いの場の設定という直接的な事業展開のみならず、議員の御指摘にもありましたけれども若い人たちが住みたくないようないろんな環境整備なども必要でありますし、若い人たちが好むようなコンサートの実現をしていくなどというソフト面での充実などということもやっぱり必要だろうというふうに思いますから、そういった意味ではおっしゃるような総合的な取り組みの推進をしていく、全体として対策を講じていくということが大変重要になってきているところであろうかというふうに思います。

そういった意味では、おのおのばらばらに事業を展開するよりは、ある程度統一した目的のもとに連携をしながら調整をしながら、より効果的に効率的にそれぞれの事業を展開していくという意味では、そういう総合的な司令塔的な部署を設けていくということも大変対応策としてはこれから重要になってきているというふうに思っているところであります。

今回、婚活事業おっしゃるとおりスタートしたばかりでありますから、事業の推移あるいはその事業の効果、成果というものを見きわめながら、そういった全体的な推進体制のあり方などについても検討を進めていかなければならないというふうに思います。

いずれにしても、その婚活支援の事業というのは各部署にまたがる施策でありますから、それぞれにおいて関連事業を推進して寒河江市の総合力を高めていく、そして具体的には今回の事業の成果、成婚率をアップさせていくということが当面の目標となろうかというふうに思いますので、そういった点を見きわめて体制づくりも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

やはり婚活といいますのは、寒河江市の人口減少を防ぐというところでの大きい柱の一つの取り組みなのかなと思っております。そんな中で、少しずつでもふえていくことは非常にうれしいわけですが、先ほど市長からも言われましたが、やはりまだ婚活は始まって6カ月ということで、これからいろんな体制づくりをしなければならぬところにくるのかなと思っておりますが、ただ余り遅くなってしまってからつくるのでは問題が出てきますので、できるだけ早目に体制づくりだけは整えていただければ非常にありがたいなと思っております。

それから、若い人たちが住みたくなくなるようなやっぱり取り組みというのは、これから超高齢化社会が始まっている中で1組でも2組でも寒河江市に住んでもらえるような条件を整えていく、またはそこに土壌を備えておくということも必要でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり、寒河江市の取り組みの中での、先ほど市長が言われておりました司令塔的な役割というのも非常に、「ああ、なるほどな、司令塔なんだな」ということで今考えさせていただいたんですが、ちょっとそここのところを書くのを忘れたんですが、この婚活というのは各部署にまたがってやること

によって寒河江市の大きい発展につながるんだというような受けとめ方でいいのかなというふうに思いますが、そういういろいろな取り組み方でそれで成婚率をできるだけ高められるような状況づくりをお願いしまして、先ほどから市長から前向きないい答弁ばかりで、その次の3問がなかなか出なくて申しわけないんですけれども、これで婚活についての質問は終わらせていただきたいと思えます。

続きまして、通告10番、楽しい健康づくりについて質問をさせていただきます。

本市の保健福祉行政に関しまして、他市の方々から、「近年、寒河江市は力を入れているね」という声が聞こえてまいります。市長は、一貫して市民の声に耳を傾け、市民主体のまちづくりを基本姿勢といたしまして新第5次振興計画の第1章にある「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の創造」の政策展開をしているからではないかと思えます。心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、今回新清・公明クラブでは、愛知県の尾張旭市に視察に行っていました。尾張旭市では、健康づくりはまちづくりであり、健康から人づくり、地域づくりを図ろうというものでありました。地域づくりにつながるには、1つには誰でも取り組めること、2つには喜びを実感できること、3つには楽しくできることや日常生活の楽しみになること、4つには仲間ができること、5つには身近な地域で活動できること、6つには地域住民が元気になることなどを挙げておりました。

その地域づくり、健康づくりの一環として「らくらく筋トレ教室」を実施しておりました。これは、筋力トレーニングを取り入れ、医師の指導のもとに市独自の「らくらく貯筋体操」というものを考案したとのことであります。この貯筋といいますのは、筋肉をためる体操というものであります。企画した当初は、平成18年度38名の参加でありましたが、平成24年度10月には35グループ、862名の参加者となったそうであります。

この体操を実際に体験してきましたが、椅子を使ったゆっくりとした動きの体操でありました。指導員の方からは、参加者の声として、回数を重ねることで膝の痛み、腰の痛みなどの症状が少なくなっている事例をお聞きいたしました。やはり参加者がふえている要因は、ここにもあるのかなと体感してきたところであります。

さて、現在団塊世代の皆さんからは地域活動に積極的に参画をされている姿をよく見かけております。この方々の元気が地域活動、地域づくりの原点になっていると思えます。そこで、団塊世代の人を含めできるだけ多くの方々が今後も生き生きと活躍していただけるように、体操を取り入れた健康教室が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私もこの10月、11月、9月から地域の敬老会あるいは運動会などにお招きをいただいております。機会があるわけでありまして、議員のお話にもありましたように地域によっては団塊の世代の皆さんが中心になって御活躍をいただいている姿をよくお見受けしているところであります。また、先般第40回を迎えました寒河江市の老人体育レクリエーション大会に参りましたが、「仲よく楽しく元気よく参加をして健康寿命を延ばそう」というテーマでありましたが、大勢の高齢者の皆さんが参加していた姿が大変印象的だったというふうに思えます。

もちろん団塊の世代の皆さんのみならず、大勢の皆さんが地域活動に携われているということで大変ありがたく、また感謝を申しあげている次第でありますけれども、寒河江市におきましては御案内のとおり新第5次振興計画におきまして心と健康づくりの施策の一つとして生活習慣病予防対策とい

うものも進めているところであります。先ほどお話にありました健康教室につきましても、市民の皆さんの健康意識の高揚と健康づくりのために、さがえ健康づくり教室というものを開催させていただいているところであります。この教室については、講演会あるいは栄養指導、さらには運動実技の普及ということで教室を開催させていただいております。

尾張旭市の体操のお話もありましたけれども、寒河江市におきましても椅子を使った上半身だけの簡単な体操ということで、「寒河江市民歌のびのび体操」というものを考案して健康づくりに役立っているということであります。尾張旭市ほどまだ普及はしていないのかというような気もいたしますけれども、この体操をさらに普及をして、多くの皆さんから御利用いただいて健康づくりの増進に役立っていただければなというふうに思っているところであります。

よろしく願いを申しあげます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

寒河江市でもいろいろな取り組みをなされているということで、生活習慣病予防対策ということでの取り組みであります。あくまでも介護予防それから生活習慣病予防ということでやはりほとんどが何かしらの予防対策というような関連であります。そういう名前をつけますとどうしても若い方々が取り組みにくいというところもありますので、できれば市民総元気づくりの健康づくりとか、できるだけ上につけないであくまでも市民総元気づくりとやっていたら非常にありがたいなと思います。

それから、市民歌体操の中で椅子を使った軽い運動をやっているということでありますけれども、やはり尾張旭市のほうでも椅子を使って体の筋肉を伸ばしたり、腕を上げたりというような軽い運動でありました。それを1クール30分ぐらいを2クール、3クール、4クールというふうに、なれるに従ってだんだん時間をふやしながらかやってくるそうですが、続けることによって老人の方々もそうですが、いろいろと体の痛みとか、それから膝とか肘とか腰とかの痛みが減っている状況もありますので、やはり続けていくことが必要なのかなと思います。

そこで、現在本市では高齢者の元気づくりのためにふれあい元気サロン事業などを実施しております。高齢者の語らいの場になっております。高齢者になれば誰しも体の衰えを感じ、健康面でも不安を抱えることが多々あると思います。寝たきりにならないための健康づくりとして、尾張旭市での取り組みのような事業を取り入れ、さらに元気づくり社会参加を推し進めていくことが必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの御答弁でも若干お年寄りの皆さんの元気づくり、健康づくりという面でちょっとお答えをした部分があるかと思いますが、今ふれあい元気サロンなども実施をさせていただいて、いろんな取り組みをさせていただいております。それが介護予防にもつながっていくということにもなるかと思いますが、四十何カ所で実施をさせていただいておりますけれども、どちらかというとな女性の方の参加が多い、男性の人が少ないなどということもあります。そういった意味で、ぜひ健康づくりという面からも男性の方が参加できるような講座といいたいまいしょうか、興味の湧く楽しい講座をつくっていくということも必要でありますし、体操だけでなくいろんなメニューをそろえてやっていくということ、それがひいては介護予防にもつながっていくというようなことで、さらに

発展をさせていくということでもいろいろ考えていく必要があるというふうに思っているところであります。

尾張旭市の例なども十分我々としても参考にさせていただきながら、健康づくりの増進に一層取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

やはり健康づくりはまちづくりということもありますので、団塊世代の方もそうですけれども、お年寄りの方もそうですけれども、できれば地区の公民館あたりで、寒河江までわざわざ来たりしないで、近くでできてそれで継続的な、週に1回、月に1回とか定期的に取り組めるような教室ができたなら非常に楽しいのではないかなと思っております。

そうすることによって高齢者の方々にも参加しやすくなりますので、元気で過ごしてもらい、そしてまた社会参加なども頑張ってもらえば非常にありがたいと思いますので、健康づくりを楽しくできるような体制づくりをお願いいたしまして、楽しい健康づくりについての質問を終わらせていただきます。

続きまして、通告番号11番、水道料金について質問をさせていただきます。

寒河江の水は、うまい水であります。お酒を飲んだ次の日などは、特にうまく感じるころでもあります。また、生活になくってはならない水道水であります。水洗トイレのタンクにペットボトルを入れたり、元栓で水量を調整したりいろいろ制限をしたりいたしまして、少しでも水道水節約をし、水道水を無駄にしないような工夫をしております。ですが、なかなか節水も難しいものであります。

平成24年の10月に水道料金が改正され、12月から水道料金が差し引かれるわけでありまして。口径13ミリと口径20ミリの基本料金と水道料金が9.06%の値下げになります。11月にありました水道検針を見ますと9.06%というのは、水道料金を支払う側には非常に助かる金額でありました。

ただ、生活環境の変化により水の需要が大きく変わってきております。各家庭ともに水道水は多く使うようになりました。朝のシャンプーに始まり、水洗トイレや洗濯、風呂、台所、趣味の盆栽から鑑賞菊の水かけまで幅広く使われております。

そこで市長にお伺いいたします。電気料とか携帯電話、保険料などの必要経費は毎月の支払いになっておりますが、また平成25年5月からは給与所得者の個人市民税も毎月の支払いに徹底されるようになります。ところが、水道料金は偶数月の年6回の支払いになっております。毎月払いによる支払いができれば、家計の計画が非常に立てやすくなると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 水道料金についての御質問であります。ことし3月に策定をいたしました寒河江市水道ビジョンにおきまして、「安心で市民と歩むライフライン」を将来像と掲げまして、水道運営基盤の強化を初めとする6つの基本方針と、費用の削減と収入の確保及び適正な水道料金の検討などの15の施策を設定したところであります。

これは、寒河江市の水道事業が人口減少などによる水需要の低迷から、厳しさを増している経営環境にあっても利用者サービスの向上など新たな課題の対応を市民の皆様とともに行おうというものでございます。早速、10月から家庭用を中心とする水道料金の引き下げを行い利用者サービスの向上を図るなど、寒河江市の目指すべき将来像に向かって施策の実現を進めているところでございます。

水道料金を毎月支払いとしてはどうかということでありますけれども、この寒河江市の水道料金の請求方法については、水道事業の供用開始のときから毎月請求していたわけでありますけれども、昭和57年に経費の節減と効率的経営などを図るために隔月請求に移行して現在に至っているという状況でございます。

当然のことながら毎月払いというふうになりますと、利用者の支払金額の平準化を図ることはできるわけでありますけれども、一方料金納入費用が倍増するだけでなく、業務量もふえていくということでもあります。そのための人的対応なども必要になってくるわけであります。その結果、水道料金の押し上げの要因にもなってくるというふうに考えているところであります。

水道料金は、なるべく低廉なほうが望ましいわけであります。そういったことから、そこは毎月請求させていただくということではなくて、料金の支払いに当たって利用者においては納入漏れもなく、また収納率の向上が見込める、事業者側におきましても収納コストの少ない口座振替を御利用いただくということをお願いをしたいというふうに思います。あらかじめ、口座に一月ごとに計画的に入金していただくことなどで、料金支払いの平準化をしていただきたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願い申しあげる次第でございます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長からの答弁、わかりました。

口座振替で納めていくことは、うちでもやっていることですので問題ないと思うんですが、口座をわざわざつくってそこに振り込んでおくというのも、毎月給料をもらってその中からその専門口座に振り込んでおくというのも非常に、やって当たり前のことがなかなかできないという状況にもあるようであります。それで、支払い漏れとか忘れなんかもあるような話も伺っておりました。

ただ、毎月払いすることによって、人的な対応それから経費の増というのも非常にわかるころであります。

昭和57年までは毎月支払いというようでありましたが、ただところが下水道の供用開始が昭和の58年の10月1日からということで、値上げしてからすぐ隔月払いの年6回の支払いになっているようなところも見受けられます。というのは、逆に言えば下水道も基本料金があって下水の使用料もそれに加算されながら、逆に言えば水道の57年度の支払いよりも倍まではいかなくとも結構値段が上がってからの隔月になっているということと、やはり先ほども申しあげましたようにいろいろと生活の環境が変わって、若者などが非常に水を使うようになってきたところもあって、毎月の水道料金が高くなっているというところも事実なのかなと。そんなところで、ことしの水道料金の9.06%の値下げということもあるように見受けられますが、下がったことに関してはやはり数字を見ると結構大きいなと思えますけれども、それでもやっぱり農家とか多くの家族がいるところなどは、結構それでも大変な金額になるということもありましたので、最後に市長にそのところの御見解をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 隔月払いということを毎月払いにというような御要望というふうにお伺いをいたしておりますが、1つはほかの自治体でもそういう自治体が多いのではないかなというような御指摘もあろうかと思えます。我々もそういったことも研究をしていかなければならないというふうにも思いますし、また事情によって納期限までに全額納入がどうしても困難な方、困難な場合などもいらっしゃるいはあろうかと思えますので、そういったケースにおきましては分割納入などについても水道事

業所のほうで御相談をさせていただくケースがあるというふうにも思います。

いずれにしても、当面はそういうことで進めたいというふうに思いますが、他の自治体のケースあるいは市民の皆さんの要望なども十分お聞きをしながら研究していきたいというふうに思っているところでございます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

やはり、奥様方、財布を抱えておられる方々は、どうしても毎月払いにならないかというような方が結構おりますが、現況を考えましてできるだけ今後できるような状況になりましたら、よろしく毎月払いのほうをお願いいたしまして、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

新宮征一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号12番について、13番新宮征一議員。

○新宮征一議員 本日の一般質問、最後になりました。できるだけ簡単に、簡潔に質問いたしますので、もうしばらくの間おつき合いを願いたいと思います。

今回、私は通告してあります12番、防災行政について伺います。

特に、(1)の防災・行政無線の整備については、私ども新清・公明クラブで毎年出している市長に対する要望書の中の1項でもありまして、市長からはこれに対する丁寧な御回答をいただいているものであります。しかしながら、この課題については多くの市民の方からも要望が寄せられているところでありますので、改めてこの場で質問をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

昔から、「災害は忘れたころにやってくる」とよく言われております。昨年のあの3.11、東日本大震災から1年9カ月を迎えようとしておりますが、いまだ復興道半ばと言われている中であります。我々一般国民、市民の意識からも徐々に防災意識が薄れていく傾向にあります。このようなことから、市長にはこの課題についてさらに理解を深めていただきまして、何とか前向きに検討していただきたい、そんな思いから質問をさせていただきます。

まず、私ども新清・公明クラブの要望に対する市長からの御回答では、この防災・行政無線の配備は大変重要であるとの御認識を示していただきました。基本的なところでありますが、この会派の要望に対する市長の御答弁の中にあつた大変重要であると、この点についてお変わりはございませんね。確認のために、ここから聞かせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員から防災・行政無線の整備ということでお尋ねがありましたが、先般新清・公明クラブの皆さんから25年度の市政運営に対する要望事項ということで頂戴をして、またそれに対する回答ということをお願いしたところでありますし、その中で消防ポールや防災・行政無線の整備についてということでも御回答させていただいたところであります。

御回答の内容は先ほど新宮議員がおっしゃったとおりというふうに思いますが、御案内のように防災・行政無線、市民の安全を確保し、また防災行政の運営という面からして市町村が設置をする、運用するものでありますけれども、特に去年の大震災というものを踏まえて大規模災害発生時の避難勧

告でありますとか避難指示などの告知、さらには緊急地震速報やまた火災の発生の周知、それから消防団の招集などなどさまざまな安全・安心の確保という面では、市民への情報伝達方法として、今現在では一番いい方法ではないのか、一番重要な方法ではないのかということで考えておりますので、その整備というのは大変重要な課題だというふうに認識していることでもありますので、変わりはございません。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 市長のほうからは、この事業は非常に重要な事業であるということで、基本的な御認識を示していただきました。

それで具体的に、具体的にといいますか、もうちょっと進めて質問をさせていただきますが、今市長からもあったように現在はこの消防ポールを活用して、それを使っている。そして、またその方向で今後も推進をしていきたいというような御答弁をいただいたわけでありますけれども、実際この消防ポールの活用もだめだというものではないんですけれども、やっぱり本来の意味からいけば、この防災・行政無線というものを整備できれば、この情報発信あるいは市民に情報を伝達するという上では、大変に重要なものだというふうに私は認識しているんですね。もともと、この事業を立ち上げるにはかなりの費用もかかるだろうと、その辺が一番ネックになるのではないかなというように思いますが、市長はこの整備に対する事業費をおおよそどのぐらいかかるだろうというふうに考えておられるのか。まず、その辺からお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 防災・行政無線の整備に係る全体事業費ということについては、昨年度緊急防災・減災事業計画として算出した概算費というのがあります。

これでは、無線の受信装置と広報機器のある屋外拡声子局を60基、市内にですね。それから、通信無線機として車載用、車に登載するのが10基、携帯用が30基、それから要援護者の方でありますとか町会長さん、それから自主防災組織などに配備をする個別受信機として1,100基。この整備の仕方によって、当然概算額が違ってきますが、そういう整備をしていくことを計画として設定をしているところであります。また、この防災・行政無線を運用するシステムというのものもあるわけでありまして、今現在他の運用している自治体で利用している方式、MCA無線システムというのがあるわけでありまして、これについて開設の経費とか維持管理の経費などを考えると、こういうMCAの無線システムというのが非常に経費的には安く済むのではないかとということで設定をして見積もっているところでありまして、全体の概算でいえば2億7,000万円ぐらいの事業費がかかっていくのではないかとというふうに見込んでいるところであります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま市長からは事業費全体として、さまざま内容まで御説明いただいて2億7,000万円ぐらいの事業費が必要ではないかと示されました。

実は、私もちょっと、私なりにという言葉を使わせていただきますけれども、一応試算をしてみたんですね。私なりにです、本当に。その結果、私の計算では、まず内容の中身まではいろいろ申しあげませんが、大体この受信装置が56基でもって約2億1,000万円という数字がはじき出されたんですね。ここで6,000万円の誤差といいますか、違いは出てきたわけですが、これについてはやっぱりいろいろと計算する基準になるものこれなどもあって、これは違ってくるのがごく当然であって、

これは現段階で、この段階で、また具体的な内容に入ればこれは別なんですけれども、今はまだちょうど入り口なものですからここでこの違いの整合性を図るつもりは毛頭ございません。

ただ、先ほど市長の答弁の中にもありました。いわゆる昨年度、国のほうで、第3次補正でもって緊急防災・減災事業債というものを使えるようになったんですね。これは非常に効率のいいといえますか、有利な制度でありまして、起債が100%認められる。100%ですね。しかも、その起債を起こした金額の70%が交付税で措置される。これは、大変いい制度なんですね。しかも、残りのこの30%、交付税に算入されない部分ですね。これについても、ちょっと計算の内容がいろいろ複雑ですので簡単に申しあげますけれども、単純に言うと交付税に算入されない部分の3分の1が県の単独事業でもって県の補助金を受けられる、こういうシステムなんですね。これは、非常に有利なこの上ない制度かなというふうに私は思っておりました。

それからもう1点は、2つ目としてこの緊急というものはないんですけれども、防災対策事業債という2本立てになっているわけなんですけれども、この防災対策事業債というのは先ほど言いました緊急防災・減災とはちょっと縛りがきつくなるわけなんですけれども、これは起債が90%、9割まで起債を認めるという内容。しかも、先ほども申しあげました交付税措置、これが50%交付税で措置されると。これもおいしい話だと思うんですね。その50%の交付税の措置を受けて、また残りの50%、この部分に対しては先ほども言ったようにちょっと計算の内容が中身でいろいろ複雑になってきますので申しあげませんが、簡単に言うと3分の1が県の補助で賄われるということになるんですね。だから、この2つの制度というのは、大変有利な制度だなというふうに思うわけです。

この1番目の緊急防災・減災事業というのは23年度、先ほども申しあげましたように国のほうで第3次補正を組んでこの制度を設けたということで、これは25年度、来年まででこれは期限が終わるんですね、25年度までで。ところが、2つ目の防災対策事業債は23年から27年まで5年間の期間があります。

そういう中で、先ほど私が申しあげた、いわゆる2億1,000万円という私の勝手な数字から計算してみますというと、1番目のこの防災対策事業債を活用しますと約4,760万円、実際の持ち出し分です。実際の持ち出し分、そういうふうな計算が出てきたんですよ。ということは、2億1,000万円の4,760万円というのはどのぐらいかということになりますというと、大体22.7%、こういう計算になる、総事業費のですね。それから、2つ目の防災対策事業債を活用した場合ですと8,715万円。これのほうは先ほど申しあげました総事業費の比率を申しあげますと41.5%、このぐらいでおさまるという計算が成り立つんです。これは、当局のほうで、市長のほうでも計算されたその基礎の中身というのは、先ほど申しあげましたように中間にいろいろ限度額とか何かがありますので、必ずしもぴたっとは一致しないかもわかりませんが、これは私が計算したいいわゆる基準と、当局の基準とに差はないだろうというふうに思うわけですね。

そうしたときに、先ほど市長からもあったように、これは非常に大事な事業だということの御答弁をいただきましたので、2億7,000万円という事業費が出てきましたのでそれで計算しますと、この緊急防災・減災事業債を使った場合に6,100万円、先ほどの22.7%で乗じますと6,100万円という数字がはじき出されます。それから、2つ目のこの交付税措置が50%受けられるいわゆる防災事業債のほうをしますと、41.5%の率で計算しますと1億1,200万円という数字が出てきます。

これは、先ほども申しあげましたように、この計算基礎には違いがないと思うんですが、もし市長

のほうで、これは担当課になろうかと思うんですが、これらのこの2億7,000万円という事業費に対してこのさまざまな制度を使った場合に、どのぐらいまで減額されるか、実際の持ち出し分がどのぐらいでおさまるかというところまで検討されたのかどうか。実際の持ち出し分をはじき出すためにですね。されたとすれば、その辺の、今私が申しあげた1番目の6,100万円、それから防災対策事業の1億1,200万円とこの数字に近い数字が出てくるのではないかと思うんですが、もしこれを精査されたとすれば、その辺の数字をお示ししていただければと思います。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 新宮議員からは、さまざま事業債の関係での試算した内容が示されたわけですが、我々のほうでも試算した内容につきまして、新宮議員から最終的に説明のあった市の持ち出し金6,100万円、要するに緊急防災・減災事業を使った場合の持ち出し金6,100万円というふうなことについては試算しております。

さらには、防災対策事業債。これは、防災対策事業債を使った場合の市の持ち出し金の試算によりますと、やはり1億1,200万円と同様の金額で一応市のほうとしては算出しているところでございます。

以上です。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今、違った数字が出てくるのかな、来たら困ったなと思ったんですけども、ほぼ私の計算どおりの数字が出てきましたので安心しているわけですが、そこで市長にお尋ねしますが、いわゆるこの事業をどこかの時点ではやらなければならない、その重要な事業だというような市長の御認識であれば、どこかの時点ではこの事業をやらなければならないという認識だということに伺われるわけですね。

そうしたときに、防災対策事業債でも27年でもう切られてしまうと。その後どうなるかというのは、これはまだ未知の段階ですから現段階でそれがどうなるということまでは誰もわからないわけですが、であれば、そういうこの有利な制度があるうちにぜひやっていただきたいというのが私の希望なんです。

先ほどありましたこの2億7,000万円という一つのベースが出てきたわけですから、これを基準にしてやりますという、緊急防災・減災事業債、こちらのほうですと6,100万円ですね。そうすると、2番目のというか交付税措置が50%きり受けられない、いわゆる防災事業債との差が1,340万円出てくるんですよ、差額が。この2億7,000万円と、交付税措置が50%の制度を利用した場合との差が2,485万円、このぐらいの金額の差が出てくるんですね。

したがって、ここで市長に答弁をいただきたいのは、いわゆるどこかでやらなければならないというのであれば、これ、緊急防災・減災事業債も来年、25年度いっぱいがあるわけですね。したがって、これからまだ1年4カ月もの時間があると。ましてや、これから予算の編成などにも入るわけですが、やっぱり行政の長としてこの財源をいかに有利に使うか、これが行政の私は基本姿勢であるところのように思います。

そういう観点からいった場合に、多少無理しても来年度中に間に合うように、早急にこの計画を立てて申請して、それを受けられるような方向に積極的に取り組んでみてはいかがかなと思いますが、市長の御見解はいかがでしょう。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員からは、なるべく早く防災・行政無線の整備についてという御要望というふうにお伺いをいたしました。先ほど来御答弁申し上げているとおり、防災・行政無線の整備というのは市民の安全・安心のためにはなくてはならない大変重要な設備、施設だというふうに思います。そういった意味で、整備を進めていくということを我々としては前提としてかかっているかなければならないというふうに思います。

議員御指摘のとおり、有利な制度があるならば早いほうがいいと、27年度でなくて25年度のほうももっと有利だということ御指摘でありますので、これから来年度以降の事業実施計画なども今詰めているところでありますので、全体的な財政の状況なども勘案しながら、新清・公明クラブの御要望、新宮議員の御要望なども十分受けとめさせていただいて、検討を進めていくということを考えているところであります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 前向きに検討していただけるということでございますので、これ以上はしつこく申し上げる必要がないと思うんですが、やっぱり昨年の震災を一つの契機といいますか、あれを境にしてこの防災に対する市民の意識というのは非常に高くなってきていると思うんですね。それと、あと今ここで議論したのは、いわゆる防災と、災害があった場合の周知の仕方、情報の提供の仕方ということで今議論をさせていただきましたけれども、やっぱり昨年のあの大地震の中でも住民に対して情報が速やかに的確に伝わったところと、そうでないところとの被害の差が非常に大きかった。これが実証されているわけですね。

山形県35市町村のうちでももう既に11市町村が、整備率でいいますと31.4%、これがもう整備されて、県内です、35市町村のうち。ただ、これはどちらかというと海を抱えている庄内地区が、非常にこの整備率が多くなっています。ほとんどの地域で整備されているようでもありますけれども、最上川のそばにある戸沢村は、これは昭和40年代に整備されたそうなんです。これは何かといいますと、最上川の氾濫によって非常に洪水に悩まされた。そういうことから、40年代に山形県では一番真っ先にこの整備に取りかかったという経過などもあるようであります。

案外、寒河江市も非常に自然災害からは恵まれているまちだなというのは我々も実感しておりますし、市民の皆さんもそう言っています。確かに、台風や何かの被害なども、予報は出ておってもそれが寒河江市を通り越していつてくれるような、あるいは地震なんかにしても隣の中山町と河北町が揺れているのに寒河江だけが震度がなかったとか、あるいは低かったというような実情などもあって、非常に災害からは恵まれていると思うんですけれども、冒頭に申し上げましたように、これは災害というのは忘れたころにやってくると言われますが、この寒河江市も両側、この寒河江川と最上川に囲まれているわけですね。

以前、私どもの同僚議員でも、また上流に寒河江ダムを控えている。あれ、もし決壊したらどうなるんだという、その危険性はどうかという質問などもありました。これに対しても、これまでのさまざまなデータをもとに見たときに、その心配はないと、安全だというような答弁もいただいていたようですし、我々議会でもあの寒河江ダムの現場に行って担当者から直接その内容を説明してもらったり、あるいは現場を視察したりしてきましたけれども、もちろん担当者は、これは安全だというお話でありましたので安心はしているんですが、いわゆる想定外というのが、こういう言葉が

世の中にあるんですね。この想定外というものは誰も、予想できるのであれば、これは想定外ではないわけですから、この想定外というそういったものも出てきますので、先ほど申しあげました、非常にくだいようですけども、この有利な制度をぜひ使えるような方向で早急に、早急に検討していただきたいということを申しあげておきます。

早いうちという言葉は、余り今は信用できなくなりましたので、早急に検討に入っていただきたいということを市長に申しあげたいんですが、市長いかがですか。

- 高橋勝文議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 新宮議員のお気持ちは十分受けとめさせていただいて、我々も早急に検討を進めていきたいというふうに思います。
- 高橋勝文議長 新宮議員。
- 新宮征一議員 十分、私の意図するところをお酌みいただいたなというように、私も大変ありがたく思っております。ありがとうございました。

次に、(2)の火災報知器、いわゆるサイレンの広範囲に聞こえやすい場所の設置ということなんですけど、これもいろんな方から意見が寄せられております。

昔は、八幡様の境内に望楼があって、消防署員が24時間体制で火災の見回りをしておったと。そして、あそこでサイレンが鳴るといって、非常にかんりの広い範囲に「あつ、火災が発生したんだな」ということがわかっておったんですね。ところが、最近消防署のサイレンが1つあるだけなものですから、北あるいは東のほうにはかなり聞こえると思うんですが、これは風向き関係もあるんですが、なかなか西それから南のほうには聞こえないんですね、あの消防署のサイレンというのは低いものですから。

この前、先ごろ六供町、私の近くでも火災があったわけですけども、ほかから「六供町火事だったんでないか」というような電話をもらって、「ああ、どこだや」と気がついたときに、すぐ近くが燃えておったというふうなそういう状況などもあって、特にその話があるんですけども、本市の場合は都合よく市内のちょうど真ん中ごろにこの長岡山があるわけですね。あそこに、やっぱりポールか何かを立てて、消防署で火災の報知するためのスイッチを入れたときには、あそこのサイレンに無線でもって受信して、すぐそのサイレンが鳴るような、あそこだと大分、柴橋、高松のほうまで聞こえるのではないかと思います、あそこに1基ぜひつけてほしいというのが市民の要望なんですけれども、いかがなんでしょうか。

- 高橋勝文議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 御指摘のように、火災を知らせるサイレンというのは消防本部に設置をされていて、この間の六供町の火事の時もそうでありましたが、その音がなかなか周囲に聞こえないというふうな箇所もあるというふうに聞いております。

西村山の広域の消防本部とも十分そこら辺は連携をしながら、聞こえにくい地域を解消していくことをしていかなければならないというふうに思いますし、御指摘のような長岡山なども一つの候補地ではあるかと思っておりますから、その辺のところをどういう方法があるか、整備の方法があるかなどについてもあわせて検討していきたいというふうに思っているところであります。

ただ、話はちょっと変わりますけれども、そのほかの地域にも聞こえるようにというふうなことになるれば、それこそその防災・行政無線というのが威力を発揮してくるというふうには考えているとこ

ろで、同時に瞬時にということであれば、そういうふうに思います。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ありがとうございます。

つまり、最初の防災無線が、これが整備されれば2番目に申しあげたサイレンの設置というのはまた別、ちょっとおいても私は問題ないと思っているんです。したがって、まずは防災・行政無線。

そして、先ほど来、この防災に対する意識の啓蒙あるいは災害が発生した場合の情報提供ということで議論してきたんですが、いわゆるこの名前のおり防災・行政無線なわけですから、寒河江のさまざまな行事あるいはイベントなども、市報や何かで周知するのもこれは一つの方法ですけれども、例えばその日の朝になってその行政無線を使って「きょう、こういう行事がどこどこで何時からありますよ」というものを告知すれば、また集客にも大変な力を持てるのではないかなという両面サイドがあるわけですから、まずサイレンの設置については市長も広域の中でいろいろ検討していきたいという御答弁でありました。西村山広域の関係もありますので、これはもし理事会の中でほかの町の理事者もいるわけですから、もしあれな場合ですと例えば朝日町の役場の上にもつける、大江町にもつけるとかそういった方法なども考え方としてはあろうかと思っておりますので、今後の課題としてぜひひとつ前向きに検討していただきたいということを御要望申しあげて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後2時24分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦勞さまでした。

平成24年11月22日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（17名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
8番	工藤吉雄	議員	9番	杉沼孝司	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	木村寿太郎	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤良一	議員	15番	内藤明	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	嶋田俊廣	議員			

○欠席議員（1名）

7番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹 市長	那須義行 副市長
渡邊満夫 教育委員長	兼子昭一 選挙管理委員会委員長
高子武 農業委員会会長	犬飼一好 総務課長(併)選挙管理委員会事務局局長
菅野英行 政策推進課長	奥山健一 財政課長
船田一彦 税務課長	安彦浩 市民生活課長
富澤三弥 建設管理課長	山田敏彦 下水道課長
小野秀夫 農林課長(併)農業委員会事務局局長	宮川徹 商工振興課長
安孫子政一 情報観光課長	那須吉雄 健康福祉課長
阿部藤彦 子育て推進課長	横山一郎 会計管理者(兼)会計課長
丹野敏幸 水道事業所長	安食俊博 病院事務長
荒木利見 教育長	工藤恒雄 学校教育課長
月光龍弘 生涯学習課長	大沼孝一郎 監査委員
大泉辰也 監査委員長	

○事務局職員出席者

丹野敏晴 事務局 局長	佐藤肇 局長 補佐
佐藤利美 総務 主査	兼子亘 総務 係長

議事日程第3号

第4回定例会

平成24年11月22日（木曜日）

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、7番沖津一博議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年11月22日（木）

（第4回定例会）

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
13	多目的水面広場の整備について	(1) 市民の反応や要望について (2) アクセス道路と施設整備について (3) 多目的水面広場のPRについて	6番 國井輝明	市長
14	カヌー競技の普及について	(1) カヌー競技の普及方策について (2) 選手育成の環境整備について		教育長
15	住宅建築推進事業補助金制度の存続について	(1) これまでの事業実績と課題について (2) 経済波及効果と市内事業者の反応について	3番 遠藤智与子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
16	今年度の克雪対策について	(3) 県の取り組みと連動して今後とも市の事業を推進していくことについて (1) 空き家対策を前進させることについて (2) 高齢世帯の除排雪支援について		市長
17	市民墓地（園）について	市民から要望のある低廉な墓地の提供について	11番 荒木春吉	市長
18	市政全般について	(1) 私道整備補助金交付制度の充実について (2) 市公共事業整備優先順位審査会の実施状況と課題について (3) 当局における市政全体の総括的把握体制の必要性について (4) 入札制度の改善について	16番 川越孝男	市長
19	市政一般について 市立病院の改革について	(1) 次期市長選挙に臨む具体的なマニフェストについて (2) 兵庫県小野市の入札制度改善における成果について 市立病院アクションプランにおける病院経営という視点での課題について	15番 内藤明	市長 市長

國井輝明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番、14番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 朝一番の質問というのは私自身久しぶりでありまして、大変緊張しつつも非常に気持ちよく質問を張り切ってさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私は、新政クラブの一員として通告している課題について、順次簡潔に質問をさせていただきたいと思っております。

最上川緑地は、地域のスポーツ・レクリエーションの拠点として2002年度から整備が進めてこられました。全体面積は19.7ヘクタールで、このうち多目的芝生広場は両翼100メートルのグラウンド、1周400メートルの陸上トラックとサッカー場などがあります。多目的水面広場は全長600メートルで、幅110メートル、深さ1.5メートルから2.0メートルで、カヌーのスプリント競技では全長500メートルのコースを9レーン確保できる全国に誇れる施設となっております。

これから多目的水面広場に関しまして、私が気になっている点や思いなども含めまして質問させて

いただきたいと思えます。

カヌースプリント競技の国際規格に対応した多目的水面広場が9月にオープンして、来春が全面オープンということですが、9月のオープンということで、これまで市民や地区民の反応また要望等々が出ていないのか、まずこの点に関しまして質問させていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま國井議員から最上川寒河江緑地について御質問をいただきましたが、御案内のとおり母なる川最上川の豊かな自然を生かしながら市民の憩いの場と健全な心身を育むということで、人に優しい河川空間づくりと地域のスポーツ・レクリエーションの活動の拠点施設として平成14年度から整備を進めてまいりまして、本年度で整備が完了する、事業が完了するというところであります。

特に、多目的水面広場を中心としてカヌーの普及あるいは競技人口の増加、そして市民の皆さんのみならず県内外の皆さんから御利用いただいて交流人口を図っていく、拡大をしていくということで、来春の本格的な運用に向けて鋭意準備を進めているところでございます。

今議会の冒頭でも報告させていただきましたが、9月23日に多目的水面広場の工事完成に合わせて竣工式とオープニングのイベントとして、日本カヌー連盟主催のカヌー体験研修会を開催させていただきましたが、募集と同時に多数の応募がございまして、最終的には85名の方々から参加をいただきました。多くの市民の方々も含めて、関心を持っていただいているというふうに思っているところであります。

また、先般新聞にも載りましたけれども、11月11日には東日本のコンクリートカヌー大会というものが行われております。利用者の皆さんの感想では、安全性それから安心感があるということで大変好評を得たというふうに思っているところであります。

御質問は、施設の利用に関して御意見や御要望はないかということでもありますけれども、現在のところ特にはまだ出ておりません。今後、利用者の皆さんあるいは関係各位などから御意見、御要望をお聞きしたいというふうに思いますし、そういった御要望などがあれば速やかに対応して、施設の有効利用を図っていきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

現段階では、まだ要望といえますか、まだ声は来ていませんというようなことでございますが、今、市長から答弁いただいた中で大変私も興味深く聞いたのがカヌー教室開催に85名の応募があった。また、東日本コンクリートカヌー大会を開いて、利用者からも大変すばらしい施設だというような御意見があったというようなことで、大変私はうれしく思っております。

この水面広場に関しまして、私はすごく期待をしている、交流人の増加を図れる施設だというふうに思っているものですので、大変うれしい声だなというふうに思っております。

質問を移らせていただきます。

ここ、多目的水面広場は、先ほどから私も申しあげていますが、全国に誇れる施設だというふうに思っております。寒河江市でも今後はカヌーの盛んなまちになるのではないかなというふうに思っております。

これまでの議会でも何度か皆様の質問で聞いておりますと、将来的に多目的水面広場でカヌーの大

会を開催していきたいという考えをお持ちだということでもありますので、私もオープンセレモニーに参加したときにいろいろと感じたことで、来春の全面オープンに合わせて案内標識、わかりにくいというようなところもありますし、案内標識の増加というかふやしたり、アクセス道路を早目に整備すべきではないかというふうに思いますが、その点に関しましてはどのようにお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 案内板の設置についてでありますけれども、既にこの最上川寒河江緑地の入り口の部分には設置をしているわけでありまして、県道との交差点部分あるいは112号線からの長崎橋付近にも設置を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、アクセス道路でありますけれども、先ほど申しましたけれども県道皿沼河北線、産業通りです。皿沼地内から市道皿沼島線を利用してのアクセスというものを予定しているわけでありまして、県道交差点部の改良、それから現道の拡幅などを計画しております。今年度は、路線と用地の調査を実施しております、来年度の完成に向けて事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 来年度全面オープンということですから、これから整備するんだということで質問する私も悪いのかもしれませんが、早急に整備を進めていただければというふうに思っております。

先ほど申しあげましたが、9月のオープニングセレモニーのときのカヌー教室の状況等々を見させていただきまして感じたことで、小さなお子さんや障がいをお持ちの方もそのカヌーに乗りおりにいたわけですが、現段階ではちょっと高低差が、水面との高さ、段差ができていたということなので、これも来春に合わせて整備していただければというふうに思っておるんですが、段差が大変ありますので苦労している点もありますので、こうした乗りおりをしやすいように整備すべきだというふうに思っていますので、そういった意味で栈橋を整備すべきではないかなというふうに思っておりますが、この点に関しましてはどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 水面広場でのカヌーの乗りおりというのは、この間の研修会などでも実際に行われているわけでありまして、ゴール付近の両側に2カ所設置した、木製デッキというものを設置しておりますけれども、そこで行っていただくということにしているわけでありまして、先ほど國井議員御指摘のとおり、それは競技用としてつくられているわけでありまして、体験研修会などのときには、例えば子供さんとかあるいは障がいを持っておられる方などについては大変段差があるということで、実際にはそのデッキ付近の1段低いところで乗艇をしていたということであるようでございますが、今後カヌー教室など初心者の方でありますとか、子供さんとかいろんな方が御利用いただくということも想定しておりますので、利用者の皆さんの御意見なども伺いしながら、例えば浮栈橋などの整備についても検討していく必要があるというふうに考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 整備を考えてくださっているということでもあります。

私がちょっとお話を伺った中では、例えば大会を開催したときに、9月のオープニングセレモニーに行ったときは手前側で乗りおりにして、ゴール付近に2カ所ということでありましたが、例えば大会を開催することを考えますと、大体選手の皆さん、カヌーの大会という150人から200名の方は東北

だけでも集まるというお話を聞いておりますが、多分にして対岸側、別側に陣地を構えてそちらから乗りおりすることも考えられるのかなというふうに思っています。ゴール側でなくてスタート付近側、そちらのほうにもできましたら、カヌーの関係者とも十分話をされまして、もし必要とあればそちらのほうの整備などお願いできればなというふうに思っているところであります。

ちょっと話をがらっと変えて、カヌーのことでまちおこしができないのかなというふうにちょっと私は思っております。私も実際、視察で行ったわけではないですが、ネットを通じてなんです、全国でカヌーでまちおこしをして交流人口が大幅にふえたというようなまちも幾つかあるようであります。この寒河江市でも、カヌーを通じてまちおこしができないのかなというふうに思っております。

近隣では、河北町や西川町以外でも朝日町などでもアクロバティックなカヌーということで、河川を利用してカヌー競技を行っているようであります。寒河江市独自でPRしていくのも大事だとは思いますが、西郡全体で協力してカヌーの魅力や多目的水面広場を全国にPRすることでイメージアップを図れるのではないかと。そして、西郡全体、そしてそれが寒河江の交流人口にもつながっていくのかなというふうに私は思っておりますが、そういった意味でこれまでPRという面でのどのような取り組みをされたか。また、今後どのような売り込み方をするのか、お考えがありましたらお答えいただければというふうに思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々のこの寒河江市のカヌー場、多目的水面広場の特徴というのは、河川からポンプアップして水面をつくるということでもありますから、天候に非常に左右されにくい、天候の影響を受けにくいということで、常時利用できる施設であるということ。それから、ある程度の水深も、それほど深くはないということでもありますから、初心者の人なども利用する人の安全性というものを確保できるということ。それから、市街地に近いということと、高速道路のインターチェンジに近いということでもありますから、非常に利用しやすいということが大きな特徴、他のカヌー場と違った特徴があるんだというふうに思っているところでありますので、そういった点をPRの材料にしながら来年の本格運用に向けていろいろまちおこしというものにもつなげていきたいというふうに考えているところであります。

御指摘のとおり、今後カヌーの各種大会の誘致ということも当然考えていくわけでもありますので、そういった面では広域的な利活用というものも視野に入れて、カヌー連盟等と密接な連携を図りながらそういった大会の招致、開催というものを目指していきたいなというふうに思います。

先ほど御指摘にありましたけれども、西郡全体はカヌー競技が盛んだというよりも、山形県のカヌーのメッカだというふうに私は思っておりますので、河北町さんそれから西川町さん、朝日町さんということで、さまざまな河川あるいはダム湖などを利用した施設があるわけでもありますので、それぞれの施設の特徴を、特性を生かしながら進めていく必要があるのではないかとというふうに思います。

そういった中で、寒河江のカヌー場については、先ほど申しましたけれども初心者のカヌー体験とかレジャーのカヌー大会などを行っていく施設としては最適なのではないか。そして、ある程度経験を積んだ人が河川でのレジャーカヌーを楽しんでもらうというようなことで、役割分担をしながら広域的な連携を図っていくということが必要であるし、それが寒河江のカヌー場のみならず西郡全体の各施設の有効利用、相乗効果も図っていけるのではないかとというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○**國井輝明議員** ありがとうございます。

PRということで、私個人で思うのは、例えばなんです、これはちょっと言うては失礼かな。寒河江と東根、これはさくらんぼの話ですけども、対立しているような話をよく聞くんですけども、もう私の思いとしてはお互い協力しながら、自分のまちに呼ぶんだということではなくて、ここ西郡に呼ぶんだ、山形県に呼ぶんだというような協力体制というのが今後必要になってくるのかなと。正直な話、震災以降、東北にお客様、観光客というのも減ってきているとも私は思っております。そういった意味で、県全体で、ここはカヌーのことですから西郡全体で協力して、この山形県に全国から足を運んでもらえるような、カヌーのメッカというような言葉を市長は使われましたけれども、私もそのように思っております。全国でカヌーといえはこの山形県、競技人口でも大変多くて大変有名になっておりますので、そういった意味で足を運んでいただけるような協力体制というものを確立していただいて、何とかまちおこしにもつなげていただきたいというふうな思いを持っております。ありがとうございます。

これから、カヌーを始めて……。これは、ちょっと質問変わりますかね。教育委員長のほうになるかと思いますが、カヌー場が整備されたということで、今後来春のオープンに向けてカヌーを楽しんでいきたい、レジャー用のカヌーとか、先ほど市長の答弁でありましたが、ある程度練習を積まれた方は河川でやったりとか、例えばワンステップ上のレーシングカヌーをやりたいということも思っていて、そういったことで利用したいというふうに思っておりますけれども、現段階である程度、借りている形ではありますけれども、貸し出し用のカヌーの数が圧倒的に少ないということです。

最初の市長の答弁から、カヌー教室を開いたときに85名の応募があったということでありましたが、この辺のことを踏まえて、今後カヌーをやる人口というのはふえると思っておりますので、カヌー教室を開くにも圧倒的に貸し出し用のカヌーが少ないのではないのかなというふうに思っております。

そういった意味でもレジャー用のカヌー、またレーシング用のカヌーなども配備してはいかかかというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○**高橋勝文議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** おはようございます。

お答えをいたしたいと思っております。

國井議員の質問の中で、それから市長の答弁にもありましたように、このたびの多目的水面広場はカヌーを初めとするさまざまな水上スポーツが可能でありまして、特にカヌー競技については西川の月山湖とともにスプリントカヌーの公式競技ができるというふうな施設でございます。

カヌーといいましてもレクリエーションと、ただいまの競技用スポーツとしてのカヌーがあるわけでございますけれども、まず初めにお尋ねのありましたレジャー用のカヌーについてお答えしたいと思っておりますけれども、レクリエーションとしてのカヌーといいますのは、子供から大人まで自然の中で体験でき、生涯スポーツとしてはすばらしいスポーツであるというふうに私どもは考えておりまして、このため多くの市民の方が広くカヌーを体験し、楽しみ、普及するための環境整備の一つとしてレクリエーション用のカヌー艇の配備を検討しております。

一方、競技スポーツとしてのカヌーでございますけれども、スプリント、スラローム、ワイルドウォーター、ポロなどの競技種目があるわけですが、それに用いるカヌー艇につきましては、それぞれの競技に応じたものを使用するというふうになっておるようです。当然のことながら、スピー

ドを競うために個人の体力や技術によって艇の使用が異なっているものでもあります。中学校や高等学校の部活動ですと練習用やあるいは大会用として艇を配備しているという状況はありますけれども、上級者や大学生以上のシニアクラスというふうな段階になりますと、競技団体や個人で自分たちに合ったものを準備すると、みずから準備するというようになっていっているようでございます。

ただ、議員からもお話しありましたけれども、全国レベル、国体のような大会ですけれども、逆に条件を同じにするというような意味でカヌー艇の貸し出しが必須になっているようでございますので、市としましては当面、本市で全国レベルの大会が開催されるというような場合にあっては、カヌー協会とも御相談あるいは協力いたしまして、専門の業者からのリースということで対応することになるというふうに考えております。

以上です。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 貸し出し用のカヌーということでもしっかりと考えてくださっているということで、大変ありがたく思います。

今、教育委員長からもありましたとおり、全国大会となるとふだん選手の皆さんは自分のカヌーを持ってくるわけですけれども、遠くの方はなかなか運んでくるのが困難ということもありますので、リースで対応したいということですので、まずは私自身も安心しているところであります。

配備のことは、そういった条件が整いますと今後寒河江市で、先ほどから申しあげておりますけれども、カヌーを始めたいという人口もふえてくるのかなというふうに思っております。答弁の中で「生涯スポーツ」というような言葉もありましたが、ジュニアからシニアまで生涯スポーツとしてこれからカヌーを始めたいという方が今後ふえるのではないかなというふうに思っておりますが、こういった方々に、始めたいという方が手を挙げたときに受け入れてくれるような団体や指導者というのは、行政ではできる範囲はあるかと思っておりますけれども、そういった団体や指導者の確保というものに関しましては現在どのような状況なのか、お尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

この多目的水面広場の整備に当たりましては、これまでも県のカヌー協会あるいは寒河江高校、谷地高校等のカヌー一部の関係者からいろいろ御意見を伺いながら進めてまいったところであります。

完成後のカヌーの普及につきましても鋭意協議してきたところでありますけれども、ことしの3月ですけれども、市内在住のカヌー経験者を中心に「寒河江市カヌー協会」が設立、立ち上がったところであります。この協会の会員には、国体などで大いに活躍された方等すばらしい実績を有し、また指導者としてもすぐれた力量をお持ちであるという方々が多く参画しております。

また、市におきましてもことし5月、本年5月ですけれども採用されましたスポーツ指導員がおりまして、この方もカヌー競技で実績がありまして、日本体育協会公認の指導員資格を有しているというふうなことから、現在も関係団体との連絡あるいはコーディネーター的な役割といたしてもよろしいかと思っておりますけれども、そういうふうなことで活躍いただいております。

今後、カヌー教室や各団体の指導を初めカヌーの普及拡大に向けて、ただいまの市カヌー協会と協議連携しながら、市としてもサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○**國井輝明議員** ただいまの答弁の中で、すぐれた指導者がいらっしゃる、そして人数も多くいらっしゃるということで、大変うれしく思います。

私も、実は、実はということではないですけれども、母校が谷地高等学校でありまして、カヌーが大変盛んな高校であります。私の同級生でも全国で優勝したというような方もおりまして、そういった方もぜひ寒河江のために指導に回ってもらえればなというふうに、私自身は期待しているところがあります。

今、教育委員長から答弁いただいた方とダブるのかちょっと私はわかりませんが、私がこれまで伺った話では、カヌー教室を開催しますとまとまった人数で申し込みされるということが予想されるんですが、まず貸し出し用のカヌーも現段階ではなくて開催できなかったということですが、先ほどの御答弁だと今後は配備される、リースとかも考えられるということですのでその辺は解消できるかと思っておりますけれども、指導に当たる方、これまで今やっているそうなんですが、ふだん仕事をしていて、指導に当たる際は土日の指導ということであるというふうなことも伺っております。まさに、ボランティアでしているというふうなお話をちょっと伺いましたけれども、こうした状況とかがあるというふうな話も伺っておりますけれども、こういったことも解消すべきではないかというふうに思っておりますけれども、この辺、何らかの支援といいますか、来春以降、話は変わると思うんですけれども、現段階で何かその辺の解消など、今後の支援というものはどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○**高橋勝文議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、レクリエーション用のカヌー艇についての配備は先ほど申しあげたとおりでありまして、それからカヌーの普及を目的ということで、現在市内小学校4年生から6年生を対象としてカヌー体験教室というふうなものを5年前から開催してきております。これまで、西川町のカヌー協会に指導者といいますか、講師をお願いしておりまして、西川の長沼を会場に実施してまいったところでありますが、今後はただいまの市のカヌー協会をお願いして、それも多目的水面広場で実施していきたいというふうに考えております。

一方、これもただいま申しあげました市のカヌー協会のほうでは、試験的に数名の小学生を対象にカヌークラブを組織し、土日を中心に活動しているということも伺っております。恐らくお尋ねの件は、このカヌークラブの件だと思いますけれども、学校のカヌー体験教室、今度は水面広場で実施するというふうにお答えしましたけれども、このように市が主催あるいは企画運営するというふうなものの方が理想でございますけれども、カヌー協会で行っておりますような協会独自のクラブ活動につきましては、原則指導者の確保等も含め他のスポーツ団体と同様にこの協会、それぞれ団体の自主的運営に委ねるといいますか、お願いするというふうなことが相当であるというふうに現時点では考えております。

以上です。

○**高橋勝文議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** わかりました。

ほかの競技と同等にやはり考えなければいけないということですので、まず自主的にカヌーの普及、また競技力の向上ということで頑張ってくださいという人がいるということですのでうれしくは思います。

れども、少し私なりに状況を見定めさせていただきまして、今後どのような状況になるのか見ていきたいというふうに思っております。

先ほど来、カヌー協会のお話も出ておりましたが、寒河江市ではカヌー競技の普及と振興を目的にカヌー協会が発足したというふうに思っておりますけれども、これからの課題というのは、小中学生や一般の方が競技に励むクラブ運営のあり方であるというふうなことも新聞記事等々で伺っております。現在、競技経験者3名が中心的な指導者となって、先ほどの答弁でもありましたけれども、小学校の生徒5名程度ですか、試験的に練習を始めているようでもありますけれども、これからは競技力の向上を目指しジュニア層の育成をしていかなければいけないという観点から、クラブチームを早く創設して軌道に乗せることも重要というふうに思っておりますけれども、この件に関しましてはどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、協会が運営しておりますこの小学生を対象としたカヌークラブについては、まずは今後の活動を見守ってまいりたいというふうには考えております。

市としましては、まずは冒頭申しあげましたけれども、お答えしましたように普及のための教室開催や練習に必要なカヌー艇の配備などのそういう環境整備が必要というふうに考えておるところであります。

今後、競技力向上のための環境整備につきましてもいろいろ研究し、検討してまいりたいというふうに現時点では考えてございます。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 わかりました。ありがとうございます。

今、質問したクラブチーム、今後の課題ということであると思っておりますけれども、そのクラブチームが軌道に乗った後は、その後は選手の受け入れ先というのが今後の課題になるのかなというふうに私なりに思っております。

先ほど申しあげましたが、私、母校が谷地高等学校なんですけれども、その学生のときから西川町のカヌー部の生徒の活躍というのはよく耳にしたものでした。特に、西川町の私の同級生などは全国制覇したり、寒河江の人も全国制覇するということで大変優秀な選手がそろっているんだというふうに、私自身も身をもって感じているところであります。

数年前のお話になるんですけれども、お隣、河北町の中学校でカヌー部が新設されました。当時は、そのカヌー部というのが大変珍しいのかわかりませんが、48名の部員が集まったということでありまして、そのメンバーというのが実際カヌーを経験したことがある人かと思えますと、カヌーの未経験者だったと、カヌー経験がゼロだという生徒ばかりだというふうに伺いました。もうそれから創設して数年たっていますが、現在でもその部員というのが40名程度で推移していると。大変人気のある部活なのかなというふうに思っておりますが、今ではそのカヌー部は全国で活躍する選手も育てているというような状況だそうです。

西郡全体で、高校で見ますと、寒河江高等学校と谷地高等学校にカヌー部がありますけれども、中学、高校でも競技ができる組織づくりを市でバックアップしていただければなというふうに思っております。そうした意味でも、本市でカヌーの競技力向上を図る上でも、中学校にカヌー部があること

が望ましいのかなというふうに思っております。

まずは、クラブチームを軌道に乗せることが重要でありますので、その辺の条件整備等々いろいろあるかと思えますけれども、ぜひその辺も進めていただきながら、早い時期に中学校にもカヌー部というものを創設していただければというふうに思っておりますので、この点に関しましては要望させていただきたいというふうに思います。

先ほど来、市長の答弁の中で国体のお話が出ました。山形県の選手の皆さんで、山形県では多くのポイントを上げているのがカヌー競技であります。何より、この西村山地区の選手の皆さんが支えている結果だというふうに、誇れる結果だというふうに思っております。寒河江市では、多目的水面広場という全国に誇れる施設があります。そして、先ほど委員長からも答弁がありました優秀な指導者も多くおります。私は、この寒河江市から全国で活躍する選手を多く輩出してもらいたいと思っている一人であります。これまで、カヌー競技においては河北町さんと西川町さんからオリンピック選手が出ている、輩出しているというふうになっておりますけれども、近い将来ここ寒河江市からもオリンピック選手を輩出することは、正直夢ではないというふうに思っております。オリンピック選手を輩出することで、全国に寒河江市ということを大きくPRできるものというふうに思っております。

そうした意味も含めまして、先ほど市長にも質問させていただきましても、寒河江市としてもカヌー競技においてアスリートを育てる環境整備をどんどん進めていくことで、オリンピック選手を輩出して、西郡全体でカヌーのスポーツをPRしていけるのかなというふうに思っておりますので、そういったまちおこしにもつながるものだというふうに思っております。オリンピック選手ができることイコール交流人口がふえるのではないかと、寒河江市というものに注目してもらえるのではないかとというふうに思っておりますので、そういった意味も含めまして、まちおこしということに関しましてもどのようにお考えなのか質問をさせていただきたいというふうに思っております。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えをいたします。

今、お話しありましたように、特にカヌースプリント競技ですけれども、国体のいわば得点源といえますか、山形県にもたらしおけるわけで、しかもその中心が寒河江高校、谷地高校を初めとしますこの西村山の管内の選手が大いに活躍しているということで、国体における本県の主力競技でもあり、そういう意味からも今後、本市のこの多目的水面広場を十分にといいですか、大いに活用していただいて、まずはカヌーの普及と底辺の拡大、それで競技力向上にも寄与できるというふうになっていければ一番理想的で、かつそうあるべきだというふうに私も思っております。

これからも、関係団体、県のカヌー協会、市のカヌー協会などと協議しながら、さまざまな環境整備について私どもも大いに研究し、検討してまいりたいというふうに考えております。

関係者からは、これも市長の答弁で言及されておりましたように、カヌーの競技・練習拠点として全国屈指の環境というふうに高い評価を受けておるといこともございます。多くの大会、練習会等で活用していただくことで大いに県内外にもPRできまして、市のイメージアップさらには交流拡大にもつながっていくものと大いに期待しておるところであります。努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋勝文議長 國井議員。

○**國井輝明議員** ありがとうございます。

ぜひ、私の中では、カヌー教室も開いているということで、近い将来、20年先にはこの寒河江市からオリンピック選手が出るんだというふうな期待を持っておりますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

まちおこしということはとてもあれですけども、やはりカヌーのよさというものは体験しなければほかの方に売り込むことはできない。一般質問初日の多分後藤議員の質問だったかと思えますけれども、さくらんぼの話だったと思えますけれども、よさを知らなければ人にいいことを伝えられないということでもありますので、私なりにいろいろちょっと、皆さんにもぜひカヌーを体験していただければなというふうに思っております。

例えば、これはちょっと皆さんに相談しないで言うんですけども、寒河江市議会ではスポーツ議員連盟というものがあります。目的の第1条、「本連盟は体育を通じて会員相互の親睦を図り、あわせて議員としての立場から本市の体育振興を推進し、健康にして文化的な郷土建設に寄与するということを目的とする」ということですから、私も議会の中で、スポーツ議員連盟でカヌーの競技をぜひ体験するような、また普及に向けて我々議員としてもさせていいただければなというふうに、皆さんに相談しながらですけども、させていいただきたいというふうに思っています。

何度も繰り返すようですが、最上川緑地多目的水面広場、全国に誇れる施設であります。どのような事業をするにしても、ある程度の課題というものはあると私は思っておりますし、この多目的水面広場を有効利用、活用できることで、寒河江市の市政の発展にもつながる、交流人口もふえるというふうに思っております。

あわせて、この寒河江市でスポーツの振興や健康増進にもつながればなというふうに思っております。また、この多目的水面広場が全国に注目されるようになれば、知名度が上がれば、維持管理のことも考えて県でも推奨しているネーミング・ライツとかということで、維持管理に充てることではいろんな工面も必要なのかなというふうに思っております。

今回、私が質問したことは、いろんな人とお話をして感じたことを中心に質問させていただきましたが、これからカヌー協会もそうでしょうし、いろいろ関係の地区の方やいろんな方々から要望等々上がってくると思えますので、その際には市としましても関係者と十分協議して、多目的水面広場が最大限に生かせるよう支援をお願いさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○**高橋勝文議長** 通告番号15番、16番について、3番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

日ごとに寒さが募り、冬を迎える準備も急ピッチで進んでいるようです。私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号15番、住宅建築推進事業補助金制度の存続について伺います。

寒河江市は、2010年、県に先立ちまして住宅建築推進事業補助金制度を創設いたしました。新築住宅支援策やリフォーム住宅支援策は、車庫や物置などの細かな工事も補助の対象となることから、市民からも使い勝手がよく利用しやすいと大変好評を得ています。

今年度も5,000万円の補助金は、8月で全て使い切ったとのこと。知り合いの設備屋さんも申請をしようとしたところ、既に満杯で受け付けはかないませんでした。来年に希望をつなごうとしたところ、この制度は始めてから3年になるし、一区切りつけようとしている、そういう旨をお聞きしました。

聞けば、この設備屋さん以外にもリフォーム住宅支援策を利用したいという方は多く、私はこの住宅建築推進事業補助金制度の存続を強く望むものです。この立場から、まずはこれまでの事業実績と課題について質問したいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それでは、住宅建築の推進事業の補助金制度についてお答えをしたいと思います。

これまでの実績ということで、ちょっと長くなりますがお答えを申しあげたいと思います。

それぞれの年度で受け付け終了時点の数字ということにさせていただきますが、平成22年度については市内の78の事業者の方が活用して、件数は256件であります。その内訳は、新築が18件、リフォームなどが238件。補助申請金額、要するに予算額は3,700万円ということでありました。対象工事費は、8億2,800万円という実績であります。

23年度については92の事業者の方に活用していただきまして、件数は336件。その内訳として、新築が30件、リフォームなどが306件であります。予算額、補助申請金額は5,000万円ということでありました。対象工事費は13億2,200万円ということでありました。

ことし、24年度については87の事業者の方に御利用いただきまして、件数は320件。内訳を申しますと、新築が18件、リフォームなどが302件、予算額、補助申請額が5,000万円で、全体の対象工事費は9億6,800万円という実績でありました。

3年間の全体を見ても、件数でいえば一番多いのは塗装工事というのが約32%、その次が水回り関連のリフォームで約19%ということで、この2つが受注が多かったというふうになっております。この制度、1世帯につき1度の利用ということでありますので、工事費が20万円以上の住宅の新築あるいはリフォームということで、先ほど御指摘にありましたとおり幅広く利用できるということで、多くの市民の方が御利用をいただいたものというふうに思っております。

こういった課題があるのかということでもありますけれども、現在のところまだ具体的にこういったことについて要望がある、意見があるということは私のほうでもまだ承知をしておりませんけれども、これまでに市外の事業者の方も活用できないかとか、先ほど若干御指摘ありましたけれども、年間を通して利用できないかなどという声があるというふうにはお聞きしているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 補助金交付決定件数というのでしょうか、この補助制度を使ったという方が22年度から24年度までの合計件数といたしまして912件の方が使われたという、若干の数字のずれはあるかと思いますが、912件の方が使われたということです。そして、そのうちの3年間のリフォーム総数が768件ということですね。これは、かなりリフォームをする方が多いということだというふうに読み取れると思います。

そうしまして、市内の建築確認申請というものが、お聞きしましたところ平成22年度の新築が大体120件、そのうちこの制度を利用されたという方が18件です。そして、23年度も154件の新築申請があったけれども、そのうちこの制度を利用された方が30件ということでございましたが、先ほど市長もおっしゃいましたように、これは市内の事業者の方の活性化を図るためということもございまして、それから、18件、30件以外の方は市外の業者を使われているということになると思うのですが、この点まだまだ周知がされていないという部分もあるのではないかとこのように思います。

それで、寒河江市内の持ち家、大体1万174軒というふうにお聞きしておりますけれども、このリフォーム制度を使う余地が、この数字を見ますとまだまだあるというふうに思われます。それで、実際にこの制度を熟知して活用している事業者の方が、先ほどの市長の答弁の中でもございましたが、昨年で92社、そして今年度で87社ということでございます。そういう状況を見ますと、本当にこの制度がまだまだ周知されていないのではないかとこのように推測されますし、この広く満遍なく事業者が仕事を分かち合って活用していただくという期待を込めまして、この経済波及効果、先ほども言われましたが、それとともに市内事業者の反応についても伺いたいと思います。お願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、3カ年のそれぞれの実績をお答え申しあげましたけれども、3カ年を合わせますと直接工事費は31億1,800万円ということでありまして。補助申請金額3,700万円、5,000万円、5,000万円と3カ年でありまして1億3,700万円でありまして、それから比べると22.7倍の工事費が新たにできたということでありまして。

それから、どの程度経済波及効果があるかということを試算するわけでありましてけれども、総務省の統計局の産業連関表を用いて試算をするというふうにいたしますと大体その1.9倍、60億3,500万円の誘発効果をもたらしたのではないかとこのように試算ができるというふうに思います。御案内のとおり、住宅建築事業というのは裾野の非常に広い業界あるいは事業でありますので、そういった意味で大変な波及効果があるというふうに思っているところであります。

事業者の皆さんの反応はどうかということではありますが、これはちょっと古いというんですかね、22年度に行った商工会によるアンケートによりまして、85%の事業者が受注に大変活用させていただいたと。要するに、こういうのがありますよということで営業などにも使っているということでもあります。それから、61%の方が前年と比べて受注件数がふえているということでもあります。また、91%の方が次の年もこの制度を活用したいというようなアンケートの結果が出ているところであります。そういった意味で大変な、業界の皆さんにとっても非常にいい刺激というんですかね、こういう活性化のためには非常にいい事業であったなというふうに思いますし、広い意味でそういう裾野の広い業界でありますから、雇用あるいは景気などについても大変活性化になったのではないかとこのように考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 大変な経済波及効果があったということですし、事業者の方もこの制度を大いに利用して大変助かったということでございます。

一般に、1軒の家を建てますと50の業種が潤うと言われているように、トタン屋さんや壁屋さん、鉄筋コンクリート屋さん、大工さん、ガラス屋さん、建具屋さんなどなどいろんな相乗効果があるというふうに思います。このように3年間やってまいりまして、大変好評を得ているこの住宅建築推進

事業補助金制度、これはぜひこれからも存続していくべきものの施策の一つだというふうに私は思います。

先ほども言いましたように、もっともっとこれを周知いたしまして、広く満遍なくもっともっと使う余地が先ほど来の数字を見てもありますので、ぜひこれをもっともっと活用していただきたいと思いますというふうに思うところであります。

今、年金は減らされるし給料は減らされる、この上消費税増税がもしも実行されるとするならば、景気はますます落ち込むばかりだと思えます。そんな中で、この寒河江市の住宅建築推進事業補助金制度というのは、クリーンヒットしている施策の一つだというふうに私は思っているものです。

県でも支援対策といたしまして新築リフォームがありますけれども、県では再生可能省エネルギー設備導入事業費補助金というのがあります。寒河江市でも省エネルギーに取り組んでいる最中のございますけれども、1番から6番まで県でもあります。太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼機器設備に対し、それから太陽熱利用装置に対し、地中熱利用空調装置に対し、そしてガスコージェネというんですか、これはよくまだわからないものですが、それと風力発電設備を住宅に取り入れたりした場合に補助金を出すという支援がございます。そういう県の取り組みとも連動しながら、寒河江は寒河江の特色を持った対策を今からもますます展開すべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この補助金制度、3年目ということになるわけでありましてけれども、22年度スタートしたときには、どちらかというと少し急にスタートしたということもあって、なかなか周知が広がらなかったということもあったというふうに記憶しておりますけれども、3年間事業を実施してということで、ある程度市民の皆さん、もちろん業界の皆さんは当然ですけれども、市民の皆さんにも周知が図られたのではないかとこのように思っております。

もちろん、市報とかいろんなホームページなどにも掲載をしておりますし、いろんな業界の方々などにも説明をして、4月からスタートをするのであれば事前にそういうことを周知して活用してもらうということで周知をしているわけでありまして。この制度のみならずいろんな制度を新たに実施する場合に、広く市民に、皆さんに十分な広報活動を徹底していくということは必要だというふうに思っているところであります。

来年度も継続してはどうかという御質問でありますけれども、県は23年度からリフォームを中心とした補助制度を打ち出して、市の制度と連動して23年度からは取り組んでいます。確かに、県の制度は耐震補強とかバリアフリーとか省エネ、あるいは県産木材などの活用ということもして、そういう要件にしているところでありますし、お聞きをしますと県のほうは来年度も引き続き県の制度を継続していくというふうなお話も承っているところでありますので、県の制度を活用したリフォームなどの建築を推進する制度というものは引き続き実施をしていくということになるかというふうに思いますし、また22年度から寒河江市で独自に幅広く使い勝手のよい制度をつくってまいりました。県の制度を市の制度に上乗せしてという形に実際はなっているわけでありまして、この辺のところの来年度の取り組みについては、業界の皆さんの御意見、あるいはもちろん経済の状況なども勘案しながら検討していきたいというふうに思います。

3年で一区切りというのは、別にこの補助制度のみならず大体全ての事業についてはある程度区切

りをつけて、そこでやっぱりその事業の成果あるいは問題点などの反省をして、検証して次のステップに行くということにしているところでもありますので、そういう意味で住宅建築推進事業についても3カ年を経過して、その成果を十分見きわめながら次の展開を考えていくという意味でありますので、今申しあげましたとおり大変県内でも特に使い勝手のいい制度として22年度から始まった制度でありますので、そういういろんな御意見を頂戴しながら見直すべきところは見直しをしていくということで考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 全ての施策が一応3年で一区切りをして、結果を見て前に進んでいくというお話でしたけれども、先ほど来お話ししてまいりましたように、このリフォーム制度、住宅建築推進事業補助金制度、63億円でしたか、かなりの効果があったということでございます。

県は、寒河江市におくれをとって1年おくれでこの制度を立ち上げておりまして、一応県は3年を一区切りをすればもう1年あるということで、それと連動してやっていくということでしたけれども、私はもっともっと積極的に寒河江市として続けていくんだというような答えをぜひしていただきたいというふうに思っています。

先ほど来言っていましたように、これをもっと使いたい、それも年間を通して使っていきたいんだという方が、私の周りには大変多くいらっしゃいます。これだけの経済波及効果もあり、それからまだまだ開拓する余地もある制度でございます。これは、ぜひ、県がもう1年残っているから連動してやっていくという消極的なことではなくて、もう1回、これ、いいものは何回も続けてもいいわけです。これ、ぜひね、予算がないと例えばおっしゃいますなら、私はこのほかの予算を削ってでも充てるべきではないかというふうに思っております。

来年に仕事を先送りした方、新たに希望される方たちの期待を私は背負っております。どうか市長、今後もぜひ積極的にこの制度を強めていくという姿勢に立っていただけないでしょうか。重ねてお聞きいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からこれほど事業の継続を要望されるとは思っていませんでしたけれども、それだけ業界のみならず市民の皆さんにとっても大変いい制度であったというふうに思いますし、来年度についても、先ほど申しあげましたけれども、これから全体の実施計画などもつくっていくことでもありますし、もちろん継続ということになれば来年だけということではなくて、やっぱり3年とか5年とかという少し長期のスパンで物事を考えていかなければならないというふうに思いますので、そういった意味で全体の事業、実施計画の中で取り組んでいくという意味で今検討中だというふうに御理解をいただきたいというふうに思いますし、反省点などもないわけではないでしょうから、制度としてですね。予算の額なども含めて、これからいろいろ検討していかなければならないというふうに思いますし、我々としては県に先駆けて実施をした制度ということもありますので、さらにより効果の上がる仕組みというものを研究しながら、市内の業者の皆さんあるいは経済の活性化のための施策というものを取り組んでいきたいというふうに考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 それをお聞きして、大変安心いたしました。ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

新たに仕事を希望される方たち、利用されたいと思っている方たちの期待を裏切らないでほしいというふうに重ねて……。済みません。これほど評判のよい施策も珍しいものですから、どうか住宅建築推進事業補助金制度をますます推進してくださることを要望いたします。どうも済みません。力が入りました。

次に、通告番号16番、今年度の克雪対策について伺います。

冒頭でも申しあげましたように、寒河江市は、今、冬支度の真っ最中でございます。ことしの冬が大過なくおだやかに過ごせるように、克雪対策の一つとして空き家対策を前進させることについて伺います。

昨年の豪雪を振り返っても、冬期間の空き家は大変危険を伴うものでした。私は、先般の9月議会で空き家対策について質問いたしました。そのとき「空き家の所有者を指導、監督するには条例化が必要だが、山形県が10月に決定する対応指針を待つて市としても条例制定に向かって鋭意検討していく」という市長の答弁をいただきました。

10月、予定どおり県の空き家対策に係る対応指針が出されました。そこで、まず最初にこの対応指針を受け手の市長の見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県の空き家対策に係る対応指針というものが10月に出ました。私も拝見させていただきましたけれども、大変詳細な方針というんですか、記載もあって、我々としても非常に参考にさせていただきたいなというふうに思いますし、もちろん寒河江にどういった部分が対応できるのかなどについて今検討を進めているところでありますので、そういったことを踏まえて、9月にも御答弁申しあげましたけれども、そういった方向でこの指針を有効に活用して、空き家対策を鋭意進めていきたいということに考えております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 県の空き家対策に係る対応指針、インターネットで引いてみて見ましたけれども、空き家の発生抑制、それから空き家の適正管理、利活用可能空き家対策、老朽危険空き家対策、大まかに分けましてこういうものがありましたけれども、いずれも雪対策と関連するものでございます。

その中で、特に衛生管理の中には相談窓口の設置とか空き家マップの作成、そして空き家の危険度判定、所有者の特定などいろいろさまざま項目が載ってございましたけれども、冬を前にして空き家にかかわる諸問題の相談窓口を設置してはいいのではないかというふうに思うのです。

そして、この県の対応指針を受けて、市の空き家対策にかかわる条例を早急に制定すべきというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、相談窓口のお尋ねでありますけれども、これまでもいろんな調査をしたりしてまいりましたが、市の建設管理課のほうでそういう事務というんですか、業務を推進してまいりましたので、引き続き建設管理課のほうでその相談窓口を設けるということで考えているところであります。

それから、前回は答弁申しあげましたが、空き家対策についてはやっぱり条例化が必要だというふうに思っています。県の対応指針の内容も十分精査をさせていただいて、できれば今年度中に市の条例化を進めていきたいということで作業を進めているところであります。もちろん、他の先進の自治

体の内容なども拝見させていただいておりますけれども、そういった自治体では空き家について市が全面的に対処するなどという誤解を生んでいるというふうな事例もあるようであります。そうした誤解を招かないように、基本的には空き家については、これにもありますけれども、所有者などが維持管理等を行い良好な状態に保つというのが原則だということでもありますので、そういった点も十分市民の皆さんに説明をして認識をしていただく、そういう手だてもやっぱりしていかなければならないというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 空き家対策については市が全面的にするものではないということをございましたけれども、やはり指導、監督していくということになりますとどうしても条例というものが必要でございます。それがなければ、やはり空き家は基本的には所有者の責任でございますから、それはもちろんでございます。そのためにも条例の早急な制定ということを重ねてお願いしたいなというふうに思っております。

そして、一昨日の木村議員の質問の中でも出されましたが、県議会の9月定例会で雪対策総合交付金というものが制定されております。これに対しての木村議員の質問に対しまして、市長は精査をして研究していくんだと、有効活用を考えていくんだという答弁でございましたが、ここに雪対策総合交付金の概要というものがありませんけれども、そんなに多くはない額でございますよね。それで、これについて本当に有効的に活用していくにはいろんな知恵が必要だというふうに思うわけですが、1から11まで事業メニューというものがここにありません。例えば、要援護者対策事業ですとか地域におけるボランティア導入向上事業ですとか、そして空き家対策事業というのがありますね。これを、ぜひ有効活用していくということのその中に考えていただきたいのが、やはり高齢者の屋根の雪おろしということも勘案して考えていただきたいなというふうに思っているところです。

空き家対策の前進ということで質問しておりますけれども、これは今から考えていって、ここでこういうふうにするとかということはないと思っておりますが、ぜひ空き家対策にも精査して有効活用していくという市長の言葉どおりお願いしたいなというふうに思います。

それで、次に高齢者世帯の除排雪支援についてでございますが、私はことしの3月議会で高齢者世帯への雪おろしや雪片づけボランティアの本格的な組織について質問しておりますが、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援強化をしながら、総合的な支援体制の充実とボランティア活動のさらなる充実を図っていくという市長の答弁をいただきました。

そこで、まずボランティアの組織づくりはどこまで進んでいるのか、総合的な支援体制の進捗状況を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の世帯の皆さんの除排雪支援ということでありますが、3月にも答えを申しあげましたけれども、やはりある程度ボランティアの皆さんから協力をいただくということもいろんな施策の充実とともにやはり必要だというふうに我々は思っています。

そういう答えを申しあげましたが、御案内のとおり寒河江市にはボランティアセンターというものも現在あるわけでありまして。市が社会福祉協議会に委託をして運営をしてもらっているということになります。今年も去年おととしの豪雪もあって、例年よりも早目に、今月の20日ごろには除雪ボランティアの募集をさせていただいているところであります。また、社会福祉協議会独自でもホームペ

ージなどでボランティアの募集をさせていただいているというふうに思っているところであります。また、市内の高校生、あるいはさらにいろんなボランティア団体として登録をさせていただいているボランティアグループの皆さんにも呼びかけをして、除雪ボランティア活動への協力をお願いしているというところであります。さまざまな、除雪のみならず、いろんなボランティア活動を市内でもさせていただいております。

特に、3.11の震災以来、避難されている方に対していろんなボランティア活動の団体が協力をしていただいているというところでもあります。また、11月、今月、寒河江ボランティアフェスティバルということで、多くの団体からも御協力をいただいているところでもありますので、そういったボランティア団体、グループの皆さんにも呼びかけをして、ぜひ除雪のボランティアにも協力していただきたいということで、今啓発を、周知を図っているところでございます。

なかなか、組織づくりということでもありますけれども、そのボランティアセンターを中心にして、今呼びかけをしていく最中でありまして、まもなく雪が来るということでもありますから、その組織づくりを急いで、できるだけ多くのボランティアの皆さんに御協力をいただいでいくことが必要だというふうに今考えているところであります。

そういうことでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先日、市報にもボランティアセンターの募集が載っておりました。ですが、やはりそのボランティアセンターのただし書きがついておりまして、やっぱり屋根の雪おろしはしないというただし書きがついておりました。やはり、これ、屋根の雪おろしというのは本当に危険を伴いますし、それを広くやっていくというのは大変難しいことというふうに私も認識しております。

それで、順序はちょっと逆になりますけれども、昨年すばらしい、ある地域へ建設会社の方がボランティアで高齢者のお宅を雪おろししてくださったというようなこともありました。そういう善意を市としても援助しやすいような補助をしながら、そういう善意を掘り起こしていくということにも力を入れていただけたらいいのではないかなというふうに思うんです。

そういうことも含めまして、ちょっと順番が逆になりますけれども、まず集落や町内会単位の支援が必要な高齢者宅の把握がなされているのか。こういういろんなことをやるにしても、その実情がわからないとやりづらいという面もございまして、その点お伺いしたいと思うんですが、お願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域における要援護者の方々の把握ということでもありますけれども、現在平成21年度から民生委員の方々に御協力をいただいて、災害時に支援を必要とする方の登録をいただいているというところであります。

登録をいただいた方々の情報について、なかなか地域で中心となって活動をしている方に伝わっていかないというお話もありましたので、今年度から登録されたそういう情報につきまして、もちろん差し支えない範囲でありますけれども、町内会単位の名簿作成をして、自主防災会でありまして町内会のほうに情報提供をしながら、地域の皆さんがそういった要援護者の方々の情報把握ができるように努めているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 私たちは、毎年毎年、年をとっていきます。去年まで雪おろしを無理してやっていたけれども、ことしはどうもできないとか、そういう、年々その状態は変わっていきますね。なので、この町内会単位のその地域ぐるみの活動というのは大変重要になってくるというふうに思っておりますけれども、これを市として援護していくということで、まず高齢者世帯への負担軽減を図るために市としては除雪支援活動、さらに除雪費支給事業を行っていきまして、自力で除雪することが困難な高齢者の方々に対して1回につき1万2,000円を限度として年2回まで支給しているということですが、私はそういうことを考えてみても、今年の豪雪、一昨年の豪雪が続けてありましたので、そういう中でこの金額は決して多くはないというふうに思うんです。それで、やはりこの点、今から活用が精査されるこの雪対策総合交付金、これもこの高齢者世帯への除排雪支援に役立ててくださるように、これも精査していただきたいなと思うんです。

先ほど言ったことがここに来ますけれども、建設会社の方の善意ですとか、雪をおろすばかりではなくて、雪を今度は片づけますよね。その片づけた雪を運ぶ、そういう作業にもたくさんのエネルギーを使いますし、お金もかかってまいります。そういう面での支援、幅の広い柔軟性のある支援の仕方を、屋根の雪おろしは本当に大変だからということで、雪掃きの手伝いは大変ありがたいんですけども、結局のところ雪おろしが大変で苦勞していらっしゃるという方が多いわけですので、頼み方も高齢者の方はわからないという方がいると聞いておりますし、1人頼めば幾ら、2人頼めば幾らというような料金形態などの情報提供も広くしていただきながら、柔軟な支援の仕方を考えていくということが必要になってくると思うんです。

その総合的な支援ということにもなりますが、その点やはり今までのようなやり方と、さらに今度は幅広い考え方をいろいろ工夫して考えていくということが必要になっていると思いますので、その点どのようにお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年、おととしの豪雪を踏まえて、今冬の雪対策を総合的に展開していく、安全・安心の市民生活を守っていくんだとこういうことで、今、鋭意対策を検討しています。

その中で、県のほうからもそういう交付金制度というものも創設していただいたということでもありますから、ぜひそういった制度も十分活用しながら充実を図っていくというふうに考えているところでありますし、交付金の額はともかくとして、幅広くそして、県の交付金ですと市町村の新たな取り組みあるいは拡充する取り組みの部分について交付金を出すようであります。基本的にはですね。

ですから、そういったことでできるだけ活用をしていくということを考えていけば、先ほど議員御指摘のとおり新たな部分、要援護者の皆さんへの支援ということであれば新たな取り組みの部分、これまでの制度はこれまでの制度として生かしながら、新たな部分の充実には交付金制度を活用していくということを今検討しているところでありますし、そういった情報についてもきちっと市民の皆さんにも届くように、あるいは町内会の皆さんにも届くようにして、そういう援護者の皆さんにも把握できるように、わかるように対応を、周知をしていく努力もさせていただきたいなというふうに思います。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

3月議会を取り上げ、またこの12月議会ですか、11月ですけれども取り上げ、これは冬を前にして

の切実な思いでございます。ぜひ、実情に合った補助金の使い方、それから取り組み、今年度の冬の生活、寒河江市民にとって苦痛が少しでも少なくしておだやかで過ごしやすいものになるように、実りのある支援にさせていただくということを強く要望したいというふうに思います。

まだなかなか、言い足りなかったことがまだまだあったような大変未熟な質問でございましたが、強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号17番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告17番について質問をいたします。市長の御答弁、よろしく願いいたします。

これは、これと同じ質問が6年前の3月議会においても質問されていますが、市長が姓は同じでも名前が変わったので質問いたします。

昨年3月11日の東日本大震災は、国土と市民に甚大な被害を及ぼしました。今も3,000名近くの人間が行方不明のままです。復旧・復興予算の流用等は言語道断の所業であり、一日も早い被災地及び人々の安寧を祈るものです。現世は諸行無常、会者定離、盛者必衰、生者必滅がことわりであり、週刊ポスト最新号「現場の磁力」293回によれば、熟年離婚の4万件超、行旅死亡人1.5万人、散骨・樹木葬・直葬等は生活保護者が20万円パック、年40万円の墓供養、やがて墓の数が人口を上回るのが現代の日本です。

さて、きょう11月22日は「いい夫婦の日」ですが、このよき日にお墓の話をするのは恐縮至極ですが、一市民からの要望である低廉な墓地の提供について伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 低廉な墓地の提供について、市として取り組んではどうかという御質問かというふうに理解をさせていただきますけれども、墓地の設置、運営ということにつきましては、御案内のとおり墓地、埋葬等に関する法律及び墓地経営・管理の指針というものがございまして、それにより経営主体は地方公共団体もしくは宗教法人または公益法人であるということにされているわけでありまして、そして、墓地の設置については許可が必要というふうになっているのは御案内のとおりかと思っております。

指針によりますと、設置については中長期的需要見込みや収支見込み、経営管理が可能かといった事項について適切な計画策定というものが求められているところでありまして、現在、寒河江市内におきまして墓地経営の許可を受けておりますのは、全て宗教法人でございます。

御質問は、市営の墓地についてどうかということでありまして、県内の幾つかの自治体においては市営の墓地というものも設置されているようでありまして、永代使用料あるいは管理費、その

お墓の建設費用などが利用者の負担というふうになっているようでございます。

私もいろんな形で市民の皆さんからの御要望とか御意見をお伺いする機会を設けていたわけでありまして、この市営墓地の設置に関する要望あるいは寺院において墓地が不足するというような声は、それほど多くはなかったのではないかというふうに思っているところであります。

しかしながら、この件に関しては関係団体などの御意見も今後お聞きしてまいらなければならないというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私の話は、おとといの婚活とかきょうの遠藤さんの住宅建設なんていう話に比べれば、グレーどころか真っ暗な話でありまして、なかなかしにくい話だなと私は思っています。私も自分の町内会の人から頼まれたときに、ああこんな話はつきりいつてしたくないなと。ある人に相談しましたら、それは市民から頼まれているんだから、おまえさんなねと。回答はわかっています。多分、市長がかわったんであろうから、前回の誠六さんのときは全くの門前払いというか、もう話にならないと。市長がかわったんだから何となく、ピンク色な答弁は出ないまでも少しは明るい色の答弁が得られるのではないかなと思って、私は質問しました。

今回、質問をするに当たっていろんな雑誌を見ました。今回の文藝春秋の12月号に書いてあるんですが、今回の文藝春秋12月号は格差社会とお墓の話ですね。いい特集だなと私は思って、見ました。ここには書いてありますが、葬儀ライターというのが、奥山昌子さんという方が死ぬ前に決めたいお葬式6か条ということの中に、一つずつ言ってみますが、葬式をやるに当たってまず最初に何をするかというと、どの宗教でやるかと、まず1番目。2つ目が、まず葬儀社を決めると。3つ目は、金を準備しなさいというんですね。4番目が、葬儀に必要なものを備えておく。そして、5番目がお骨の行方を決めておく。要するに、お墓の話であります。

日本は広いですから、こういう状況ですので1週間ぐらい前の日本経済新聞によると、去年までの5年間に1人当たりの国民所得が35万2,000円下がっているそうであります。若い人なんかは就職状況が悪いので、なかなか大変だなという気がします。わかりやすい言葉でいうと、ここでは、「婚活」「就活」という言葉はありますけれども私の言っているシュウカツは「終わり」の「活」でありまして、だからなかなか難しい話なんだと思います。

私も質問をするに当たって、お寺の数を数えてみたんですね。何カ所あるんだかなと思って。かなりあります。ちなみに、市内にお寺だけではなくて墓地も含めて何カ所あるのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内に県の認証を受けている宗教法人というのは112法人ございますが、そのうち仏教系が77法人ということであります。

また、市内の墓地の数であります、110件ということで、当然ほとんど仏教系の寺院が設置、運営をしているという状況になっているようであります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今の市長の答弁を聞くと百十何ぼあるということなので、その数を聞くととてもではないが市で頑張るってやるというような雰囲気ではないようですので、多分さっき市長の答弁にあったとおり、法律があります。そして、多分憲法の建前は政教分離ですから、なかなか市ですというの

は難しいのかなと私も納得します。

私も市民から聞かれたとき、答えようがなかったんですね。どういうふうにしたらいいものかなと思ひまして、私もそういう方面に詳しくないものですから答えようがないままに抱えていたんですが、この市民生活課の中にそういう相談に乗ってくれるような、対応をしてくれるような窓口があれば、お墓を求める人にとっては少しは負担が楽になるのかなと思っているんですけども、そういう窓口というか、相談に乗ってくれるとか、そういうところを考えると、そういう余地はないんでしょうかね。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民の皆さんからのさまざまな相談については、現在も市民生活課が相談窓口になっているのは御案内のとおりでありますので、今回の墓地の案件についてもそういう市民の相談窓口になっております市民生活課のほうに御相談をいただければよろしいのかなというふうに思っているところであります。

墓地については、購入するだけでなくその後の維持管理などということもあって、長期的な計画というんですかね、そういうことも必要でありますから、そういった点も含めて多様な、そして息の長い対応を考えていかななくてはならないというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 どうもありがとうございました。

この質問文を書くに当たって私も雑誌をあちこち渉猟したんですが、今回、アエラという雑誌がありますが、その中にエンディングノートというのが付録についておりました。これもあの世に行く前の準備ということなのでしょうが、私も書いてみようと思ひましたが、なかなか書けないんですね。だから、準備というのはなかなかできないことなんだなと思ひました。

お墓を建てるというのは、やっぱりお金がかかります。ちなみに、文藝春秋によると青山霊園は3平米831万円。都会の話ですから、これは一概に田舎とは比較できないだろうと思ひますけれども、要するに金がかかります。よほどの覚悟がないと、できないことなんだなと思ひます。そういうことをかわすために、いよいよ死んでも応えてくれたら助かるのではないかなと私も思ひています。

今回、10月2日に金子哲雄さんという流通ジャーナリスト41歳の方ですが、この人、1年4カ月の闘病の末に亡くなりました。この人は、1年4カ月という期間がありますから、全部決めて亡くなったそうですね。きょうが、ちょうど出版社から本の出る日なんですね。それをぜひ、図書館などでも買ってもらって、準備してもらって、参考書にしてもらえたらいいなと私は思ひています。

なかなか普通の人にはできません、こういう準備というのは。私もエンディングノートの練習帳を見ただけでもペンが進まなかったぐらいですから、これはなかなか普通の人間にはできないことだと思ひていますけれども、3.11によって日本人の意識は少なからず変わったと思うんですね。人間というのはいつ死ぬかわかりませんし、いつ調子がよくなるかわかりませんが、でも目の前にゴールのあることだけは事実ですね。これに向かって、これに向かってと別にそのために頑張るわけではないんですけども、少しは脇が締まるような感じになるのではないかなと思ひています。それに対応して、市のほうでも少しでもいいからこのことの対応をやってもらえればなと私は思ひています。

私がいつも言うのは、サントリーホールでのビデオでさえ「いらっしやいませ」とにこやかに迎えま

す。市役所に行くと、皆さん真面目なんでしょうが、私も先月の質問で言われましたが、「おまえ、笑顔が足りない」と。質問をする側はもちろんそうですが、市の職員にも答えられる内容は多分そんなに簡単に出てくるものではないと思いますが、いらっしゃいませとまでは言いませんが、朝のミーティングに別に会議なんかしなくてもいいから、顔面体操でも笑顔体操でもいいですからそういうことをやってもらって、市民が安心できるような対応をしてもらえればありがたいなと私は思っています。

そういうことですから、ぜひ市民の一人ひとりに100%答えは出ないと思いますが、そういうふうな対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

ちなみに、最後に本の注文をしましたが、ぜひ図書館にはその本を買ってもらって、準備してもらえればありがたいなと思っています。

何か答えることがあれば、市長をお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 話を戻しますと、市営墓地というんですか、そういうことについてどうかということではありますが、荒木議員御指摘もありましたけれども、だんだん家族の構成というものも変わってきております。核家族化というものが進んできているところでありまして、そういう家族が自分の亡くなった後どういうふうにしていくのかということを考える際に、墓地をどう考えるかということではありますが、先ほど御指摘のとおり都会では大分そういう維持管理についても費用がかかるということになると、後の人間にそういう負担を強いるのはどうかという意識も大分高まってきているのは事実でありまして、寺院によっては、寒河江の中でもありますけれども共同の供養塔などに埋葬していくなどということが徐々にふえつつあるのではないかとこのように思っているところであります。

寺院の数は、寒河江は御指摘のとおり大変、ほかの地域に比べて少ないわけではありませんけれども、ただやっぱりその維持管理についての経費のこともあって低廉な、安い墓地の整備というものの必要性も出てくるのではないかとこのようにも思っているところでありますので、そういったことについて先ほども若干御答弁申しあげましたけれども、いろんな関係者の皆さんからも御意見などをお伺いした上で対応を研究していきたいというふうに思っているところでありますし、先ほどお話にありましたきょう発売の本などについても、私の口から言うのもあれですけども、ぜひ買ってみたいというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 選挙活動で大体自分の回った範囲内の話を言うとわかるんですが、大体坊さんというのは修行した人でしょうから多分人間的に普通はできているはずなんですが、なかなか幅がありまして、どこの坊さんがどうのとは言いませんが、なかなか欲の強い方もおります。はっきり言うと強欲な方も、納得できる坊さんも少なからずおります。誰とは言いませんが、檀家が多ければかなり欲望が発達するでしょうが、少ない方はそれなりの修行の結果が得られたような坊さんもおります。だから、そういうことを誰がいいなんては言えないでしょうが、市役所の窓口ではね。そういうふうなことを別に案内するというか、教えてあげるというか、誘導するというか、そういうこともちゃらっと言うぐらいなら別に憲法には抵触しないでしょうから、そこら辺のことも含めて対応してもらえれば現実生活も円滑にいくのではないかなと思っています。

市長に、坊さんをしている人に向かってこんな話をするのは釈迦に説法みたいな話ですが、そこら

辺も含めて、宗教というのはあの世の幸福を願うものだと思いますが、それを前提として現世でのやっぱり幸福もあると思いますので、そこら辺も含めて市民一人一人に温かい気持ちを起こさせるような対応をしてもらえればありがたいなと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

きょうは、本当にありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号18番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告している課題について提案も含め質問いたしますので、市長には市民の皆さんにもわかりやすい答弁を求めたいと思います。

通告番号18、市政全般について4つの観点から順次質問をいたします。

最初に、私道整備補助金交付制度の充実について伺います。

寒河江市私道整備補助金交付規定では、私道には民間の宅地開発などによる純然たる私的所有の生活道路と、官地と言われる公の道路でありながら幅員が狭いなど市道に認定されない、いわゆる法定外公共物として寒河江市所有の生活道路が含まれています。後者は、特に市の周辺部に多くあります。

私は、この法定外公共物である公の道路を改修するのに道路に接する人が費用の2分の1を負担しなければならないというのは、市道に認定されているところとそうでないところと居住地によって格差があるのは、公平の原則から見て問題であり、是正すべきと思います。

大江町では、生活道路として広く活用されているにもかかわらず町道として認定することが困難な道路、いわゆる法定外の道路を住民福祉の向上に資する目的で大江町認定外道路整備要綱をつくり、この10月1日に施行されています。その内容は、10万円以上の工事が対象で、補助率は80%となっています。

こういう考え方といたしますか、これらを参考にして今の寒河江市の私道整備補助金交付制度の見直しをすべきというふうに思いますけれども、市長の見解を伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員から私道の整備補助金交付制度について御質問をいただきましたが、この制度については、御案内のとおり昭和52年に生活環境の整備向上を図るために、市道でない生活道路の整備に対する補助金の交付ということで始まったわけであり、こうした道路を整備しようとする居住者あるいは町会などの団体が、市に対して申請をいただいて、事業費の50%以内で100万円を限度として交付をしているというところでございます。

法定外公共物のお話もありましたけれども、これまで国所管の法定外公共物については法令上の根拠が不明確であるものの機関委任事務と解されて、都道府県が境界確定、用途廃止等の国有財産の管理事務を行ってきているわけであり、また、日常的な維持管理については、地元集落あるいは地域住民の方々がやっているというのが実態であるわけであり、この法定外公共物については、地方分権推進計画に基づいて市町村に譲渡をされたということでもありますけれども、その日常的な維持管理主体というのは、これまでと同様に地元集落あるいは地域住民の方々がやっているというふうに考えているわけであり、

実際、この補助制度について、今年度3つの地区で活用して道路の補修整備を実施していただいて

いるところではありますが、3つの地域のうち2つの地域でこの法定外公共物を利用した生活道路で実施をしていただいているということでもあります。

川越議員からは、住民負担の見直しについてどうかということでありましようけれども、この制度をできるだけ使いやすい制度にしていくということはもちろんでありまして、最近では23年度から制度改正をして実施をしていただいている、利用していただいているということでもあります。大江町の事例なども披瀝していただきましたけれども、県内の他の、特に13市の状況なども十分勘案しながら、また利用される方々の御意見なども考えをして、できるだけ充実した制度となるように今後とも研究をしていかなければならないというふうに考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱり、この制度の名前が、「私」「道」のほうの私道整備補助金交付制度なんですね。個人の土地に市で半分出してあげるとするのは、極めて当たり前だなというふうに思うんです。しかし、私道と違って法定外公共物というのは公の土地なんです。官地なんです。官地を整備するのに、住民が金出さなくてはならない。逆に言えば、半分を負担しなければならないということなんです。

したがって、この名称も含めてなんですけれども、大江町の場合には公の道路に住民が負担しなければならないというのは本来的にはあってならないんだと。しかし、大江町の場合には、町道以外全て、法定外公共物も私道も含めてなものだから、大変恐縮だけれども2割出していただけますというふうな考え方なんです。

したがって、私道と違って法定公共物である道路整備には、本来受益者負担というのは課すべきでないというふうな見解なんです、私は。

寒河江市でも昔、砂利道から舗装道路になるとき、住民負担が、地域で負担がありましたね。最初5割からだんだん少なくなって行って、今はゼロになっていますけれども、これと同じように町場の方の民間の宅地造成で、個人の名義の部分は、これは補助金をもらうというのはわかります。周辺部はそういうのでなくて、何代にもわたって官地として使っている道路を舗装するのに、住民が金出さなければならないというこの考え方は改められなければならないのではないかとこの私の見解であり、そのことを市長にお尋ねをしているのであります。

したがって、今すぐはならないにしても、こういう本来住民負担は課すべきでないというこのことについて、今すぐとか何かではなくて、本来の考え方としては市長の見解どういようなのかお尋ねをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 法定外公共物については、御案内のとおり歴史的に里道として長年使用してきた道路であります。もちろん、御指摘のとおり私道についてはそういう歴史的な経緯ということではなくて、あくまでも開発した事業者の所有でありますとか、宅地の所有者の所有などというケースが多いということで、さまざまに所有形態というんですかね、利用形態も若干違うというふうに思っているところでもありますけれども、そういう私道についても一指定道路の指定を受けて他の用途に転用できないというような規制もされているということでもありますので、市民が利用する公衆的的道路という点でいえば共通しているというふうに理解をして現在の補助制度を運用しているという状況ではありますが、ちなみに他の13市の状況などでも法定外公共物と私道を区別している補助制度も何市か実施をしてお

りますけれども、そういう区別をしているところはないわけでありまして、御指摘の点も十分踏まえながらよりよい補助制度というものを構築していきたいというふうに思いますし、研究も進めていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほども申しあげましたけれども、住んでいる地区によって市民に負担の格差が出るというのは極めてまずい。佐藤市長のいう公正公平な市政を運営するというふうなことからしても、私は問題あるというように思いますので、ぜひ今の答弁どおり検討をして、できるだけ早くこういう問題が解消されるようにしていただきたいと思います。

それで、公衆用道路で、かつ土地が法定外公共物で住宅なども連檐してあったりして、市道認定の要件を満たさない道路というのは、市内にどれぐらいあるんでしょうか。もし、把握しているとすれば教えていただきたいし、今現在把握していないとすれば後で教えていただきたいというふうに思いますが、お尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 建設管理課長のほうからお答えをしたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 お尋ねの法定外公共物で市道に認定できなくて公衆道路として利用しているという箇所についての把握でございますけれども、具体的な数はわからないところでございます。

ただ、除雪等で私道あるいは法定外公共物での除雪依頼がありますけれども、その中で、法定外公共物のところで住宅が2つ以上張りついて私どものほうで除雪をさせていただいている箇所がございますので、それは、数はちょっと現時点では数字が出せないところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今は数がわからないようですけれども、調べればわかるんだというふうに思いますし、こういう問題の解決をしていくためにはやっぱり実態をきちっと把握するということが事の始まりだというふうに思いますので、後で結構ですけれども教えていただきたいというふうに思います。

それで、この問題をやっぱり問題意識を持って是正をするためには、私道整備の補助金とっているとやっぱり個人の土地に市で半分出してあげるんだからありがたいというふうな形になるんだと思います。大江町のように公の土地、市の土地でありながら市道の認定に合致しない、要件を満たしていない、しかし周辺にいる人は道路を整備したいというときには、やっぱり市で直すというふうなこと。

したがって、私道整備に対する補助でなくて、認定外道路、市道に認定にならない道路の整備に対する整備方策ということをして市でやっていると、こういうふうに名称も含めて考え方も、発想の転換といたしますか、することが今必要なんだなということをして大江町の9月議会のインターネットでの当局の提案理由の説明を聞いていて、やっぱりこういうふうな発想の転換をしないと、この問題は解決しないのだなというふうな思いをいたしました。

したがって、ぜひ市長にもそういうふうなことをも含めて検討をしていただきながら、そういう不公平の部分の解消に努めていただきたいというふうに思います。

これは、できるだけ早くやっていただきたいというふうに思って申しあげておきます。

次、2番目の市の公共事業整備優先順位審査会の関係について、実施状況と課題について伺います。

この方式は、県内で初めて昨年の4月1日に施行され、1年半経過しました。現在の実施状況について、道路、河川、用悪水路、側溝別の整備と維持管理に分けた件数、総延長、事業費の概算額と、平成24年度当初予算ベースで見た場合、完了までそれぞれどれぐらいの期間が必要というふうに見られているのかお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の公共事業整備優先順位基準と申しますのは、御案内のとおり市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良あるいは側溝・舗装・交通安全施設などについて多くの要望があるわけでありましてけれども、その要望について整備基準の目安として策定をして、新たに工事着手を検討している事業を基準に基づく評価によって整備優先度を判定していく、審査をしていくということで、市民にわかりやすい事業の執行を図っていくという目的でつくったところでもあります。この優先順位を審査するための公共事業整備優先順位審査会というものを設けて、審査をしていっているところでもあります。

この審査会の開催状況、実施状況でありますけれども、これまで3回実施をしております。第1回目は平成23年の4月に開催をして、最初の開催でありますから、審査会の設置要綱あるいは整備優先順位の基準などについて検討をしております。

第2回は、同じ23年の10月に開催をして、過去10年分の未着手の要望事業を洗い出し、審査をしたところでもあります。なお、維持管理など小規模な工事は、別途実施する事業として審査の対象外としております。その結果、審査件数は81件でありました。これについて優先順位評価を行って、評価の高かった要望箇所については、24年度の事業として予算化をしたということでもあります。

そして、3回目ではありますが、24年の、ことしの10月に開いて、昨年の審査会以降新たな要望があった事業を追加して、また着手した事業及び過去10年を経過した要望については、見直しを行ったところでございます。今回の審査の件数は75件ということで、事業の必要度の高い低いということで評価分類をしたところでもあります。

事業評価の中位、真ん中以上の内訳としては、これは概算の数字でありますけれども、申しあげますと、道路改良では17件、延長約3キロメートル、事業概算額では3億1,400万円。舗装新設では10件、延長約2キロメートル、事業概算額で7,600万円。用悪水路整備で8件、延長約800メートル、事業概算額で1,300万円。それから、側溝整備は30件、延長約3キロメートル、事業概算額で1億1,000万円ということで、それから防護柵などの交通安全施設事業で3件、延長約100メートル、事業概算額で600万円ということでございます。

要望事項に対する今年度の予算は、御案内のとおり約8,000万円であったわけではありますが、これをもとに事業種類ごとの単純計算で整備期間を割り出すということをしてしますと、道路改良では6年、舗装新設で7年、用悪水路で3年、側溝整備で6年、安全施設整備で3年と、これは単純に計算するとそういうふうになるということでもあります。

そういうことではありますが、今後どういうふうにしていくかということをお考えますと、この予算配分の見直しなども、要望の額、種類などによって予算配分の見直しなども考えていかなければならないということも生じるのでありまじょうし、またできるだけ国・県の補助制度を、有利な補助制度を活用していくなどということで、いろいろ配分も変えていかななくてはならないというふうにも思います。できるだけ、今申しあげた単純計算での期間というものを短縮する工夫もしていかなければならない

というふうに思っているところでありまして、この基準あるいは審査会というのはまだ始まったばかり、2年でありまして、できるだけ制度の充実というものを、改善というものを進めていかなければならないというふうに思っているところでありまして。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。

○川越孝男議員 午前中に引き続きお尋ねをしまいたいというふうに思います。

それで、市の公共事業整備優先順位審査会の関係でお尋ねをしていますけれども、この制度では都市計画街路、それからグラウンドワークでやるものは対象外というふうになっているわけですね。そうしたときに、地域から出てくる要望の中に、もう既に市道に認定になっているやつもあるわけですね。認定になっているやつも整備してほしいというようなものでも、この審査会のほうの審査に付しながら台帳で整理をされていくというふうなことでありますけれども、実際問題、今市道の認定になっていながら整備されていないもの、未整備の路線というか、それはどの程度あるのか教えていただきたいと思います。

というのは、出ていても要望になるやつと、私は市道の認定になれば行政のほうとして、市として整備計画に載せながらやっていくべきものではないかなというふうに、改めてまた町会から「してけろ」なんていうのは出さなくたってもう、というふうな思いもあるんですけども、その辺の考え方も含めて市道になっていながら未整備の路線というのはいかほどあるのか。これはわかるというふうに思いますので、午前中のやつはなかなか大変だというふうなことを休憩時間に聞いていますけれども、この点についての考え方とそれからどの程度あるのかを教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な件数というんですかね、そっちのほうは建設管理課長のほうから御答弁申し上げます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 整備の事務の延長というふうなことでございますけれども、24年の4月1日現在で市道認定の路線延長が32万1,813メートルというふうな形になっております。それで、改良済み延長が26万1,702メートルということで、84.4%が改良済みです。というふうな形になっています。

あと、舗装延長、いわゆる簡易舗装までやっているものというふうに見ますと、29万4,549メートルということで95%が舗装は、簡易舗装も含めてですけれども、なっているというふうなことでございまして、残り5%ほどがまだ未舗装で残っている市道に認定されている道路というふうに認識しております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 5%分が、市道に認定になっていながら未整備だと。この路線については、町内というか、地元のほうから要望として上げないという計画に載らないのね。私は、市道認定になったものについては、市の執行部のほうで、これは整備計画に載せてやっていくべきではないのかなというふうな思いをしましてそのこともお尋ねをしたんですが、一問一答のようですので、改めて。そ

のことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 確かに市道として認定している道路というようなことでございますけれども、市道路線についてはかなり従前、昔から市道認定されているところと、それから市道認定の基準を策定した以降になっている部分といろいろ複数、さまざまな形態がございます。私どもとしては、いわゆる、先ほどの例にもありましたけれども、生活道路、市民生活の部分に複数の世帯が住宅として張りついていて、まだ舗装もなっていないよというふうな部分については随時施工するべきというふうなことで考えておりますけれども、そういった路線については現時点では要望をいただいている路線が主かなというふうに思っております、逆に市道として認定はしておりますけれども、実際は住宅が張りついていないというような部分も一部区間としては見受けられる部分もございますので、一概に市道だから全て舗装して管理するということに、緊急的に早急に舗装をして管理するということでない部分も一部あるのではないかとこのように思っています。

ただ、地区民、住民の皆様から要望をいただいている部分については、順次整備すべく計画的にやっていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、この制度もまだスタートして1年半というふうなことなので、まだまださまざまな運用していく中で問題点や課題点が出てくるんだろうというふうに思いますけれども、でも市道になったら市のほうで、執行部のほうでやっぱり整備計画をきちっと立てていくというふうにするべきだというふうに思います。そして、今課長が言ったように、だけれどもその計画の中でもまた優先順位をつけて、それはすぐにしなくても、後に回してもいいというふうなものはあるにしても、それは行政のほうの判断でもらっていいので、市道認定になっても地元からまだ要望を出さないとだめだというふうなことではなく、せっきこの制度をつくっているわけですから、そういうふうな形でこの機会にやっぱり切りかえていくべきなのではないかなと。

できるだけ一体で、住民と行政が一緒になってしないといけないというのはわかりますけれども、できるだけ面倒くささをなくしていくというか、そういうふうなことも今は行政に求められている極めて重要な課題の一つだというふうに私は認識していますので、せっきこの制度をつくれたわけですからそのようにすべきだというふうに思いますけれども、そのことについての市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 要望活動というのは、住民の方から市に対する要望活動ということもあるわけですが、我々としても県のほうあるいは国のほうに毎年要望活動をしている、毎年同じ項目を要望している。それは、我々の強い熱意だというふうにして、毎年同じことをしているわけですね。それが実現するまでというような気持ちもありますから、そういったことが一概に無駄だというふうなこととも言えないのかなというふうに思います。

既に要望した、あるいは既にある程度計画になっているところについて、できる限りそういう労を煩わせないような方法なども我々として考えているところでもありますけれども、やっぱり地元も皆さんもある程度優先順位をつけて要望するということが必要なのかなというふうに思います。新たな課題ができたならば、それを優先して要望していくということも当然出てくるんでありましようから、そ

ういったことを踏まえて今後できるだけいい制度につくっていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の関係は、2つの課題があるというふうに私は思うんです。

というのは、この要望については毎年しないで、きちっと出したらば、皆、点数までつけて全部する様式になっているわけです。そして、台帳で管理していくというふうなことですから、それはどういうふうになったとかというのは、聞き方や何かはそうですけれども、それを同じことを毎年したって、毎年今度は……。10月にこの審査会を開くわけですけれども、これまで3回やった。最初の年は4月、あと次からは1年ずつだから10月、10月と2回していますけれども、それは新しいやつしか審査しないわけですから、あと前のやつは載っているわけですからね。そして、もちろん状況が変わったときには、それはあるでしょうけれども、そういう意味のことをまず1つ。

それから、もう一つは認定外の道路、こういうふうな部分については要望として町内会から上げると。そして、市道にしてほしいという要望などが出て、議会に提案して議会の同意を得て市道に認定になったものについては、もうあとは住民が何というようなものではなくて、市としてそれは整備計画を立てながらやっていくというふうに私はすべきだというふうに思うんです。そのことの2つで、先ほど申しあげたんです。

というので、課長が言うように、そこで全然うちも張りついてなくてとか、それは後回しでとかとそういうことはあるかもしれませんが、それは行政の中で順番を判断すればいいことであって、そうでないとやっぱり市道でありながら、認定になっていながら、地元から出さないといけないというふうなことではなく、やっぱりしていくべきだと、せっかくこの制度をつくっているのという意味でございます。

それから、この制度の中では、市民への説明責任の重要性が強調されているわけです。そして、先ほどの数でもわかるように、道路の長くかかるやつは7年、6年というふうな形になるわけでありまして、この問題が解決するまでには長時間を要すると、これは一気にはできないわけですから。そういうふうなことからすれば、その台帳に管理されているものの公開というのは、どの程度までできるのか。全部できるのか、それともまたそれを分けて別建てにして公開するのか。

私は、こういうふうなものはそれぞれの地区の中で、町会の中で要望したり、あるいはこれも引き継ぎや何かをされているので、一々審査に来なくたって、こういうふうなことなどはもうホームページにアップすることにおいて、それぞれの地区で今はどういうふうになっているんだというふうなことで、それぞれの町内会からの総会や何かでもきちっと対応できるのではないかなというふうに思いますので、どこまで公開できるんだかと、それからホームページなどに載せてやっていくというふうなことにより、この制度自体が透明性のあるものにするべきだというようなものでつくられているわけですので、そのことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この制度は発足して間もないわけでありましてけれども、そもそもの狙いがある程度、市のいろんな施策判断について住民の皆さんからも御理解をいただく、透明性を確保していくということで、そういう目的もあってそういう制度を発足したところでありまして、今縦覧などもさせていただいて、希望する方はごらんになれるというようなことにしているわけでありまして、そういうところをぜひ充実をしていくということは必要だというふうに思っているところでありまして。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、その公開の部分についても、今は縦覧できるというふうなことでありますので、さらに、住民がわざわざ来なくても、町会の役員の人とか、知り得るすべというのがいろいろ今はあるわけでありますから、研究をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、3番目でありますけれども、市当局における市政全体の総括的把握の必要性について伺いたいと思います。

議会における答弁の履行については、所管課任せにすることなく、当局として点検、把握を常にすべきだというふうに思います。したがって、こういう把握体制の必要性について見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議会の中で執行部がお答えをした事項については、当然のことながら真摯に取り組んでいくことは自明のことだというふうに思っているところでございます。そういったことから、具体的に答弁した内容について、事項については、その担当する所管の部署においても、例えば私とか行政委員会の長が答弁した内容についても所管の部署がきちっと把握をして、意図を十分に理解して、できるだけ早急に対応していくということが必要だというふうに思っておりますし、そういうことで努力をしているところでございます。

そして、答弁した内容の把握もさることながら、実施対応過程についてもできるだけ進捗状況を私あるいはそれぞれの委員会の長が把握をして、そして意図したところを十分に進んでいくように、対応をしていくように確認をしていくということも実際やらせておりますし、そういうことに今後とも努めていきたいというふうに思っているところであります。

答弁した内容が必ずしも国や県のいろんな制度の見直し、変更などということで、実際そういう答弁した内容のとおりに進まないというような事態もあるというふうにも想定されますし、現にそういうこともあるわけでありますので、そういったところについてはできるだけ状況を議会のほうにもお示しして御理解を賜るということが必要だというふうに思います。

川越議員は、担当課に任せないでというふうにお話しでありましたけれども、当局というのは当然担当課も入るというふうに御理解をいただきたいというふうに思いますから、ぜひそこは所管する課のほうできちっと把握をして対応するというを今後も徹底させていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私の質問の仕方が悪かったのかでありますけれども、もちろん仕事というのはそれぞれの担当部署があってそこでやっているわけでありますけれども、往々にしてなかなか忙しい、難しいやつとなると積み残しになっている嫌いがあります。

やっぱり、その時点その時点でぴちぴちと物事を処理していくというとそれほど大変でなく解決するやつも、時間がたつというとなかなか、同じ対応をするにしても困難になっているという事例がこの間ずっとあったので、あえて具体的なものは申しあげませんが、そういうふうな部分では、仕事はもちろんその担当するのが基本です。しかし、全体を見渡して、あそこはどうなっているんだというふうなことをしながらやっていく体制を佐藤市長のもとにつくっていただきたいということを申しあげていますので、ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

次に、入札制度の改善について伺います。

入札制度の改善については、昨年の12月議会に2名の同僚議員が質問をしています。9月議会で、私は市庁舎の耐震改修免震工事をめぐる入札と、その結果に伴う不落随契に関する問題点を指摘し、改善を求めました。また、同じ9月議会の中の議第66号、公共下水道の工事請負契約の締結についての審査の過程でも入札制度の改善を求める意見が出されています。そこで、お伺いいたします。

今、当局は入札制度の改善に向け取り組まれているわけですが、9月議会での指摘を受け、何をどのように改善されるのかお伺いをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 9月議会で御答弁申しあげまして2カ月ということでございますけれども、今検討している項目について申しあげますと、1つは入札の参加者が1名の場合、または入札の事態により1名となった場合の入札執行の件について、また入札執行の結果、不落となった場合のいわゆる不落随契のあり方について、さらには入札公告書、入札説明書の統一性について、また指名審査会の透明性などについて検討しているところでございます。

例えば、入札公告書や入札説明書の統一性ということを申しあげましたが、今後できるだけ要綱あるいは要領などに追記をする、追加して記載するということなどにより統一性を図っていくことや、また指名審査会の透明性については、審査会は非公開としているわけですが、公開できるものについては公開してはどうなのか、などについてもいろいろさまざま検討しているところだというふうに思っているところであります。

現在、その制度改善に向けて検討中、鋭意検討しているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から見直しをというか、改善に向けて検討している課題について報告がありました。この部分については、9月議会の中で具体的に私が問題点を指摘しながらやっているわけがありますので、今出された項目、中身については触れられていない部分もありますけれども、ぜひ9月議会で指摘をした中身を十分受けとめていただいて対応をしていただきたいというふうに思います。

それで、その部分とはまた別に9月議会での議第66号の関係で入札執行者と入札に参加をし落札をする業者との関係、これは親族の問題ね。これは、法的に何ら問題ないわけですが、議会の中では委員会審査の際もそれは見直しをしていただきたいという意見を上げているわけですが、この関係についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 その件に関しましては、先ほど川越議員のほうからもお話しありましたけれども、基本的に法的には問題がないものというふうに理解しているところでありますので、御理解を賜りたい。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 確かに、法的に問題はありません。しかし、この前もあつたわけですが、時々あるんですが不落随契があります、不落随契。そうしたときに、中身をするわけですね、かかわるわけですね。したがって、透明性を担保する上では極めて不自然なんです。問題だというふうに私は思います、私は。全く機械的に事務的になりません、不落随契の場合の中身の議論。この前の庁舎の問題でいえば、8,000万円の問題をどうするかというふうなことにかかわるわけでありまして、それが

この随契に加わる人と、入札執行者と親戚親族関係にあるというふうなことで、法的には問題ありませんが、これは避けるべきだというふうに思います。

この前の昨年12月議会で、ここで入札制度について質問が同僚議員からありました。その中の一つに、指名審査会の結果について市長の決裁が必要なんですかというふうな問いがあったんですが、それについては答弁がありませんでした。したがって、今、寒河江市では市長はそこに入らないで、外れて、副市長がやっていると。去年の12月議会でもよその自治体でやった不祥事のことも例に出しながら質問されておったわけですが、それはもちろん首長がやっても法的には問題ありません。しかし、さまざまな問題を避けるためにトップが執行者にならないで、副市長なりがしているということでもあります。

そして、寒河江でもいろんな入札の中で金額があつて部署が決まるわけでありまして、金額が少ないところでも不落随契が結構あります、財政課に行つて見させていただきますというね。そうしたときに、その執行者と、例えば課長がやる場合もあります。そうしたとき、その人と親戚関係の人と不落随契をやるというふうになったら、さまざまこれまた問題があるというふうに思いますので、この辺についてはぜひ、法律的には何ら制約もありませんけれども、研究をしていただきたいというふうに申しあげておきます。そのことについての見解だけ、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員の御質問の内容は、十分我々としても受けとめさせていただきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、結構大きい金額の入札も、これからもまた予定されているわけです。例えば、これは直接こっちではなくて行政委員会のほうになるのかなと思いますけれども、屋内運動場の問題だつて年明けになれば入札が出てくるわけでありまして、これは入札制度としてやっぱりそういうふうなことを、今、市長が言われたような形で受けとめていただいて、より透明性のある形をつくり上げていただきたいというふうに思います。

それから、入札に付された公告や説明書に基づいて請負契約を締結し、それに基づき事業が履行されるわけでありまして、そこで市庁舎の耐震改修工事について改めて伺いをしたいと思います。

今、工事に伴う掘削作業も順調に進み、1階の床も壊され、庁舎の基礎部分が見える状況になってきました。それを見た市民の方々や職員の皆さんから、心配や不安の声が寄せられています。それは、耐震改修免震工事をやれば、その後大丈夫だというふうなことの説明を受けています。ところが、工事期間中に地震があつた場合どうなるんだという率直な心配なんです。

当初の計画では、建物の外から掘削するのを、1階の床を壊しての掘削に変更になったことで、工事期間中は建物の耐震力が6年前の耐震診断時よりもさらに低下しているのではないかと。周りを掘られているし、1階の床も壊されているのでね、というふうなことの心配です。

したがって、実態はどうなのか伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、庁舎の工事をしてはいるわけですが、工事中における耐震力の低下はどうかということでありまして、御案内のとおりこの建物の基礎的な形というのは、4隅のコアとそ

れを結ぶ高さ4メートルの基礎ばりが囲いの字の中に配置されているんですね。そこが一番強いところ。この部分の強度が、この工事中に発生した場合の耐震抵抗要素になる。専門的な表現であります。要するに、そこが一番重要だというわけですね、地震があった場合に。

ところが、そこについては今回の工事では、そのほりにについては工事完了、完成間際までその状態を保つということであります。その間、周りの免震装置を配置する。周りの免震装置が配置になってから、最後に、基礎ばりというんだそうですけれども、基礎ばりを水平に切断して免震装置の設置をするとういうことでもありますので、工事期間中においてもその耐震力の低下というものはないとうふうに認識をしているところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私ども、専門家でないからなかなかわからないんですけれども、今回の耐震工事は建物本体を直接補強する方法ではないわけですね、建物自体を。今回の免震改修工事によってどの程度の地震に耐えられるのか、明確な説明がありません。

2008年5月1日付の新聞報道では、同年3月に出版された黒川紀章建築都市設計事務所での、あともう一者の構造を計算する会社との診断結果、震度6強で崩壊の可能性があるとうふうに報道されました。そして、ことしの8月1日付地元紙によると、耐震工事によって震度7の地震でも耐えられるとうふうな報道になっています。ところが、村山盆地断層帯で想定される地震の規模は、マグニチュード7.3から7.8とうふうに想定されているわけです。さらに、市当局は阪神淡路大震災の震度7程度には耐えられるが、建物のI_s値とI_{s0}値の関係で判断されるとうふうなことも言われています。基準がまちまちなんですね。マグニチュード7.3から7.8と震度7の関係が、なかなか私らは理解できません。できないんですね。

そこで、今回の耐震工事について、設計者から直接説明を受けている市の施設整備指導専門員、この方の説明の機会を求めたいと思うんです。そして、議会などについても、議員についてもきちっと、そういうような専門家が市の中にいるわけでありまして、その設計業者からきちっと説明も受けているわけですから、その人から、課長らから聞いても私もわからない、何だかんだかわからない、今の市長の説明でも私わかりません。したがって、こういうふうなことをしていただきたいとうふう思うわけでありまして。

そして、阪神淡路大震災規模の地震では大丈夫だと。この前の財政課長は、震度7とうふうな表現もされました。しかし、阪神淡路大震災のときのマグニチュードは7.2だそうです、7.2。それよりもはるかに高い7.3なり7.8、これは山形盆地断層帯の北と南が一緒になった場合には7.8、単独で北と南がそれぞれ起きた場合にはそれぞれ7.3という、これは県です、そしてこれに基づいて寒河江市でも地域防災計画や何かをつくらなねぐなっておるんですけれども、地域防災計画の中にはその部分がありません。ただ、建設管理課でつくっているこの住宅のほうの関係については、そのとおり7.3なり7.8を予想のマグニチュードでされているわけでありましてけれども、これ、大丈夫でなくて、大丈夫だと言っていますけれども、もう想定されている数字ではもう危ないとうふうな状況がありますので、この辺についての見解も含めて御回答をお願いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的なので誤解のないようにしていただきたいと思いますが、マグニチュードとうのは地震の大きさを示す指標であります。震度は、ある地点での地震の揺れの大きさを示す指標で

ありますから、全く違うものであります。

今回の免震工事というのは、地面が揺れても建物の揺れが少なくなるという工事であります。そういった意味で、震度7でも耐えられるというふうに工事を進めていただいているというところであります。

先ほど、専門員の説明をどうかということではありますが、議会の総意ということであればそこは検討してまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 県を出しているやつにも市のやつにもあるんですけども、阪神淡路大震災のマグニチュードが7.2。そして、今、寒河江など山形県で想定される、県でこれに基づいて対策を講じなさいというやつが7.3なり7.8なんです。したがって、阪神淡路大震災のやつのマグニチュード7.2よりも、今想定されているのは7.3なり8ですので、これで大丈夫なのかということをお尋ねしているんですが、時間のようですのでまた改めてお尋ねをしたいと思います。

どうもありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号19番、20番について、15番内藤 明議員。

○内藤 明議員 最後の一般質問ということではありますが、最後でよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最初に通告番号19番でしたか、次期市長選挙に臨む具体的なマニフェストについてということでお尋ねをしたいと思います。

12月16日に市長選挙の告示を迎えるわけではありますが、佐藤市長は9月定例会において次期の市長選挙に立候補の決意を表明されました。その中で、新第5次振興計画を実施に移す考え方やまたその後の後援者の集まり等で子育て推進や高齢化に対する施策の重要性などを訴えられてきたというふうに私は認識をしております。

その中に、また新たなステップアップを目指すというふうにされておりますが、私がかねてから選挙への立候補に当たっては、いかなる選挙でも行政の目指すべき施策を具体的にまとめた、つまりマニフェスト等をもって住民に明らかにすべきだというふうに思っているところでありまして、市長も恐らく告示日までの間でそれを準備されるというふうに思いますけれども、念のため市長の見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私は、4年前の市長選挙におきまして「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という基本目標を掲げまして当選させていただいて、市民が主役、それから市民主体による市政運営ということ強く進めてきたところでございます。その選挙の際に、いわゆる公約というものも掲げ、お約束をして、それぞれの項目についてその年、年に進捗などを点検しながら、着実に進めていくように努めてきたところでございます。

また、地域座談会の開催でありますとか市民アンケート、それからパブリックコメント、さらには審査会委員の公募制の導入、ワークショップ、それから市民100人評価委員会の開催、それから市長

への手紙などということ幅広く市民の皆さんの声をお聞きして、それを市政に反映させるという取り組みを進めてきたところであります。

私から改めて申しあげるまでもないわけでありますけれども、公約というのは市民の皆さんに対して当選後に実施する施策、事業などについて事前にお示しをして、それを約束しようとするものでございます。市民の皆さんは、その公約を見て今後4年間の負託について判断いただくということであります。そういった意味では、選挙には不可欠なものであるというふうに認識しております。

12月の市長選挙におきましても、これまでいただきました多くの市民の皆さんなどの御意見を踏まえて、またこれまでの4年間の市政運営を十分検証しながら、課題の整理をして、今後4年間になすべきことをまとめて、市民の皆さんの期待に応える公約というものをお示ししていく必要があるというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

心配は御無用というふうなことだったというふうに思いますが、最近の県内の首長を見てみますと、さきの飯豊町の町長選挙、それから天童市の市長選挙、一昨日でしたか、朝日町の町長選挙等は無競争でありましたので、そうしたところはどういうふうな対応をなされたか私も深くはわかりませんが、本市でももしかしたら無競争の様相を呈しているというふうなお話もありますので、そうした選挙あるなしにかかわらず、無競争であるなしにかかわらず、やっぱりそうした市民の要望を受けたものについてきちっと受けとめていただいて、仮に無競争であっても市長に限ってハードルを低くするなんていうことはないというふうに思いますが、ぜひ御自身の4年間の宿題とっては何ですが、そうしたものにしていただきたいというふうにお願いをしたいというふうに思います。

それから、続きまして2番目の兵庫県小野市の入札制度改善における成果についてお尋ねをいたします。

少し風邪を引いているので、お聞きにくい点があったら申しわけないと思いますが、さきに総務文教常任委員会の行政視察で行ってきたわけでありますが、兵庫県の小野市では入札制度改善等によって12年間で年間市税の約3倍に当たる約195億円の経費を節減したというふうに言っております。本市とももちろん人口規模や財政規模は違いますけれども、市長はこうしたほかの自治体の実践についてどのように思われるか、率直な御見解をお尋ねしたいというふうに思います。

あわせて、昨年度、23年度の本市における農林・土木、建築等の指名審査会に係る事業で、業務委託は100万円を超えるもの、それから工事については250万円を超えるものについて、それぞれの平均落札率を伺いたいと思います。

さらに、入札を行った事業の……。

○高橋勝文議長 内藤議員、一問一答でありますので。

○内藤 明議員 ああ、これは関連するので……。まあ、いいですか、じゃあ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。最初のやつです。

○佐藤洋樹市長 兵庫県の小野市というところであります。ちょっと行ったことがないのでよくあれですけれども、お聞きをしますと12年間で入札制度の改善によって年間市税の3倍に当たる195億円の経費を節減したということであります。

小野市というのは、行政規模でいえば人口は5万人程度、世帯数は約1万9,000世帯、財政規模は

平成24年度で200億円程度ということであり、そのうち、普通建設事業が19億円程度ということですが、寒河江市と比較しますと若干規模が大きいと、人口も世帯数も予算規模も、とこういうことでもあります。

どういふふうに思ふかということでもありますけれども、寒河江市におきましてもいろいろな行財政改革に取り組んでいるところでもありますので、小野市と同様なことで実施をしている項目も多々あるわけでもありますけれども、12年間の間でいろいろな行政改革、あるいは入札制度の改善に努めて120億円強の不用額を出しているということについては率直に評価をしなければならないといふふうに思いますし、見習うべきところは大きいに見習っていかなければならないといふふうに思っているところでもあります。

今後とも入札制度については、公平性、透明性、競争性が発揮できるような制度の改善に努めてまいりたいといふふうに考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それで、前後しますけれども、昨年度の本市における農林・土木、それから建築等の指名審査会に係る事業で業務委託は100万円以上、それから工事については250万円以上を超えるものについてそれぞれの平均落札率をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年度の平均落札率でありますけれども、農林・土木等では建設工事が95.2%、業務委託が73.1%で、建築等につきましては建設工事が97.5%、業務委託が89.4%となっております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、入札を行った事業の設計額の総額と、それから落札による不用額を教えてください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 建設工事では、設計額12億6,719万7,000円に対して落札額は11億9,104万2,000円で、不用額が7,615万5,000円です。業務委託では、設計額が1億2,911万円に対して落札額は1億1,032万6,000円、不用額は1,878万4,000円となっております。不用額全体で、合わせて9,493万9,000円となっております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

それぞれ、昨年度についてお尋ねをしたわけでもありますけれども、小野市のこの経費節減と本市のやつを単純に比較するわけにはいきませんが、いかに思ふんですが、余りにも小野市の場合額が大きいものですから、やっぱり私たち議員としては比較せざるを得なくなると思っております。

例えば、本市の昨年度の23年度の決算ベースで換算しますと、市税は50億1,000万円のようにありますから3年後で150億3,000万円ぐらいの経費を12年間の中で節減したといふふうになるわけがあります。財政規模も先ほど市長が言われましたので、人口規模や財政規模を言われましたのでさほど、さほどと言ったら失礼ですが、若干違ふと、人口規模や財政規模がですね。でありますけれども、それでその説明なされた副市長によりますと、落札率は70%から75%、それから土木事業に関しては65%から67%といふふうなことだといふふうに言っております。そして、談合はありませんと断言を

しておりました。つまり、最低制限価格はどうかと思っただけなんですけど、そうしたらこういうふうに言っていますね。最低制限価格は上げたけれども、落札価格は下げどまらないとこういうふうな説明をなさっておりましたね。ですから、つまりこの競争原理が相当働いているというふうに私は受けとめてきたわけでありまして、そして予定価格についても事前公表ではなくて事後の公表だと。しかも、一般競争入札ではなくて指名競争入札だというふうなお話でありました。

例えば、他の自治体の業者もその指名に入れているんですかとお聞きしましたら、ほとんどが市内の業者ですと。中には、数によっては他の自治体の業者も入れていますというようなお話でありましたけれども、それで他の自治体の業者は小野市の入札に臨むと10%ぐらい低くなると、こういうふうにご話しておいたというような話がありました。

それで、どういうふうに行っているんだろうというふうに思いましたら、この業者の各課への挨拶回りや名刺配りは廃止だそうでありまして。それから、部屋に立ち入りも禁止で、業者は仕事の打ち合わせ以外では役所には入れないということでありました。そういうことが功を奏しているのかどうか私はよくわかりませんが、こうしたやり方について市長はどういうふうに思われますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、初めて内藤議員からそういうお話を伺いましたので即座にお答えはできないんですけれども、いろいろ先ほど申しましたけれども、年間20億円の普通建設事業を市で、10年間で百二十数億円という1年間に12億円の不用額を出すということが、果たしてどういうふうになれば実現が可能なのかというようなところは、やっぱりいろいろ研究してみなければいけないというふうに思いますが、内藤議員は実際に行ってこられたわけでありまして、そこら辺のところを十分お聞きになってきたのではないかとこのように思いますので、逆にそういったところで感じているところを披瀝していただければというふうに思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変ありがとうございます。

市長、私だけが行ったのではないんですよ。総務文教常任委員会の委員がみんな行ったので、みんなこのことは聞いておるはずであります。

逆に、市長からはどういうことかをやったんだかを知りたいというふうな話がありましたので、その小野市の副市長さんが申されたことを今からお話しをさせていただきたいと思うんですが、つまり業種間の競争原理を働かせるにはどうしたらいいんだろうかというふうなことについては、市長選挙で建設業者が入ったら入札率は高くなるというふうに断言されましたね。多分、一段と声を高くしてその部分は言われたというふうに私は記憶しているんですが、そうしたところが非常に印象的に残っております。それを聞いたときに、私も目からうろこが落ちたような気持ちでした、正直。ずっとこの間、私も入札問題についてはいろんな定義をしながら行ってきたわけでありまして、つまり一般競争入札でもない、あるいは事前の予定価格を公表するなんていうようなこともしていない。つまり、どういうことを示唆したかといいますと、そうした小手先ではだめなんだというふうなことを多分言いたかったのではないかとこのように思っております。

市長選挙も近づいておりますけれども、先ほどお話しした副市長さんが……。〔「何をおっしゃりたいの」の声あり〕え、何をおっしゃりたいの。今から言いますので。

そういうふうな話がありました。そのことについて、市長はどういうふうに思われるかお尋ねをし

たい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 その首長さんの個人的な姿勢ということだけで行政改革が進んでいくということになれば、首長さんがかわればそういう制度改革ができないというようなことであっても困るわけでありますので、やっぱり入札制度そのものを制度として透明性の高い、あるいは公平性をより求めていくという制度として改善をしていくということが、行政として必要だというふうに理解しております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 いろんな今後の問題もありますのでこれ以上申しあげませんが、ぜひこうしたところについても頭の隅に置いていただきたいというふうに思いますし、当然公平性を求める上でのこの入札制度の検討というのは、いろんな意味で研究し尽くさなければならないというふうに思いますけれども、そういうところの一考にぜひしていただきたいというふうに申しあげておきたいというふうに思います。

それから、次に市立病院の改革についてお伺いをしたいというふうに思います。

寒河江市立病院は、去る3月に地域医療の目指すべき方向と具体的な取り組みをまとめたアクションプランの策定をされましたが、その主な内容は内科、外科、整形外科を中心とした初期診療の充実を挙げて、急性期医療を終えた後に入院が必要な患者を受け入れるための療養病床を整備するとしております。また、入院患者の在宅復帰を促すためにリハビリ部門を強化し、開業医などの診療所や訪問看護ステーションなどと連携して、在宅医療を支援していくことというようにしております。さらに、休日夜間の診療体制について地区の医師会、自治体、関係病院と連携して設置を検討するなどというふうになっております。

ところで、このアクションプランの基本的な方向性については、新第5次振興計画にかかわるアンケートの集計結果の多回答項目に基づき設定をされておりますけれども、総務省の公立病院改革ガイドラインの経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しという3点の視点を踏まえたものであるというふうに思います。市立病院の経営は厳しい現況下にありますけれども、地域における公的な医療機関として採算性だけを優先させることはできませんし、現行の医療制度のもとで一般会計よりの一定の持ち出しは、私はいたし方のないことだというふうに考えております。

そこで、市民の要望を踏まえて市立病院のアクションプランと病院経営という視点で何点かお尋ねをいたしたいと思いますが、1つは市民には市立病院にはよい医師に来てほしいという願いがあります。高度な医療機器のある総合病院や専門病院などを希望する医師が多い中で、療養病床の導入によってそうした医師の確保がより一層困難になると思われますけれども、市長の御見解はいかがでしょう。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の療養病床の導入については、御案内かと思いますが、県から設置をしていただきました「西村山地域の医療体制を考える懇談会」というものの中で「西村山地域医療提供体制将来ビジョン」というものを策定していただいて、その中でそれに基づいて市立病院アクションプランというものをつくって、それに取り組んでいる一環であります。

その内容についても、県さらには山大的医学部附属病院長、そして医学部の教授、そして県立中央病院長などのそれぞれの医療機関の代表の方にも参画をしていただいているわけでありまして、そうい

った方々の意見を踏まえた計画になっているということでもあります。御案内のとおり、この療養病床の転換については、全体125床のうち31床、4分の1でございます。残りの94床については、現行の急性期医療を継続していくということでありまして、急性期医療から慢性期医療まで幅広い診療体制を整備するという事を考えているところであります。

医師確保については、確かに御指摘のとおり私どももこの体制に合った有能な医者の方々に取り組んでいただきたいという思いを強く持っているところでありますので、この懇談会、ビジョンづくりに御理解をさせていただいております。また、山大学部などに対して常勤医師の確保要請、さらには県や県医師会のドクターバンクに対しても要請などもさらに一層強力をお願いをして、優秀な医師の確保に努めていくというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 医師の確保という点でお尋ねしましたが、昨日の毎日新聞にも報じられておりますけれども、今の国の診療報酬の改定は、病院に勝ち組と負け組をつくったとこういうふうに言っております。医師の数をふやすだけでなく、配属について何らかの行政が働く仕組みが必要だということにも言っておられます。現況を考えた場合に、やっぱりその改善を求めていかないとなかなか困難なのではないかなとこういうふうに思っております。

市長も答弁の中で言われましたけれども、今の公立病院の健全性の確保というふうなことを考えますと、医療体制の整備では何としても医師の確保ができるかできないかに係る部分が非常に大きいというふうに言われております。答弁のように、地方の病院では大学病院などからの派遣医師に頼らざるを得ないような状況下にあるわけでありまして、この派遣元であるこの医師不足が解消しない限り、この当病院等におけるような医師不足の体制というものはなかなか解消できないのではないのかなというふうに思います。

ですから、やっぱり私はそういう意味で現行の医療制度を変えるような市長としての取り組みをぜひ考えていただきたいなというふうに思いますけれども、市長はいかがお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまお答えを申しあげたとおりでありますけれども、内藤議員の要望なども十分踏まえて、今後優良な病院経営に当たっていきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それから、病院の件で2つ目をお尋ねしたいと思います。病院のはやり廃りは医者の評判ということをよく耳にするわけでありましてけれども、当市立病院が療養病床を導入し療養型の病院というふうなイメージが定着すると医師の確保の困難さということと相まって、一方の一般病床の入院患者がさらに減少するのではないかとという専門的な見方をする方がおられますけれども、そうしたことについてはどういうふうにお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういう見方をする方がいらっしゃるのかどうかあれですけれども、この療養病床を導入するということによって、現在の一般病床に入院している高齢の長期入院患者とそれ以外の急性期患者との入院病棟を区分するということになるわけで、混在が解消されるということになるのかと思います。そういう意味では、入院環境の改善が図られるということになるんだというふうに思いますので、患者さんの病態に応じた適切な診療を行うことが可能となるというふうに考えているところ

でございます。

そういう見方もあるわけでありませけれども、療養病床の導入でうまくいっている事例というのは、そういう遠いところではなくて、県内でも公立高島病院が平成19年の11月に、あそこは全病棟130床だそうですが、うち41床を療養病床に転換をしたということであります。平成20年の実績では、一般病床の稼働率が91%、療養病床稼働率が81%に改善をしているということでもありますので、我々もそういった高島病院の経営などについても十分参考にしながら、この療養病床の導入に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 前にも申しあげたかもわかりませんが、今、高島病院の話もございました。私どもも、昨年東京で行われました全国自治体病院経営都市議会協議会の第7回の地域医療政策セミナーということで、この講演を聞いたわけですが、その講演をなさった方が、前にも申しあげたかもしれませぬ、秋田県横手市の市立大森病院の院長をなさっている小野 剛さんという方なんです。きのうのこの毎日新聞にも出ておりましたが、そこでも療養病床もなさっております。市長は、公立高島病院の成功例を申されました。非常にこの大森病院なんかも努力なさっているというふうに話を聞いて、私も認識をしたわけでありませけれども、いろんなことをやられていますね。

例えば、参考になればというふうなことで申しあげますけれども、この横手市には、この大森病院というのは平成17年に1市7町が合併してなったんだそうでありませけれども、そして横手市というふうになったんだそうですが、新市になってこの二次の医療圏に市立病院が横手市立病院と大森病院の2つなんです。それから、586床ある厚生連の平鹿というのかな、総合病院とのこの3つがあるんだそうでありませけれども、そしてこの大森病院が平成20年に自治体優良病院総務大臣表彰というのを受賞なされているんです。どんなことをやっているかというのがざっといっぱいあるんですが、例えば大学病院からの研修医の受け入れであるとか、電子カルテシステムの導入であるとか、大学附属病院との遠隔医療、それから診療情報共有化システム、人間ドック、健康センターの運用、それから夕暮れ診療、女性専用外来、訪問診療、訪問介護、訪問リハビリテーション、IT化による在宅健康管理システムの運用、電子カルテオーダーリングシステム、それから秋田大学とのテレビカンファレンス、それから遠隔診断診療などのほか、経費の削減等の取り組みとして給食や清掃部門の業務委託、そして後発薬品の導入、それからフィルムレス化、ライトダウンキャンペーンの参加、それからクールビズ、ウォームビズの推進、それから緑のカーテンとか、省エネ製品の選択などいろんな形で実践をされております。

それが、経営状況については平成13年度から22年度の成果でありますけれども、医業収入についてもずっと右肩上がり、それから総収益も右肩上がりというふうになってきました。

しかし、ぜひこうしたことも参考に入れて市立病院の改革ということで取り組みをいただきたいというふうに思うんですが、反面、私、心配がないわけでもありません。というのは、そうしたことをやることによって、医師の確保がますます困難になってしまうのではないのかなというふうな心配があります。そんなに大変なところだったらやめたほうがいいのではないかなんていうことをされると困るなというふうに思いますけれども、結構大変なことをやれておるわけでありませけれども、御参考までに申しあげましたので、ぜひそうしたことについても参考にしていきたいというふうに思います。

それから、3番目に1月から前倒しで療養病床を導入しようというふうにしているわけですが、これは当然経営形態の見直しや市民の医療に対してのニーズもあってこのようなことをなさるといふふうに思いますけれども、それによって医業収益にどのぐらい増収があるというふうにお見込みになっているのかお伺いをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の病院事業会計補正予算書の業務予定量にも記載しているところでありますけれども、療養病床の1日当たりの入院患者数を28人で稼働率を90%と見込んでおります。平均入院単価を1日1万6,000円と見込むわけですが、1年間では延べ入院患者数が約1万人というふうに考えますので、収支予測としては収入の診療報酬の約1億6,000万円というふうに見込んでおるところでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、在宅医療についてお尋ねをしたいと思いますというふうに思いますが、入院から在宅へというふうな円滑な移行を進める上で、私は在宅医療支援診療所のような形のものが必要ではないのかなというふうに考えております。しかし、今、現況のこの在宅医療をなされている民間の診療所、医院というのが市内には少ない現況がありまして、寒河江市立病院がIT化などを進めながら在宅医療についても主体的に担っていくべきではないのかなというふうに考えておりますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院のIT化ということについては、平成13年度から院内の診療のオーダーリングシステムを導入しているわけでありまして。また、20年度からはMRI、CT、一般撮影、内視鏡の画像診断システムを導入しているということでありまして。電子カルテとか遠隔診療システムというところは、今後の課題だというふうに考えているところでございます。

在宅診療については、現在、御案内のとおり一時診療として在宅医療診療所の指定を受けた開業医の先生方と寒河江西村山郡訪問看護ステーションのスタッフの方々が主体的に在宅患者の診療に当たっているわけでありまして。そういった意味で、市立病院は二次診療として在宅患者の急変時の入院診療に対応しているというふうに考えているところでございます。

こうした件については、アクションプランに在宅診療支援と地域医療、地域の連携構築の取り組みというものを掲げているところでありますけれども、今年度県から在宅医療推進モデル事業の採択を受けております。ことし8月から行政、それから西村山郡の医師会、それから市の医師会、それから市の歯科医師会、市立病院が参画をして市在宅医療推進協議会設立準備委員会というものの設置をして、在宅医療の支援などの協議をするための取り組みを進めているところでございます。

今後、在宅医療推進協議会の設立に向けて取り組んでいくということにしているところであります。

具体的な在宅医療の取り組みということになりますと、この協議会が発足してからというふうになります。できるだけ市民のニーズに応えられるように対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私は、市民が安心してかかれる医療のシステムづくりということで、今後の市立病院の経営のあり方なども考えながら、このIT化を進めながら、やっぱり大森病院のように主体的に

かわりを持たないと病院経営もなかなか容易ではないのではないのかなと、こういうふうな思いがありましてそうしたお尋ねをしたわけでありましてけれども、市長は協議会を立ち上げてというようなことでありましたが、経営の面からすると私はやっぱり、くどいようですが市立病院にそういうふうなものを置くほうがいいのではないのかなと、主体的にかかわるほうがいいのではないかなというように思いますけれども、改めてそうした御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院が在宅の関係を主体的に担うべきではないのかというふうでありますけれども、医師の数なども勘案しますとやっぱり開業医院といいますか、市内の診療所の先生方にも十分協力をさせていただいて連携をしていただかなければ、その在宅医療の充実というものは図っていかれないというふうに思いますし、市の医師会、西郡の医師会の先生方についてもその協議会の準備会の中では大変御理解をいただいているところでもありますので、そういった外部のマンパワーの先生方の協力を得ながら進めていくというのがよりベターなのかというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 くどくは申しあげませんが、IT化を進めるというふうなことは論をまたないというふうに思いますので、ぜひその件は先に進めていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それで、最後に市民から最も要望の多い休日夜間の初期救急診療所の設置について、アクションプランの中では設置を検討するというようなことになっておるわけですが、このことについては市民の要望が、先ほど申しましたとおり非常に多い状況にあります。中でも、小児科の設置が根強く要望があるわけでありましてけれども、この診療科目の中でこの夜間の小児科などというものは不採算部門の最たるものというふうに思われますけれども、そうした市民要望についての設置について市長はどういうふうにお考えを持たれているのか伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 休日夜間の救急診療所、特に小児科の設置ということですが、先ほど御質問で不採算の最たるものなんだということですが、不採算というよりも医師の数が少ないというのが、基本的になかなか可能性としては難しい要素の一つになっているのは事実であります。小児科の設置のみならず、休日夜間の救急診療所の設置については大変市民の皆さんのニーズも高いということですので、これはぜひとも実現を図っていきたいということでもあります。

もちろん、市立病院のみならず、これも市内の診療所の先生方の御協力というものをいただかなければ定点化というものについては達成できないというふうに思いますので、この辺のところは先ほど申しあげた協議会を設置した中で具体的にその対策を進めていけるように対応してまいりたいというふうに思いますし、また小児科についてはその可能性についていろいろ協議会の中で検討していただきたいなというふうに考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 設置を検討するというようなことの域を出なかったわけでありましてけれども、検討は検討としてよろしいんですが、現況は市長もおわかりだというふうに思いますね。今の夜間の小児科等は天童市立病院に行ったり、あるいは山形市の夜間診療所あるいは山形市のほかの病院等で当直に当たる小児科の医師のいるところに市民は、そうしたところに緊急時には探して行くのが現況だろう

というふうに思います。ですから、そういう意味ではもうできるだけ近くで、しかも市立というふうな名がつくわけでありますから、やっぱり何でもかんでも市立病院ですというふうなことはどうなのかということもお考えの中にあるかもしれませんが、やっぱり主体的にかかわらないと、協議会というふうに申されましてもなかなかうまく事が運ばないのではないのかなというふうな懸念がありますので、市からそうした協議会に臨まれるときには主体的にかかわれるようなことをぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後2時28分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成24年11月26日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第4号

第4回定例会

平成23年11月26日(月曜日)

午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第67号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 2 議第68号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 3 議第69号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第70号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第71号 平成24年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第72号 寒河江市市税条例の一部改正について
- 〃 7 議第73号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 8 議第74号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
- 〃 9 議第75号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第76号 国際チェリーパーク、イベント広場、チェリードーム、臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 11 議第77号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 12 議第78号 土地の取得について
- 〃 13 議第79号 市道路線の認定について
- 〃 14 質疑
- 〃 15 予算特別委員会設置
- 〃 16 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第67号から日程第13、議第79号までの13案件を一括議題といたします。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第14、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

議第67号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第68号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第69号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第70号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第71号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 このたびのあれは寒河江市立病院のことですけれども、療養型を31病床にするわけですけれども、看護師さんが定数80に対して75名なんですけれども、その辺の取り組みはどのようになされるのでしょうか。まず、第1点をお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 安食病院事務長。

○安食俊博病院事務長 お答えいたします。

ただいま佐藤議員のほうからありましたとおり、現在の看護師は75名体制でございます。現在の入院患者、外来患者から割り出した看護師さんの数は十分法律的にも満たしているということで、今のところ採用とかふやすという考え方は持ってございません。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 療養型病床になりますと、やはりいろいろとリハビリを初め食事、いろいろな問題が起きるはずであります。そして、食事の問題もあります。まして、療養型におきましてはリハビリも必要な方は当然いると思います。当然、リハビリには外来で、リハビリ室でやっている方も対応しなければならぬわけですけれども、実際療養型に入院される方は病室でリハビリをなされるのかどうかです。時間はどのぐらいを要するのか、毎日リハビリをやって、早く回復をし自宅に入るのか、それともいろいろありますけれども、施設に行く方もおられます。

その辺の取り組みも、当然本来のリハビリ等に外来患者、入院患者も当然ありますけれども、療養型の方のほうがかかり毎日のリハビリの時間の割り振りも大変なような気がします。その辺のことに對して、やはり定数80名の看護師が今現在75名でありますし、本当に対応できるのか私なりに心配することです。やはり、来年の本議会で可決されますと1月1日から実施になりますけれども、その辺の取り組みがこれから大きく影響するのではないかなと思われま。

大体、療養型に入院しますと最高180日まではできると言われておりますけれども、本来ならば大体1カ月か2カ月ぐらいで退院するのが実態のような感じもしますけれども、その辺の医師や看護師さんの不足に対して本当にうまく運営できるのか、私なりに心配するところでもあります。その辺をもう一度お聞きいたしたいと思います。

○高橋勝文議長 安食病院事務長。

○安食俊博病院事務長 ただいま佐藤議員のほうからは多岐にわたった質問の内容があると思いますけれども、今病院のほうには、先ほども申しあげましたとおり看護師が75名、医師10名、あとコ・メディカルのスタッフ、それぞれリハビリ、薬局、放射線とそういった方々が一体となって、今の病床利用率を考えますと今の人数で十分療養病床にも対応していけるというふうな考え方のもとに今回1月1日から始めるということを考えているところでございます。

ぜひ、12月に入りますと本格的に、今、佐藤議員が心配しているようなことも一つ一つ対応しながら、準備万端整えながら、1月1日からに向けて準備を進めてまいりたいとこのように考えております。

よろしく御理解をお願いいたしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 あと、寒河江市立病院に対してよそから転院というんですか、そういう方は大体レントゲンや向こうの医師の手紙なりが主にありますし、その辺の環境が違いますといろいろとその医師によつての治療やリハビリによって大きく差が出るのではないのかなと私なりに思うんです。

やはり、1患者に対してリハビリの時間、毎日しなければならない人もあるわけでありまして。その時間の割り振りですね。大体、31人入院するわけでありましてけれども、リハビリの状態で1人の患者に対して時間にすれば1時間なのか、それとも30分内なのか、毎日土日も休まないで行われるのかどうかであります。本来、リハビリに退院されて通ってくる方もおりますし、その辺の時間との差があります。大体、午前中は通われるリハビリで、入院患者は午後から行われるのかであります。その辺に対して、医療点数はどの辺まで反映されるのかどうかお聞きします。

また、食事のことも当然いろいろと病院食でありますし、その患者一人一人に対しても当然違うわけでありまして。寒河江市には相談員もおりますけれども、いろいろとそういう方々の努力も必要だと思われまして。やはり、当然早く本来の姿に変わって自宅や施設に戻る方もおりますけれども、その辺のことも十分認識しているのかどうかであります。

また、夜間の体制ですけれども、31人満床になった場合のいろんな対応は、本当に看護師さんの対応ができるのかどうか私なりに疑問に思うところでもあります。

○高橋勝文議長 安食病院事務長。

○安食俊博病院事務長 リハビリの実施の仕方というのが1点あったかと思っておりますけれども、午前中は外来患者のほうにリハビリのほうは主に対応しております。午後からは入院患者ということで、今もやっておりますので、1、2、3病棟でやっております。病室で行われる方と、あと下のほうのリハビリ訓練室のほうに来てやる方がおります。時間については、患者さんの症状によっていろいろ違うわけですけれども、1人20分を1単位といたしまして、症状に応じてその単位数をふやす方と20分で終わる方とそういうふうに分かれております。

そういうふうなことを今後、療養病床を導入した後も同じように病室でやられる方が主になると思

いますけれども、病室のほうでもリハビリのほうは対応していきたいというふうに考えております。

あと、食事関係は、当然看護師さん、とりあえず1病棟の療養病床については25対1を採用するわけですが、1月からは今と同じような体制といたしますか、17名体制、看護師を2人ずつ、現在いる看護師の体制でまずはやってみましょうということで病院で話し合いが持たれております。それでいきますと、十分給食などにも対応できるというふうに考えております。

あと、入院の期間等々ありましたけれども、医療ソーシャルワーカーがおりますので、その方が今もいろいろ入院患者の世話をしているわけですが、受け入れ先、あと自宅への帰る手続とかそういういったものは、医療ソーシャルワーカーのほうで対応できるというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 72号、寒河江市市税条例の一部改正でありますけれども、今回地方税法の一部改正等によって、市税条例の第83条と附則第13条の2の第1項はたばこ税というふうに思われますが、この改正により第83条では1,000本当たり644円、附則13条の2の1項では1,000本当たり305円というふうな増収になるようでありますけれども、市内のたばこの売り上げ総本数は何本ぐらいになるのか、今回の増収は幾らぐらいになるのかをお尋ねしておきたいと思っております。

○高橋勝文議長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 お答えいたします。

どのぐらいの増収になるかという御質問でありますけれども、23年度のたばこ税が約2億8,000万円ですので、本数が減少しないという前提でいきますと大体今回の改正で14%ほど増となりますので、約3,900万円程度の増となるものと思っております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 売り上げの総本数は、何本ぐらいになるんですか。

○高橋勝文議長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 平成23年度につきましては6,700万本程度でありますので、それから減らなければというふうな大前提になります。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第76号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 指定管理者のことなんですけれども、この中にトルコ館があるわけですが、そのことも含まれて行われて、このたびの指定管理者になったのかどうかをお聞きしたいと思いま

す。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 お答えいたします。

トルコ館は、別に指定管理者がおりまして指定管理を行っておりますので、今回のチェリーランド関係の施設には入っておりません。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 河川敷地に河川のいろいろな施設があるわけでありましてけれども、その中で丸太を半分にしたベンチというか、その物が腐食しているものを私は指摘しているんですけども一向に改善になっておりませんし、指定管理者という方々はその辺をチェックしているのかどうかです。

これから雪が降りますけれども、来春に対してどのように対応をなされるのかお聞きいたします。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 河川敷の木を利用したベンチのことにつきましては、議員からも御指摘をさきに受けまして、担当のほうで現地のほうを確認しているところでございます。

一応、危険性の部分については早急にしなければならない部分と順次しなければならない部分があるんですけども、指定管理者とも協議しながら順次整備することで一応現地のほうを把握させていただいているところでございますので、よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 77号はにしね保育所の指定管理者でありますけれども、指定管理者の指定についてはおおむね満足しておりますが、保育所という特性的なものから考えて、選定基準の中に人材育成とか研修の実施というものもありますけれども、これらについては子供の保育に対する人材育成なり研修というふうに思われます。しかし、指定管理者の職員あるいは従業員に対する交通安全指導等についてはないのか等を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、保育の向上に向けた研修、これは当然行っております。また、交通安全に対する指導ということにつきましても、常日ごろから管理者のほうで指導なり打ち合わせ、そういったことを常に行っているところでございます。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 子供に対するところの交通安全はいいんですけども、どこでもやっていることだと思いますけれども、やはり保育所のようなところありますと、もしその中でいろんな問題が出ますと子供に対する精神的な影響というか、そういうものが非常に出るのではないかなというふうに思いますので、特に施設を預かる職員の方々に対する交通安全指導とかそういうものをきちっとやっていただきたいなというふうなことでございます。

その辺がどういうふうにされているのかをお伺いしておきたいということでもあります。

○高橋勝文議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 御指摘のような点につきましては、いろいろな機会を捉えて職員に対する交通安全教育に努めていただいておりますが、今後もさらに指導の徹底を図るように指定管理者となる事業者のほうにも要請をしてまいりたいというふうに考えております。

よろしく御理解をお願いいたしたいと思います。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑であります。地方自治法第117条の規定により次の議員の退席を求めます。寒河江市土地開発公社役員、6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤明議員、17番那須稔議員、以上の方は退席を願います。

[6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤明議員、17番那須稔議員 退席]

議第78号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 1つは、土地取得後の整備に向けたスケジュールをお尋ねしたいと思います。

それから、屋内運動場をつくることでの土地の取得をするわけでありませけれども、施設の概要というふうな部分がもうどういふふうになっているのか、議会にも何回か進めていく基本的な考え方というかこれは示されていますけれども、具体的な部分は検討中というふうに言われてきていますので、その辺の詰めの方はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

まず、この点をお尋ねします。

○高橋勝文議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 お答えいたします。

最初のスケジュールという点でございます。本議会で土地の取得について御可決いただいたと仮定してのその後のスケジュールリングでございますが、年内に一応実施設計の成果品をいただきたいというふうに考えております。

その後、建築確認の申請を1月の下旬、すぐに行いたいと思います。それと同時に、並行してでございますが、構造計算適合判定申請というものがございまして、これに約1カ月程度かかると伺っておりますので、その部分で前倒しでどんどん進めていきたいと考えております。

それが終わりましたら、一般競争入札の公告を行いまして、その後工事契約について議会の同意をいただきまして契約というふうに持っていかせていただきたいと考えているところでございます。

あと、2点目の施設の概要という御質問がございましたが、現在委託業者とともに設計について詰めているところでございまして、詳細部分が決まりましてある程度早いうちに議会の皆様と、あとは市民の皆様へ御提示していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1月に建築確認をしながら、あとさまざまな手続審査に1カ月ぐらいかかるので、その後一般競争入札をし、議会の同意を得て契約というふうなことですけれども、そこら辺、そうしますと1月ですので1カ月が準備にかかって、2月中に入札あるいは議会の同意、契約というふうな形になるのか、そこら辺のめど的なやつを、スケジュールというような部分で再度教えていただきたいというふうに思いますし、あと施設の概要の関係でありますけれども、これは出てきて本決まりにき

ちっとなつてからでは、もう今11月26日というふうなことからすれば、意見を言ったり何かというのは全然幅がないのかどうなのかね。意見を言って、見直したり何かというような部分はもう一切ないということなのか、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

それから、開発公社の土地を今回市で取得をして屋内運動場建設でありますけれども、チェリークア・パーク用地の中で今回の取得とは別に、面積等はどの程度かわかりませんが、貸し付けてほしいというふうな要請があるんだそうでありますけれども、貸し付けというのはされているのかどうか教えていただきたいというふうに思うんですが、どういう状況になっているのかね。

私どもも議員から開発公社の役員になっている人にもお尋ねをしたりしているんですが、何かやっぱり貸してほしいというようなことがあったというふうなことのようです。したがって、その目的がもう貸し付けを受けて対応したいという事業がされているようでありますし、境界なども何か動いているなどというふうな話も市民からありますので、その辺の実態がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 初めのスケジューリングの点についてお答えさせていただきます。

一般競争入札の公告につきましては、15日程度かかりますので、その辺も含めまして現在のところ、できればの話でございますが、議会の議員とかいろいろ調整させていただくことになろうかと思いますが、2月の中旬以降ぐらいに議会の同意をお願いしたいと考えているところでございます。

あと、設計の詳細部分につきましては、なるべく早く議員さんのほうに御提示申しあげて、話し合いできる機会なりを設けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「変更は、そこで出たやつは変更不可能ということ」の声あり）

不可能とまでは申しあげません。ある程度、業者と詰めながら適宜対応していきたいと考えているところでございます。

御理解いただきたいと思います。

○高橋勝文議長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 最後の質問になりますけれども、公社のほうで持っている土地につきましては、貸し付けというふうなお話は出ておりません。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 生涯学習課長からの部分は、理解をしました。

商工振興課長の部分、開発公社の持っている土地の部分ね、これは私どももいろんな形で市民から指摘があったので、これは開発公社の内部のことなので公社の役員から事務局のほうに聞いていただいたんです。そうしたら、こうこうこういうふうな事業のために貸してほしいというような話はありますというふうなことの返事を開発公社の事務局のほうから役員が報告を得たというふうなことで、私はさらに報告を聞いている。

そして、現場はもう既にこうこうこういうふうなもののためにというふうな部分は、その事業がもうやられています。そして、境界も動いているというふうな市民からの指摘などもあるので、事務局でそういうふうに行ったと役員に報告しながら議会でそういうふうな相談もないというふうなことで非常にまずいので、ここではあとこれ以上やりませんが、きちっと整理をしてやってもらわ

ないという市民に誤解、不信を招きますので、きちっと対応していただきたい。このことだけ申しあげておきます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 民間の所有地についてそういう話があるかどうかは一切承知しておりませんが、公社所有地についてはそういうことはありません。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 自分も総務文教に所属しているわけですがけれども、このチェリークア・パークの販売されましたときの価格でこのたびの売買契約を結ぶのかどうか、それだけです。

○高橋勝文議長 佐藤議員、総務常任委員会でありますので、ひとつ概括的な質問にとどめてください。ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、寒河江市土地開発公社役員、6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤 明議員、17番那須 稔議員の復席を求めます。

[6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤 明議員、17番那須 稔議員 着席]

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第15、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第67号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第67号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○高橋勝文議長 日程第16、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	議第72号、議第73号、 議第74号、議第78号
厚生常任委員会	議第69号、議第70号、 議第71号、議第75号、 議第77号
建設経済常任委員会	議第68号、議第76号、 議第79号
予算特別委員会	議第67号

散 会 午前10時04分

○高橋勝文議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

平成24年11月30日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成24年11月30日（金曜日） 午前10時00分開議

再開

（予算特別委員会付託関係）

- 日程第 1 議第67号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑、討論、採決

（総務文教常任委員会付託関係）

- 日程第 4 議第72号 寒河江市市税条例の一部改正について
〃 5 議第73号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
〃 6 議第74号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
〃 7 議第78号 土地の取得について
〃 8 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 9 質疑、討論、採決

（厚生常任委員会付託関係）

- 日程第10 議第69号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
〃 11 議第70号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）
〃 12 議第71号 平成24年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
〃 13 議第75号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
〃 14 議第77号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
〃 15 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 16 質疑、討論、採決

（建設経済常任委員会付託関係）

- 日程第17 議第68号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
〃 18 議第76号 国際チェリーパーク、イベント広場、チェリードーム、臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について
〃 19 議第79号 市道路線の認定について
〃 20 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 21 質疑、討論、採決

閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時00分

- 高橋勝文議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言訂正の申し出

- 高橋勝文議長 ここで、発言訂正の許可について申し上げます。
那須副市長より発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可いたします。那須副市長。
- 那須義行副市長 11月26日の本会議において、議第78号に対する川越議員の質問に対し、チェリークア・パーク整備用地内の土地開発公社所有の分譲可能な用地について、貸付地はないとお答えしました。
法面用地については、一部28.90平米を土どめ柵設置用地として株式会社グリーンクアパークに市と同じ算定に基づく賃貸料により貸し付けしておりますので、訂正させていただきます。
- 高橋勝文議長 本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

- 高橋勝文議長 日程第1、議第67号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。
〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕
- 内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。
本委員会に付託になりました案件は、議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。
11月26日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。
各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。
採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。
以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第3、これより、質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第67号に対する委員長の報告は可決であります。

本案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第4、議第72号から日程第7、議第78号までの4案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第8、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月26日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第72号、議第73号、議第74号及び議第78号の4案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第72号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「市税への影響額について」の問いがあり、当局より、「退職所得に係る個人市民税については約140万円の増、たばこ税については約3,900万円の増、個人住民税均等割の引き上げについては約1,000万円の増となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号土地の取得についてを議題とし、委員会条例第18条の規定により寒河江市土地開発公社役員、内藤 明委員の退席後、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「分譲時の価格で土地開発公社から購入するのか」の問いがあり、当局より、「当初の設定価格と同じ価格となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

まず、議第72号、議第73号及び議第74号の3案件についての委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議第72号、議第73号及び議第74号の3案件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第72号、議第73号及び議第74号の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

遠藤議員、何号についてでありますか。

○遠藤智与子議員 第72号です。これは、起立採決をお願いしたいと思います。

○高橋勝文議長 それでは、御異議がありますので、初めに議第73号及び議第74号について委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第73号及び74号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、御異議のありました議第72号について起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第78号について質疑、討論、採決に入りますが、地方自治法第117条の規定により次の議員の退席を求めます。寒河江市土地開発公社役員、6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤 明議員、17番那須 稔議員、以上の方は退席をお願いいたします。

〔6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤 明議員、17番那須 稔議員 退席〕

議第78号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議第78号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第78号について委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第78号は原案のとおり可決とすることに決しました。

この際、寒河江市土地開発公社役員、6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤 明議員、17番那須 稔議員の復席を求めます。

〔6番國井輝明議員、8番工藤吉雄議員、13番新宮征一議員、15番内藤 明議員、17番那須 稔議員 着席〕

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第10、議第69号から日程第14、議第77号までの5案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第15、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月26日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第69号、議第70号、議第71号、議第75号及び議第77号の5案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第69号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号平成24年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）及び議第75号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正については関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第71号について、委員より、「補正予算における療養入院基本料の見込みについて」との問いがあり、当局より、「療養入院基本料は平均で1,600点、1万6,000円を想定しております」との答弁がありました。

委員より、「療養病床利用率を90%の28人と見込んでおり入院収益4,246万2,000円を減額する予算だが、その減額だけでは納まらないのではないか」との問いがあり、当局より、「療養病床については、当院の入院患者から8人程度、他の病院から10人程度、在宅患者から10人程度を見込んでおり、その目標に向けて進めてまいります。一般病床については達成できる可能性を見て、76人という目標を設定して補正予算を編成しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号について、委員より「病床を一般病床94床、療養病床31床に分けた根拠について」との問いがあり、「病棟単位で病床数を決めていく施設基準を基本に、一般病床のこれまでの病床利用率や療養病床の設置基準を勘案して決定したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より、「指定管理者の募集に当たり、業務上の安全管理という項目を評価基準に入れる考えはないのか」との問いがあり、当局より、「業務上における事故等の有無についての項目は、選定委員会で協議した上で今後の対応を検討することになると考えております」との答弁がありました。

委員より、「指定管理の再協定を締結するに当たり、新規に事業者を募集しなかったことにより人件費などが上昇することはないのか」との問いがあり、「指定管理委託料は国庫補助基準に基づいて算定しており、職員の人件費は指定管理者がその範囲内で独自に策定することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、挙手多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 議第77号について、2点お尋ねをしたいと思います。

1つは、今回の議案の資料として配付になっているわけでありますけれども、その評価と基準点の関係であります。

これを見ますというと、3番、4番、5番、10番、11番、12番の関係については、それぞれ提案がない場合というふうなことがあるわけであります。提案がない場合には、最下位の点数に4番、5番、10番、11番、12番はなっているわけでありますけれども、3番だけが提案がない場合であっても最下位の点数でなくてされているわけです。こういうのは、ちょっと基準の点の定め方としていささか疑問なわけでありますけれども、このことについての委員会審査の中で議論になったのかどうかということが1つであります。

それから、2点目でありますけれども、項目の7番の関係です。

適正な人員配置の関係でありますけれども、この評価の理由の中でも「『7 適正な人員配置』については、児童福祉施設最低基準を満たすとともに、パート職員ではなく正規職員を配置する計画となっている点が高い評価となった」というふうに言われているわけでありますけれども、この指定管理者はほかに2つの幼稚園を運営されているわけであります。したがって、その幼稚園での園児数や職員数、正規なりパートなりというふうな部分も調べた上でされたのか。この辺の検討をどうされたのか、委員会審査の中での経過をお尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 國井厚生常任委員長。

○國井輝明厚生常任委員長 ただいまの川越議員からの質問に対してお答えさせていただきます。

1つ目の評価基準点と申しますか、そういった関連の質問についてと2つ目の人員配置についての質問でありましたが、そのような質疑はありませんでした。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1問目の部分について、私個人の見解というよりも、これはこういう全然提案がない場合には、後の6つのテーマがあって5つの課題については最下位点になっているんですけれども、1つだけがそうでないのになっているので、これらは今後審査する際も十分検討すべきだというふうに思いますので、指摘をしておきます。

それから、2点目の関係もこういうふうに指定管理者でお願いするにしねの保育所についてのみはそういうふうになっていますけれども、ここで当局が評価している中身からすればもっと必要だというふうに思いますので、今後の審査に当たっては十分そういう部分を検討すべきだというふうなことを指摘しておきたいと思います。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員長報告中、異議のありました議第77号を除く議第69号、議第70号、議第71号及び議第75号の4案件を一括して採決いたします。ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第69号、議第70号、議第71号及び議第75号は原案のとおり可決とすることに決しました。次に、議第77号を起立により採決いたします。

本案件に対する委員長報告は可決であります。本案件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第77号は可決とすることに決しました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第17、議第68号から日程第19、議第79号までの3案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第20、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。
- 〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕
- 工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月26日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第68号、議第76号、議第79号の3案件であります。一旦休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第68号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致を

もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号国際チェリーパーク、イベント広場、チェリードーム、臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「指定管理者からそれぞれ5つの施設の活用提案が出されていると思うので、それらを出していただきたい」との意見があり、当局より、「施設の現状に対する考え方と指定を受ける期間の展望」ということで提示された中身についての説明がありました。

委員より、今後5年間検証していくためとして資料提出の動議が出されましたが、採決の結果、賛成少数で否決されました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第21、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第68号、議第76号及び議第79号の3案件を一括して採決いたします。ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第68号、議第76号及び議第79号の3案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

発言の取り消し

○高橋勝文議長 この際、お諮りいたします。

11番荒木春吉議員から11月22日の本会議の一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配付してあります資料のとおりその一部を取り消したい旨の申し出がありました。この発言

取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、荒木春吉議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

閉 会 午前10時35分

○高橋勝文議長 これにて、平成24年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成24年11月26日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大泉辰也	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会予算特別委員会
平成24年11月26日(月曜日) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第67号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

- 内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第67号を議題といたします。

議 案 説 明

- 内藤 明委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

- 内藤 明委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する
質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお

願いをいたします。

議第67号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましてはお手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

委員会	付託案件
総務文教分科会	議第67号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、第2表、第3表
厚生分科会	議第67号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款
建設経済分科会	議第67号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款

散 会 午前10時10分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成24年11月30日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会予算特別委員会
平成24年11月30日（金曜日） 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第67号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務文教分科会委員長報告
（2）厚生分科会委員長報告
（3）建設経済分科会委員長報告
" 3 質疑、討論、採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第67号を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 内藤 明委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。
〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕
○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。
総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は11月26日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、第2表及び第3表であります。審査に入る前に、審査の進行について議第67号第1表中歳出第3款の一部の審査終了後に第2表及び第3表までの審査を行い、その後に第1表中歳出第10款の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第67号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「緊急県産稲わら確保対策事業費補助金は、原発の事故によって稲わらを確保できなくなったことによるものなのか」の問いがあり、当局より「原発事故によって宮城県産稲わらの確保が難しくなったために、県産の稲わらで対応するための補助金です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第67号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第67号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新寒河江温泉のポンプの寿命について」の問いがあり、当局より「3年程度で更新となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第67号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「臨時職員の従事業務について」の問いがあり、当局より「介護予防対象者把握事業、自立支援法改正関係事務補助、庁舎の耐震工事関係事務に従事していただきます」との答弁がありました。

次に、議第67号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「チェリーランド関係の債務負担行為の限度額だが、詳細に計算しているのか」の問いがあり、当局より「物件費、人件費、委託料等について詳細に積算しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第67号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第67号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「市民文化会館の耐震補強工事による利用者への影響について」の問いがあり、当局より「現在、耐震診断を実施した業者から話を聞いておりますが、直接的な影響はないようです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は11月26日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第67号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部及び歳出第4款であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「高松地区における学童保育の開設時期、学童保育の人数の見込み、高松小学校内に学童保育を設置するメリットをどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「平成25年4月に開設すべく準備を進めています。ことしの8月にアンケートを実施した時点では12名の申し込みがありましたが、40名程度が理想的な規模であると考えております。学童保育に行くまでに交通事故等の心配がないこと、小学校の体育館やグラウンド、遊具などの施設を活用できることがメリットであると考えます」との答弁がありました。

委員より「寒河江市における生活保護の保護率と県内他市と比較しての位置はどうか」との問いがあり、当局より「寒河江市の保護率は0.18%で、県内の市では一番少ない数字になっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は11月26日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款及び歳出第11款

であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第67号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「緊急県産稲わら確保対策の具体的な取り組みについて」の問いがあり、当局より「稲作農家と畜産農家が連携して組合をつくり、稲わらを集めるための機械を購入します。今後についても、県内で使用する分については県内で確保するような形で事業を進めていくということを県から聞いております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「今回の2路線以外にも去年の冬で舗装がかなり傷んでいるところがあるのでは」との問いがあり、当局より「明らかに経年劣化と判断されるものについては採択にならないという採択要件があるので、今回はこの2路線になります」との答弁がありました。

委員より「経年劣化で傷んだ舗装について、ことしは既決予算の中で対応はできないということなので、来年は予算の確保をぜひしていただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○内藤 明委員長 日程第3、これより質疑、討論、採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決に入ります。

議第67号に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。
議第67号は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時47分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明